農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2010 6 JUNE

農林水産業の動き

●農地制度改正後の「企業の農業参入」を考える

●戸別所得補償モデル対策の現場からの課題

●川下産業から見た国産材および森林組合系統

●クロマグロの資源問題とわが国マグロ養殖をめぐる動向

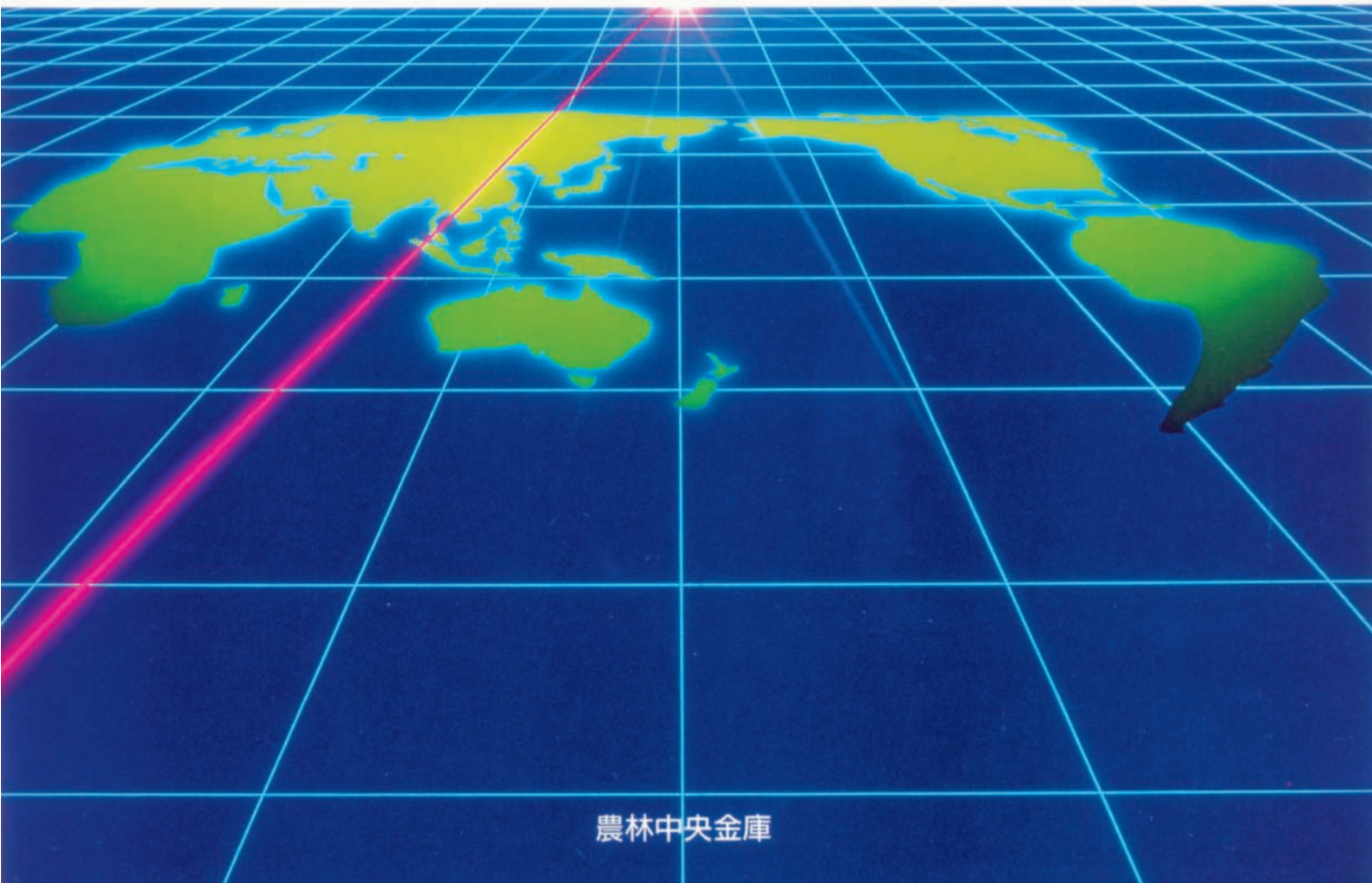

農林中央金庫

今月の窓

日本の美しい原風景

新緑の季節，私が二年間勤務した青森では，この時季の緑の美しさを「春もみじ」と称し，新緑の季節にしか見られない緑の多彩さを多くの人が楽しんでいる。とくに，八甲田山から十和田湖にかけての八甲田・十和田ゴールドラインの緑は素晴らしく，ブナの明るい緑と残雪の白のコントラストが目に眩しい。厳しい冬から解き放たれた開放感に満ちている。また，この季節の農村風景も同様に美しい。新緑の里山に抱かれ，水田の緑も色を濃くしつつある。

新しい食料・農業・農村基本計画が策定される過程で，昨年12月10日の食料・農業・農村政策審議会企画部会では農村の振興について議論がなされている。その議事録を読み返してみると，会議の冒頭の部分で郡司副大臣が「『日本の美しい原風景』という言い方をする場合に，その美しいということの裏側には，農業を初めとする生産活動というものがきちんと行われているという中で美しいというものがあるのだろうというふうに思っておりまして・・(中略)・・やはりそこには人が住むという営みがある。そしてその住むという営みというものは，所得があって，雇用があって，子どもを育てられるような集落が持つ本来のいくつかの機能というものが備わっているということが大事な要件にもなってくるのではないかなというふうに思っております。」と述べられている。

日本の美しい原風景は？と問われたら，日本のふるさとを描いてきた原田泰治さんの絵画の世界を思い浮かべる。田んぼや畑，小川とあぜ道，そして元気な子供たちが登場する中山間の暖かい風景。

４月に原田さんの故郷の諏訪市近郊を訪れた。山あいの村の田畑は傾斜地であるため区画は小さく，とても大規模で効率的な農業生産が実現できるようなところではないが，きれいに整備され，春の花が訪れる人のこころをなごませる。水が清らかに流れ，落ち着いた村落の風景は，まさに「日本の美しい原風景」というべきものだろう。人々の暖かみがあり，元気に子供たちが遊べるこのような環境は，たとえば「春もみじ」のような自然からの贈り物ではない。地域の人々が助け合い，生活を営んできた結果の風景である。したがって，所得や雇用や集落機能がなくなれば，このような風景もなくなってしまう。

そのように考えると，岩盤政策の導入として評価できる戸別所得補償制度や新しい基本計画に示された「農林水産業・農山漁村に関連する資源を活用した産業を新たな成長産業にすることにより，６兆円規模の新産業を農山漁村地域に創出する」こと，中山間地域等直接支払制度を予算措置から法律上の措置とすることの検討は，市場原理主義の実験に失敗したわが国の社会・経済のあり方，地域社会の存続，暖かい日本の原風景の維持にとって極めて重要な政策だと言える。

美しい自然の風景と同様に，我々が守り，後の世代に引き継いでいかなくてはならないのは，美しく暖かい社会の風景である。都市と農山漁村との均衡と調和が図られ，農山漁村地域で人々がいきいきと働く環境を創出できれば，農山村だけでなく寒々としたシャッター通りと化した商店街も暖かさと美しい風景を取り戻せるはずである。

（(株)農林中金総合研究所　専務取締役　岡山信夫・おかやまのぶお）

農林金融　第63巻　第6号〈通巻772号〉　目　次

今月のテーマ

農林水産業の動き

今月の窓

日本の美しい原風景
（株）農林中金総合研究所 専務取締役　岡山信夫

重要性が一層高まる企業と地域の関係
農地制度改正後の「企業の農業参入」を考える
室屋有宏 —— 2

戸別所得補償モデル対策の現場からの課題
小針美和 —— 20

川下産業から見た国産材および森林組合系統
秋山孝臣 —— 35

クロマグロの資源問題とわが国マグロ養殖をめぐる動向
出村雅晴 —— 50

談話室

なぜ食原理主義か
社団法人経済倶楽部 理事長　浅野純次 —— 18

情勢

森林組合の事業・経営動向
—第22回森林組合アンケート調査結果から—
(財)農村金融研究会 調査研究部長　室　孝明 —— 62

漁協経済事業の現状と今後の事業展開
—第28回漁協系統事業アンケート調査結果から—
(財)農村金融研究会 主任研究員　尾中謙治 —— 70

本棚

明田　作　著
『農業協同組合法』
三重大学大学院生物資源学研究科 教授　石田正昭 —— 48

薄井　寛　著
JA総研 研究叢書1
『2つの「油」が世界を変える—新たなステージに突入した世界穀物市場—』
原　弘平 —— 49

統計資料 —— 76

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農地制度改正後の「企業の農業参入」を考える

―重要性が一層高まる企業と地域の関係―

主任研究員　室屋有宏

〔要　　旨〕

1　今回の農地制度改正は，農地を適正に利用する主体の農業参入を基本的に自由化することが大きなポイントである。これにより農業生産法人以外の企業等が地域・農地の限定なく農地を賃借し営農することが可能になった。

2　しかし，企業等が担い手として農地を賃借するには一定の条件があり，なかでも参入企業の撤退という事態も想定し，その際の処理を契約等に明記する「解除条件」が新たな農地リース方式に付された。

3　農地制度改正後の企業参入は，農業経営基盤強化促進法（「基盤法」）による利用権設定と農業生産法人の利用がメインになろう。企業と地域間での摩擦等を避けるためにも，自治体は農地の権利移動において関与を残す仕組みを維持したい意向がある。

4　企業の農業参入数は，旧リース方式，生産法人の設立とも近年増勢が加速している。また，大企業の参入も増加している。大企業では農業の持つ差別化・ＣＳＲ的価値を認識するようになったことが参入増につながっている。

5　企業参入が増加しているが，経営実態は厳しい状況が続いており，撤退も増えている。特に優良農地の確保は大きな課題であるが，この点は農地制度の改正後も変わらないとみられる。

6　農地制度の改正もあり，今後も着実に企業参入は増加する可能性が高いが，これに伴って参入企業と地域の関係は多様化，複雑化が一層進むとみられる。こうした事態に対し，新たな農地制度だけで両者の協調関係を担保できるかという懸念がある。

7　企業は地域・農業に責任を持つ姿勢で農業参入するとともに，企業と地域が相互補完性を発揮し地域の面的な発展につながるように，行政，農協等が積極的，戦略的な役割を担うことが期待される。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　農地法と企業参入について
⑴　改正の主眼
⑵　条件解除付き農地リース方式への転換
⑶　賃借は基盤法利用が中心
⑷　生産法人制度の変更は小幅
⑸　埼玉県の対応
2　企業参入の現状と実態
⑴　旧リース方式は順調な伸びが続く
⑵　生産法人による参入も増加傾向
⑶　大企業の参入増加
⑷　フードシステムからみた参入
3　参入企業の厳しい経営実態
⑴　難しい優良農地の確保
⑵　撤退の増加
4　地域との融合をどうすすめるか
⑴　農地制度改正と参入企業の関係
⑵　企業の公益性を引き出す試み
⑶　企業を地域のメンバーにしていく

はじめに

本稿では，昨年12月から施行された新たな農地制度が企業の農業参入に与える影響や変化について，参入の実態を踏まえつつ検討したい。

また，農地制度の改正もあり企業参入は今後着実な増加が予想されるなか，企業と地域との関係が一層重要な問題になるとみられるが，これについても考察してみたい。(注１)

（注１）本稿では「企業」を「農業生産法人以外の法人」の意味で用いる。農水省での表現は「企業等」となっているが同義である。

1　農地法と企業参入について

⑴　改正の主眼

今回の農地制度改正の主眼は，農地のこれ以上の減少を食い止め，食料の安定供給を図ることを目的に，農地を利用する者を原則自由化した点にあるといえる。

農地法第１条（目的）では，これまでの耕作者主義の役割を評価しながらも，「農地を効率的に利用する耕作者による権利取得を促進する」と利用を主体とする体系に改正された。

具体的には，従来の農地法第３条では，利用権（賃借権）を設定できる主体は，個人の場合では農業常時従事者，法人では農業生産法人（以下「生産法人」という）だけであったが，今次改正でこの要件がなくなり，①農作業常時従事者以外の個人（例えば，レストラン経営者が農業を行う），②農業生産法人以外の法人（株式会社，NPO等），が地域・農地の限定なく参入が可能となった。

今改正では，こうした農地の権利取得の規制緩和と合わせて，「農地を農地以外のものにすることについて規制する」と明記し，農地転用規制の強化を同時に打ち出している。制度改正が一面的に農地利用の規

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

制緩和を推進するだけでなく，その保全強化と表裏をなしていることも重要な意義がある。

⑵　条件解除付き農地リース方式への転換

今回の制度改正以前，企業が農地を借りて農業を行う方法として，農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という）に基づく農地リース方式（正式には「特定法人貸付事業」）があったが，これが今回廃止された。

しかし，これまでの農地リース方式（以下「旧リース方式」という）が農地法に移行し，基盤法から除外されたわけではない。今回農地法と同時に基盤法も改正され，このなかでリース方式が別の形で継承された。つまり農地賃借による企業参入の方途としては，農地法３条と基盤法が並存する形になった。

旧リース方式は，03年の構造改革特区に始まり，05年から全国展開されたが，参入に際しては市町村（または農地保有合理化法人）と企業との間で営農について協定（例えば作目，出荷体制等）を結ぶことが条件であり，かつ参入できる農地は市町村の「基本構想」において「遊休地，または遊休地となる懸念がある地域」に限定されていた。

旧リース方式は，企業の直接参入を地域活性化，遊休農地解消を目的に許容したが，それは担い手政策というよりは地域・産業政策の色彩が強かった。これが今次改正においては，企業を多様な担い手のひとつとして位置づけ，参入地域の限定がなくなった。

しかし，企業が担い手の資格を即時的に付与されるのではなく，一定条件の下に参入を容認するという枠組みが導入されている。この枠組みは農地法，基盤法とも共通で，企業が賃借権を取得できる主な条件としては，①業務執行役員要件，②地域調和要件，③解除条件の３つを規定している（第１表）。

このなかで特に注目されるのは，③の解除条件の内容で，参入企業が借りた農地を適正に利用しない場合，賃借を解除できる旨書面にて契約に明記されること，また撤退という事態も想定し，その際の処理を契

第1表　解除条件付き農地リース方式の許可条件

1　業務執行役員要件
①業務を執行する役員のうち1人以上が，法人の農業経営に責任をもって対応する ②業務を執行する役員は，実質的に業務執行についての権限を有し，地域との調整役としての責任が持てる者
2　地域調和要件
①適切な役割分担，例えば農業の維持発展に関する話し合い活動への参加，農道，水路，ため池等の共同利用施設の取り決め遵守，獣害被害対策への協力等を行う ②機械や労働力の確保状況等からみて，継続的かつ安定的に農業経営を行うかを判断する ③農地法による場合は，農地の権利取得を希望する者が提出する確約書，農業委員会等と結ぶ協定で確認 ④基盤法による場合は，利用権設定等を受けようとする者が，市町村長に提出する確約書，市町村長と結ぶ協定などで確認
3　解除条件
①撤退した場合の混乱を防止するため，以下の事項を契約上（農地法の場合），農用地利用集積計画（基盤法の場合）に記載する (1) 農用地を明け渡す際の現状回復の義務は誰が負うのか (2) 現状回復の費用は誰が負担するのか (3) 賃借期間中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか (4) 現状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか

資料　全国農業会議所（2010）より抜粋

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

約に記載することになっている。

⑶　賃借は基盤法利用が中心

「解除条件付き農地リース方式」というスキームという点では，農地法，基盤法ともに共通であるが，両者には根本的な違いがある。

農地法第３条の賃借は，あくまで農地の出し手・受け手の間の契約で，これを農業委員会が承認する形になっている（市町村長は農業委員会に対し意見を述べることができる）。これに対して基盤法による利用権設定（「利用権設定等促進事業」）では，各市町村が作成する「農用地利用集積計画」のなかで，出し手・受け手が同意することで権利移動が行われる。

賃借権の適用においても，基盤法では「法定更新の除外」に基づき，農地法の自動更新の規定が適用されず，期間満了とともに賃借契約は終了し農地はいったん出し手に返還され，また離作料も発生しない。

基盤法での農地リース方式でも，この利用権設定の仕組みが活用され，「解除条件」も「農用地利用集積計画」のなかに織り込まれる。

賃借による実際の企業参入では，基盤法の利用権設定が中心となり，農地法３条の利用は企業が地権者をよく知っている，または長期の取引関係があるといったケースなどに限られるとみられる。

⑷　生産法人制度の変更は小幅

今回の改正により，農業参入の制度としては農地法および基盤法による農地賃借，生産法人の設立・出資（農地法上の規定）の３つになる。

生産法人制度は本来的には農業者の経営発展を目的にしているが，旧リース方式導入以前から企業参入の方法として定着していた。参入企業の業種では食品製造，青果流通，種苗・資材といった農業との関連度の高い分野と建設業からが中心である。

企業による生産法人への出資には制限があるが，地方では企業経営者が農家である，または従業員に農家出身者がいることが多く，彼らが農業者として設立主体となることは可能であった(注２)。

企業側からみた参入制度としても，生産法人の方が旧リース方式よりメリットが大きかったといえる。生産法人は農家と同等の権利を有する地域の担い手（認定農業者）と位置づけられ，農地取得は所有も含めて地域制限がなく，農業施策の対象としても優遇されている(注３)。

こうした背景に加え，「所有から利用」を旨とする今回の制度改正の趣旨に照らしても，大幅に緩和された利用規制に対して，所有につながる生産法人制度については，議決権ベースで１社最大10％の出資制限を25％に引き上げる（農外資本全体は25％で不変，農商工連携の認定を受けた場合は50％未満）等，小幅な変更にとどまっている。

企業参入の制度としては，依然として生産法人の方が有利であると考えられるが，新たなリース方式では，①本体による直接参入が可能である，②経営の自由度が大き

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

い（生産法人への出資に比べて），③参入地域の限定がなくなった，などから両者の制度間格差は相当縮小したといえる。

企業は両制度のメリット・デメリットを検討しながら，事前の参入形態を選択するとともに，事後に形態変更をする動きが今後増えるだろう。

例えば，新規参入は旧リース方式で行い，その後生産法人を設立する事例は従来からみられた。また，旧リース方式の参入条件等から遊休地は本体で参入する一方，それ以外は傘下の生産法人で対応する２本立て経営のケースもかなり多かった。この場合，営農そのものは一体化しているが経理的に別組織のため，両者での労務提供や機械費用の計上，管理作業にコストが発生するなどの問題があったが，今回の改正により農地契約をいずれかの制度に一本化しコスト削減を図るケースが増えよう。

（注２）建設業では農業との関連度がないため，親会社が生産法人に出資することは不可能であり，経営者等が農業者として設立主体になるのが一般的である。これに対して関連度がある食品関連では，個人に加え本体からの出資関係があるケースが多い。

（注３）生産法人と旧リース方式の２形態で参入したワタミは，旧リース方式のメリットが乏しいとして特区内農地を返上し，生産法人一本で全国展開を図っているのはよく知られた事例である。

⑸　埼玉県の対応

農地法改正に伴う自治体の対応の一例として，埼玉県の状況をみておこう。

埼玉県は昨年，遊休地解消を目的に企業参入の専門部署を設置した。県が窓口となり企業からの相談等に一元的に対応しており，相談件数，調整中の案件数とも予想を上回り，企業の農業への関心は高いと感じている。企業の業種は幅広いが，大消費地に近いことから食品関連が多い一方で，建設業は少ないという。

埼玉県の参入支援は同県の「農業団地整備促進モデル事業」に基づき，企業と市町村双方の意向を県が仲立ち調整していく方法を取っている。具体的には，県の農林公社が農地保有合理化法人として，地権者から農地集積したうえで一括借り受け，企業に貸し出し，賃料支払いも公社経由で行う。農地の権利調整は県が代行するとともに，地権者の意向確認については市町村や各農業委員会が主体となって行い，一方で企業は各市町村との間で個別に農地貸付に関する協定を締結する。

埼玉県では農地制度改正後も，こうした公社の農地一括借受けの仕組みを継承しつつ，基盤法による利用権設定を推奨していく方針である。同県としては，企業参入支援は後発で実績も余りないため，あくまで地域・地権者に対する不安を招かないために，行政が仲介する方法を維持した方が安全だと考えている。この点から旧リース方式の協定に代替する形で，県公社，市町村，参入企業の３者で任意協定を結び，企業が地域と協力し農業を行うことを確認したいとしている。

参入企業にとっても，同県の公社を利用した農地斡旋から契約までのワンストップ・サービスはコストの大幅な節約につながるだけでなく，地域との無用な摩擦を事

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

前に回避することで事業の不確実性を減らすメリットは大きいといえる。

埼玉県に限らず，企業参入に伴う農地権利移動は，農地制度改正後も現実には行政がなんらかの補完的役割を発揮しないとスムーズには進まず，反対に良質な行政サポートが期待できる地域に参入が集中することになると予想される。

2　企業参入の現状と実態

以上，農地制度改正と企業参入の関係について整理してきたが，次に企業参入の現状および実態をみておきたい。

(1)　旧リース方式は順調な伸びが続く

農水省によると，旧リース方式の参入数は09年９月末時点で414法人であり，第１図が示すように06年以降に増勢の加速がみられる。旧リース方式開始時の「10年度末までに500法人」という目標は，新旧リース方式と合わせて達成可能とみられる。

第1図　旧リース方式による参入企業数
（生産法人への移行を含む）

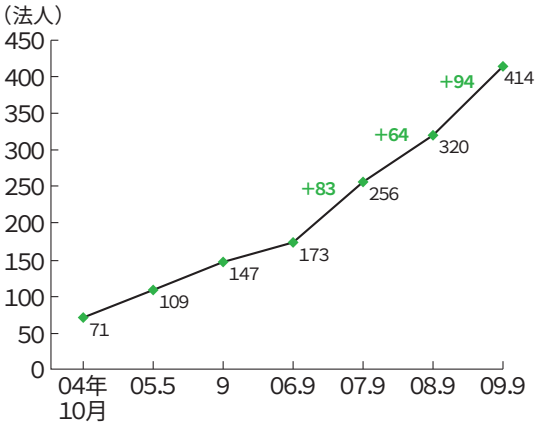

資料　農林水産省HPより作成

参入企業の業種では，建設業の割合が一貫して高く，特に過去１年間では増加全体の47%を占めている。工事受注量が急速に縮小するなかで，雇用維持等を目的に建設業からの参入圧力が高まっているといえよう。（第２表）。

次いで多いのは食品関連だが，相対的なシェアは減少傾向にある。食品関連では，生産法人の設立・出資，また契約取引など農業との取組みにおいて選択肢が広いことも影響していると考えられる。

また「その他」に分類されるさまざまな法人が参入数では最大であり，かつシェアが伸びている。ここに含まれるのは，NPO，社会福祉法人，生協，第三セクター企業，旅館・飲食業など極めて多様である。これらの営農規模は総じて小さいが（市民農園も含む），企業参入の増加傾向は，業種の広がりを伴っていることは注目される。

栽培作物では，野菜が39%と非常に高く，需要面での地場野菜ニーズの強さとともに，農地面積が限られるなかで高い回転率や周年雇用といった観点から，企業的経営

第2表　旧リース方式の形態別・業種別の割合

（単位　%）

	形態別			業種別		
	株式会社	特例有限会社	NPO等	建設業	食品関連	その他
06年3月	51.3	26.3	22.4	36.5	26.3	37.2
06.9	51.4	26.6	22.0	34.1	26.6	39.3
07.3	53.4	26.2	20.4	36.9	22.3	40.8
07.9	50.8	28.9	20.3	34.4	22.7	43.0
08.3	51.2	28.5	20.3	33.5	23.1	43.4
08.9	53.1	26.6	20.3	32.5	20.3	45.0
09.3	54.7	25.5	19.8	35.8	20.6	41.3
09.9	56.5	23.9	19.6	35.7	19.1	43.0

資料　農林水産省HPより作成
（注）　08.9～09.9の業種別割合は生産法人に移行した法人があるため合計は100%にならない。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

に適合的な面があるといえる。野菜に次いで多いのは果樹の16%で，国産原材料にこだわった加工品向けニーズなどが根強い。

⑵　生産法人による参入も増加傾向

旧リース方式と異なり，農外企業が生産法人を設立・出資するケースを統計的に把握するのは難しい。あくまで生産法人は農業者個人が設立する前提のためである。

生産法人全体の設立動向自体は，旧リース方式に似ており，06年以降に増勢が加速している（第２図）。09年１月１日現在の生産法人数は11,064である。

周知のように，生産法人は家族経営や集落営農が法人化したものが多い。農水省のデータでは集落営農から生産法人化したものが1,731（09年２月１日現在）と全体の16%を占めている。それ以外の設立母体を示すデータはないが，いくつかの地域での統計等から，生産法人のうち農外企業が設立・出資した割合は既に相当大きいとみられる。

近年，積極的な企業参入支援を行っている大分県の実績をみると（第３図），07～09年度までの参入企業累計71社のうち，旧リース方式は６社のみで，それ以外は生産法人の設立である（きのこ等の非農地利用を含む）。一方，同県の生産法人数は444であり，旧リース方式，非農地利用を除外しても，生産法人のおよそ２割程度を農外企業の設立が占めることになる。

これに対して北海道では09年１月１日現在の生産法人数2,559のうち農外企業によるものが111（毎年10程度の増加），割合で約４%である。北海道は日本のなかでは担い手確保ができている地域であることを勘案すると，農外企業が占める比率としては下限に近いと考えられる。

仮に農外企業による法人設立を生産法人全体の１割とすると，全国の総数は1,100程度になる。推定の域を出ないものの，企業の参入実績としては生産法人の方が旧リース方式より相当多いとみてよいだろう。

自治体の取組みとしても，地域に根ざした担い手育成の観点から生産法人での参入を奨励する傾向がある。また，旧リース方

第2図　農業生産法人数の推移

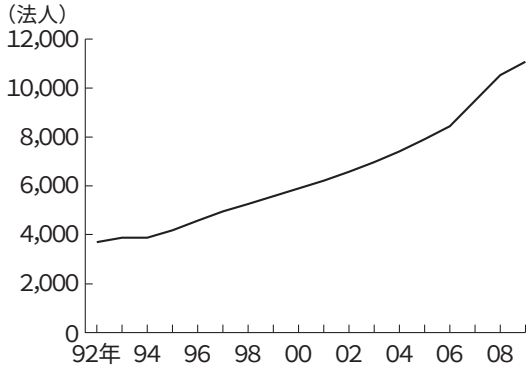

資料　農林水産省データより作成

第3図　大分県の企業参入動向（新規分）

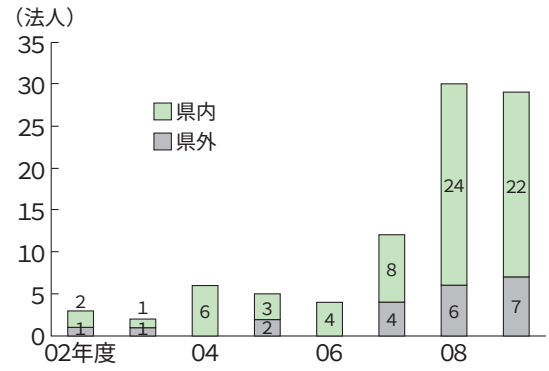

資料　大分県のデータを基に作成
（注）　累計91社，県外21社，県内70社。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

式の参入区域を基本構想に設定したものの，条件不利地が多いため自治体側が生産法人の設立を勧めている地域もある。

⑶　大企業の参入増加

大企業の農業参入は，これまで農地法の適用を受けない畜産物などでは，企業の資本力，技術力の適用範囲が広いこともあり

第3表　大企業等の農業参入の流れ

参入時期	会社名	農業分野	内　　容
97年1月	オムロン	トマト	子会社が高品質トマト栽培（北海道千歳市）⇒3年後に撤退⇒「田園倶楽部北海道」に継承されるが，親会社の宮崎県の造林会社の破綻により09年に倒産⇒10年エア・ウォーターが引き継ぐ
97. 8	プロミス（創業者）	施設園芸，畜産等	神内ファーム21を北海道浦臼町に設立
98. 7	キューピー	野菜	大規模植物工場TSファーム白河を稼動
98.10	キューサイ	青汁原料ケール	島根県等3か所で生産法人設立
02. 4	ワタミフード	有機農産物	生産法人ワタミファームの広域農場運営
02. 6	サイゼリア	有機農産物	直営農場（生産法人）を福島県白河市に設立
03. 2	メルシャン	ワイン原料ブドウ	長野県丸子町に生産法人設立
03. 9	阪急百貨店	有機野菜	生産法人阪急泉南グリーンファームを設立，ハウス（40a）で有機栽培（ベビーリーフ，水菜等）
04.11	カゴメ	生食用トマト	ハイテク菜園，生産法人への出資と契約取引
06. 2	モスバーガー	トマト	生産法人設立，静岡，群馬県に農場
07. 1	マンズワイン	ワイン原料ブドウ	長野県上田市（1.7ha），小諸市（3ha，08.4参入）でリース方式で参入
08. 5	ドール	パプリカ	宮城県登米市で養液栽培施設，農地は市からのリース
08. 8	豊田通商	パプリカ	宮城県栗原市で養液栽培施設，生産法人設立
08. 8	イトーヨーカ堂	野菜，堆肥	千葉県富里市に生産法人設立，今後埼玉，神奈川に各2か所，茨城に1か所法人を設立予定
08.11	モンテローザ	水菜，サツマイモ等	茨城県牛久市にリース方式2haで参入，有機JAS認証を目指す
09. 4	コロナ	有機米	新潟県三条市から2.9haの農地をリース。米は社員食堂等で全量消費。地域貢献・CSR
09. 4	JR東日本	野菜	茨城県石岡市に「JAやさと」と法人設立（3ha），体験農園・観光も視野に複数展開も検討
09. 6	生協ひろしま	野菜	農協と行政と連携して北部の遊休地を活用した生産法人設立。2010度予定。
09. 7	サッポロビール	ワイン原料ブドウ	子会社サッポロワイン（90%）と長野県池田町（10%）の出資，12haリース方式
09. 7	イオン	野菜	茨城県牛久市で2.6haリース方式。今後，全国で農場展開し（3年間で10農場），自社でPB野菜を販売
09. 9	住友化学	野菜・果樹	今後5年間で全国10か所で直営農場，20～30か所で生産委託し自社ブランドで販売
09. 9	NTTコミュニケーション	野菜・果樹	農業参入に向け社員等の生産体験活動を開始。IT利用のネット通販，生産ノウハウの蓄積が目的
09. 1	JR九州	ニラ等	2010年4月に大分市に生産法人設立，九州他県でも進出交渉中
09. 4	JR東海	野菜	JR東海商事が愛知県内でレタス等の水耕栽培をリース方式で参入
10. 1	九電工	オリーブ	熊本県天草市で遊休地を活用したオリーブ栽培
10. 2	エア・ウォーター	トマト	破綻した「田倶楽部北海道」から施設を購入，カゴメ向けトマト，エスビー向けベビーリーフを栽培
10. 2	吉野家	タマネギ等	神奈川県に地元農家と生産法人を設立（32aで開始，将来は5ha目標），全国20か所以上に展開する構想

資料　新聞報道，プレスリリース等より筆者作成
（注）　本表での「リース方式」は「旧リース方式」の意。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

商社系を中心に参入が浸透していた。他方，青果物等の土地利用型農業では，農地法の制約以外にも，価格変動が激しいこと，また必ずしも企業的経営にコスト優位性がないこと等から，販売契約や契約生産には積極的であっても直接参入はまれであった。

特区が創設された03年前後にワタミなどの外食産業，カゴメの大型自社農園などの参入があり，大企業の参入ブームが一時喧伝された時期があったが，その後下火となった。また大企業であっても，参入後の収益環境が厳しいことは広く認識されている。

ところが08年を契機に，大企業の参入が再び増加基調になっており，参入業種も食品関連に限らず，資材，商社，輸送などに広がっている（第３表）。

ここにきて大企業が農業に参入してくる背景には，国民各層で高まる農業・食料に対する関心や懸念が決定的に重要な要因となっていると考えられる。

これと関連して，大手企業の参入では，農業を単に食材，原料の調達先とするのではなく，環境，文化，景観・アメニティ，CSR等を含む「農業・農村の多面的な価値」を企業活動の新たな差別化領域として取り組む意向が強い。

かつて大企業は採算面から農業は単体事業として困難とみていたが，その後の社会経済環境の変化等から，連結経営のなかで差別化価値が期待できる事業へと転換したといえよう。

大企業は事業領域も広く，例えば流通大手であればグループ内サプライ・チェーンを活用した需給調節ができるという優位性がある。自社農場の農産物を業態・価格帯で切り分け販売し，かつ食品ロス，流通コストを大きく節約できる可能性がある。

また，大企業にすれば数億円程度の農業投資は大きな負担ではなく，事業としては大きな赤字を出さなければ差別化，CSRの観点を含めて合理的な投資とみなす余地が広がったといえる。

⑷　フードシステムからみた参入

大企業を含め農業参入が活発化している背景は，生産―加工・流通―消費といったフードシステムという観点から捉えてみるとより理解しやすい。

現在のフードシステムが全体として大きな制度疲労を起こしており，フードシステムにかかわる各主体（生産者，流通・加工業者，消費者等）の多くが，制度の修正が必要との認識を持つようになっている。企業はこうした現状をビジネスチャンスと捉え，フードシステムの再構築，またはサブシステムの形成を模索する動きのひとつとして農業参入を位置づけているといえよう。

わが国の食の市場は，全体として飽和状態にあるものの依然として大きく，差別化を通じた市場開拓余地は残されている。その方向性も「安全・安心」「健康」「簡便」「安価」等，企業・商品ごとにじつに多様である。従来フードシステムの対象として意識されてこなかった地域・自然・環境といった要素なども，付加価値形成の切り口となりつつある（第４図）。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第4図　フードシステムからみた農業参入

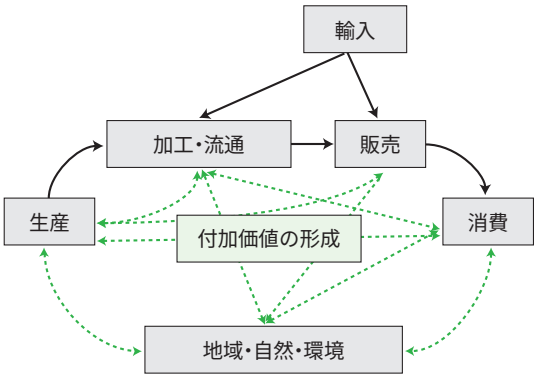

資料　筆者作成
（注）　実線がメインの流れ，破線は新たな取組み。

第5図　農業参入の理由

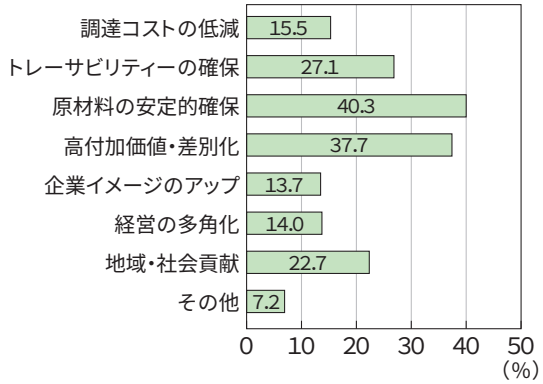

出典　日本政策金融公庫2010年2月26日付ニュースリリース

さらに食品関連企業については，市場取引から契約取引（数量・面積契約），栽培指導・資材供給，出資，人的派遣，直営と農業に対して取りうる選択肢は幅広く，あくまで農業参入はそのひとつのオプションであり，またビジネスとして可能かを見極める実験的な意味合いも強い。

日本政策金融公庫が本年２月に発表した食品関連企業（食品メーカー，卸・小売，飲食の6,823社が対象，有効回答2,446社）に対するアンケート結果では，「既に農業に参入済み」が10.5%に達し，「検討・計画中」の5.6%，「関心があるが検討していない」の27.8%と合わせると，約半数が農業参入に関心を示している。

参入の動機では，必ずしも短期的な収益向上を目的にしたものでない項目が上位にランクされている（第５図）。「原材料の安定的確保」が40.3%でトップで，「高付加価値・差別化」「トレーサビリティの確保」を上回る結果となっている。「地域・社会貢献」「企業イメージアップ」も高いウェイトを示している。

こうした結果もフードシステムの現状に対する企業行動のひとつとして農業参入があるという見方と整合的であるといえる。

3　参入企業の厳しい経営実態

(1)　難しい優良農地の確保

企業参入の制度と実態の関係を検討するには，参入後の経営状況の把握が不可欠であるが，これも旧リース方式についてはある程度のデータがあるものの，農外からの参入全体をカバーするデータは存在しないという問題がある。

旧リース方式では，種々のアンケート調査が優良農地の確保が難しいことが参入時の最大の問題としている。例えば，旧リース方式で参入した企業で作る農業参入法人連絡協議会が全国農業会議所と共同実施した調査（08年３月，281法人のうち82法人回答）では，借りた農地に問題があったとする回答が約６割を占めている（第６図）。しかも農地の状態が悪いため，土壌改良が参入後数年にわたり必要との指摘も多い。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第6図　借り受けた農地の状況

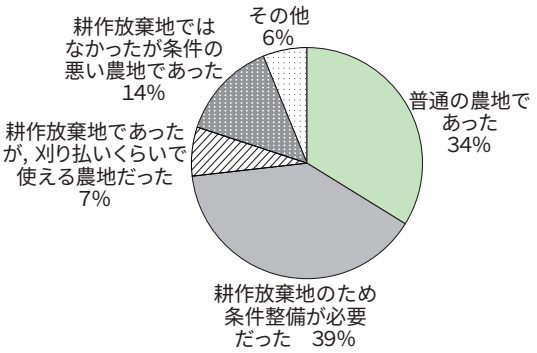

出典　農業参入法人連絡協議会・全国農業会議所「農外から農業に参入した法人に対するアンケート調査結果概要」

また同調査では，回答企業の６割以上が参入後３年以内ということもあり，63%が収支は赤字としている。経営規模は「１ha未満」が52%を占め，小規模な企業が多い。

規模拡大のペースによるが，農業参入から数年間は農地改良を含めて初期投資が予想以上に必要であり，一方この間の販売収入も限られるため経営的には厳しい状況が続くのが一般的である。特に旧リース方式で参入した建設業では，販路確保の困難さもあり企業参入の経営問題が集約的に発現しやすい。

渋谷（2009）が行った地方建設業についての調査（70社対象）によると，農業部門の収支について参入時点では平均5.4年で黒字化を見込んでいるが，現実に黒字化した企業は平均7.6年を要している。筆者の聞き取りでは，参入企業は「４～５年での黒字化」を期待しているが，現実には５年程度での達成は難しいのが実情である。したがって，参入時に十分な経営体力があることが長期的営農の不可欠な条件である。

旧リース方式に対し，生産法人での参入では，①設立時期が早い，②農地取得の制限がない，③販路を持つ食品関連の占める割合が高い，④農業支援を受けやすい，などの条件から収益環境は相対的に良好だと考えられる。

⑵　撤退の増加

農業に参入した企業のその後の展開については報じられることが少ないが，現実には参入の増加とともに撤退や規模縮小等も増えている。

農水省によると，08年９月までに旧リース方式で参入した企業351社の１割弱にあたる31社が撤退している。撤退した理由は「本業の不振」「農業経営の不振」がそれぞれ３割を占めている。(注４)

以下では，旧リース方式の参入事例の多い鹿児島県の状況についてみてみたい。

同県では県西部の薩摩川内市，阿久根市，薩摩半島の南さつま市，種子島の西之表市において，遊休農地の解消を目的に市が特区を開設し積極的に企業参入を推進してきた（栽培作物は，サツマイモ，ラッキョウに集中している）。

このうち薩摩川内市では，地域特産物の「唐浜らっきょう」の生産振興を目的に特区を04年に開設した。市は参入企業が「すぐに栽培を開始できるような状態」を提供することを基本に，圃場整備，農地斡旋，省力化施設の補助，農協を通じた販路の確保等の仕組みを提供した。

同市からの要請を受ける形で農協出資の食品メーカーが04年に進出し，05年には建

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

設関連の６社が参入した。しかし，翌06年には「本業の不振」を理由に建設３社が撤退している。その後も建設関連の撤退が続き，現在営農を継続しているのは農協系の１社のみとなっている（建設関連の１社は生産法人に転換し生産を続けているため，実質的には２社）。

ラッキョウは収穫・出荷作業に要する労賃が生産コストの６～７割を占めるが，気象変動等もあり，収量，サイズ，数のバラツキが大きく，効率的な作業体系が組みづらいという。加えて単価の低迷もあり，こうしたリスクを吸収していく経営体力が撤退企業には不足していたといえる。

現在も生産を続けている農協系食品メーカーは経営体力と自らの販路を持っており，また参入動機はあくまで産地化支援であり，将来的には農家等に経営を移譲するという目的で経営を続けている。それでも収支的に厳しく，経営面積の縮小を余儀なくされているのが実情である。ただし，撤退企業の農地は，市の農業公社や２名の新規就農者（同公社で研修）に引き継がれたため遊休化することはなかった。

ラッキョウ栽培を中心とする南さつま市の旧リース方式も似たような状況になっている。ここでは最大17社が参入していたが，現在は10社までに減少している（生産法人への転換１社を含む）。また，撤退に伴って農地の一部が，再遊休化するような事態が発生している。

他方，同じ鹿児島県内の旧リース方式であっても，西之表市や阿久根市のサツマイモ生産は焼酎原料としての需要が堅調であり，また生産が機械化体系に適合的なこと等から，参入企業は規模拡大を通じ担い手としての存在感を高めている。

西之表市では，焼酎用および青果用サツマイモと裏作に加工用ジャガイモを生産する参入企業の規模拡大が続いている。建設業から参入した法人は（生産法人も所有），加工部門を含め10億円近い売上と100名以上の雇用機会をもたらす規模にまで成長している。

（注４）撤退理由では「本業の不振」が最多の11社，「農業経営の不振」が10社。本業との人材のやりくりがうまくいかず，「農業従事者の不足」が５社，「別法人への移管」３社，「貸付期間満了」が２社だった。農水省は撤退企業の農地は「ほかの法人などに利用されており，ほとんどが遊休地化していない」（経営局）としている。（『日本農業新聞』09年４月19日）

４　地域との融合をどうすすめるか

⑴　農地制度改正と参入企業の関係

今回の農地法改正のポイントは，農地を適切に利用する主体に対し，農業参入を自由化していくことにある。この背景には，旧リース方式において一部に撤退等があったものの，総じてみれば企業参入が地域・農業の活性化に一定の効果があり，また地域の側も大きな懸念が生じなかったとの認識があろう。

たしかにマクロでみるとこうした認識は妥当性があるが，地域により企業との関係は複雑である。企業参入が今後基調として

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

増加するとみられるなか，企業の参入目的，形態，規模等が一層多様となり，これとともに地域との関係も多様化，複雑化が進むとみられる。こうしたなか参入後の企業と地域との関係をどう協調的で持続的なものにしていくかが，企業参入をめぐる問題の焦点となってくると予想される。

農地制度の面では，新たなリース方式が「解除条件付き」という形となり，市町村が関与する基盤法での利用権設定が主流になるとみられ，旧リース方式と一定の連続性が維持されることになった。

一方で，旧リース方式は市町村と企業の間で個別に営農内容を盛り込む事前調整の余地が大きかったが，新たなリース方式では「解除条件」の一般規定だけで地域との協調関係が担保できるかという懸念は否定できない。２重のセーフティネットの意味からも，埼玉県のように企業との間で個別に協定を結ぶ試みは賢明な措置といえる。

いずれにしても，農地制度の改正は参入後のモニタリングとともに，参入企業を地域に関与させ，長期的に相互にメリットを出す仕組みの重要性を一層高めたといえる。

農地取得に関しては，今回の改正により，企業の農地賃借に地域制限がなくなったものの，これが企業の優良農地の確保に直結するわけではない。優良農地の量は限られており，地域の担い手も集積したい対象であることに変わりない。

また企業の参入地域の選択が広がることで，現在の圃場から撤退・移動するケースが増加する可能性がある。既に企業が重要な担い手となっている地域では，企業の撤退等は地域農業の維持そのものを危うくする懸念がある。

反対に，資本力，販売力のある企業の存在が過度に大きくなる場合は，地域の担い手との競合・摩擦が懸念される。

このようにみていくと，経済界が主張するように農地制度の規制緩和と企業的農業経営の推進が日本農業を強くする，またひいては消費者の利益に合致するという論理は，繊細で複雑な地域の実情や個性を捨象している面があるといえよう。

特に土地利用型農業では，農地や地域社会といった企業が自己完結的にコントロールできない要素が生産に極めて大きな影響を与える。参入の事前・事後を通して地域との有効な協調関係を構築していくことが，規制緩和のメリット以上に企業の農業経営を左右する要因であるという認識が必要である。

⑵　企業の公益性を引き出す試み

そもそも農業において参入企業が発揮できる優位性とは何か，また地域が企業に期待する優位性とは何なのだろうか。

必ずしも明確になっていないこの問いに対して，プロジェクトを立ち上げ普及活動を行っている京都府の南丹農業改良普及センター（以下「センター」という）の取組みを紹介したい。

a　「地域貢献型」経営体モデルの育成

同センターの管内（亀岡市，南丹市，京

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

丹波町）では，「京」「丹波」という全国的なブランド力と現実的な農地価格の折り合い等から，06年以降，企業が生産法人を設立する動きが増加している（09年度末で19社，なお京都府は旧リース方式の区域設定をしていない）。

こうしたなかで，同センターでは08年度から「センターが企業とどう関わるべきか」「参入企業の地域貢献はどうあるべきか」という観点から，若手を中心にプロジェクトチームを作り議論を重ねてきた。このなかから，センターは技術指導にとどまらず，企業が地域に根ざす法人になるよう地域の農家や農協等への働きかけをすべきとの方針から，①地域のなかで企業が地域にもたらす懸念を最小限にすること，②企業が潜在的に持つ地域貢献の可能性を引き出すこと，の２つを目標に設定した。

b　２つの対応

センターがプロジェクトの対象としたのは，管内の規模の大きい２社である。

七味製造のＺ社（年商約７億円）は安全・安心な原料調達の目的から，従来の中国産トウガラシの全量国内産への切替えを図っており，管内に自社で13haの利用権設定と約４haの契約栽培による大規模経営を展開している。

一方，全国のデパートで青果物販売を行っているＹ社は（年商約160億円），もともと従業員教育の場として法人を設立したが，現在は「日本農業のモデル農場」を目指し，６haの農地と40ａのハウスで，イチゴ，バジル等20品目以上の青果物を生産している。同社は京丹波町以外にも全国２か所に農場を持っている。

両社の地域との関係は対照的で，Ｚ社は地元生産者約40名と契約取引を行っているのに対し，Ｙ社は自社生産物を親会社に出荷するため地域とのつながりが希薄であった。

センターとしては，Ｚ社に対しては技術指導とともに，農家との契約取引に関して農協が生産指導，集荷・精算に関与するように誘導することで，農家が安定的な取引関係を結べるように取り組んだ。

一方Ｙ社に対しては，技術指導とともに，地域との接点が持てるように誘導を試みるとともに，同社研修施設での新規就農者の受入れ，地域の篤農家等が持つ技術の集積拠点，食育講師，農業体験の場等の公益的な役割を担ってもらうこととなった。

センターとしては，こうした取組みにより企業と地域の融和が一挙に進まなくとも，企業を孤立させず地域と一緒に活動していくことで，企業の姿勢も次第に変わっていくのではと考えている。Ｙ社にしても，現在はまだ「水と油を振った状態」とみており，外部から参入した企業と地域の融和は長期的な視点が必要である。

⑶　企業を地域のメンバーにしていく

長い灌漑農業という歴史を持つ日本農業では，地域の農家が協力し合い農業を行う仕組みが深く根ざしている。この仕組みは，農地や地域資源を適切に管理していくシス

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

テムとしては現在も有効なものであろう。

地域・農家の軸を「ウチ・ヒト」と表すと，会社形態をとる企業の活動領域は一般に「ソト・モノ」の領域にあるといえよう。行動原理が異質な主体が，はたして本来的に「ウチ・ヒト」を領分とする農業を適切，長期に行えるのかは本質的に難しい問題である（第７図)。

しかし現実には地域・農業への責任を強く意識し，損得とは別に地域貢献や公益的観点から農業参入している企業が存在しているのも事実である。こうした企業は地域のさまざまな協力や共感を得て，結果的に事業としても成立する確率が高いように筆者にはみえる。(注５)

地場企業の場合，事業，従業員ともに圧倒的に地域内にあり，また会社形態をとっていても非上場のファミリー経営であるケースが多い。こうした企業は，地域の存続・活性化がそのまま自社の発展とリンクしていることを自然に理解している。

第7図　企業参入に伴う「ウチ・ソト」，「ヒト・モノ」軸

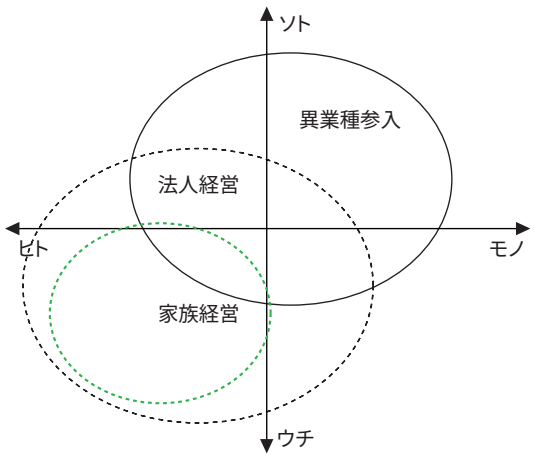

資料　筆者作成

いわば農外企業であっても「ヒト」の側面を色濃く持ち「ウチ」に対して責任を果たそうとする，資本主義としてはいささか「不純」な企業が日本には多く存在する。そうした企業が地域農業と補完性を発揮し，地域が内在的に持つ力を浮き上がらせる可能性があるといえよう。(注６)

また農外企業の参入を含め，地域農業が多様な担い手と連携することで，地域のソーシャル・キャピタル（社会的関係資本）が蓄積，豊富化する契機になるケースも考えられる。農商工連携・６次産業化といった地域を挙げた農業経営力への展開において，参入企業が積極的に役割を果たす余地はある。

一方，いうまでもなく，すべての企業が地域に対する責任，公益性という観点を強く意識し農業参入するとは限らないだろうし，利用主体に参入の門戸を広げた農地制度の下では，「ソト・モノ」の遠心性が強い参入企業が増加する懸念がある。

こうしたなかで参入企業に地域との間で相互補完性を持たせ，結果的に地域の面的な発展につなげていく最も戦略的ポジションにあるのが農協だといえよう。農協は「ウチ・ヒト」をベースにする組織であるが，地域・農業の活性化のために「ソト・モノ」のエネルギーや情報を地域・農業の活性化に上手く転換していく積極的な役割が期待されている。

（注５）筆者が知っている事例では，県内に新たな資金循環を作りたいと遊休地で大豆を生産し始めた岩手県の菓子メーカー，生物が棲める田んぼで生産された米による酒づくりを目指して，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

地元農家と連携し酒米栽培している宮城県の酒造メーカー，限界集落化を回避するため農業に参入し，地域の特産物の振興に取り組む新潟県の建設会社，産業廃棄物で荒廃した里山の再生を目的に地域の有志と一緒に観光農園・６次産業化を推進している新潟県の建設会社，知的障害者の雇用の場としてイチゴ観光農園を開設した島根県の建設会社などが挙げられる。

（注６）本稿では「企業・法人・会社」について，混乱を避けるためにも，明示的に区別しなかったが，この３つは同一のものではない。この点については，岩井（2009）が大変示唆的である。岩井は，「企業は利潤の追求を目的にした経済組織」であるのに対して，「会社とは法人化された企業」である。また法人は「株主からみるとモノ，会社資産からみると主体としてヒトと不思議な二面性」を持つとする。

法人は本来公共的なもので，法人構成間の私的な契約を超えた「存在」を社会に認知してもらう必要がある。歴史的にみても最初に法人（corporation）となったのは，ヨーロッパの自治体や植民地，僧院だったという。そして「ヒト」的性格の強い日本の資本主義は異質なものではなく，積極的な普遍性を持つとしている。

＜参考文献＞

・岩井克人（2009）『会社はこれからどうなるのか』平凡社
・大仲克俊（2010）「特定法人貸付事業及び解除条件付き農地貸付における一般企業の農業参入の実態と課題」『農政調査時報』563号
・渋谷往男（2009）『戦略的農業経営』日本経済新聞出版社
・全国農業会議所編集・発行（2010）『農地制度ここが変わった（詳細版）』
・田中淳夫（2010）「『地域への貢献』を模索しながら進める農業参入企業への普及活動」『技術と普及』２月号，全国農業改良普及支援協会
・室屋有宏（2004）「株式会社の農業参入―事例にみる現状とその可能性及び意義について―」『農林金融』12月号
・室屋有宏（2007）「企業の農業参入の現状と課題―地域との連携を軸とする参入企業の実像―」『農林金融』７月号

（むろや　ありひろ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

談話室

なぜ食原理主義か

ごく緩やかな菜食主義を始めて40年近くなる。おかげでわが家も息災平穏と言いたいところだが，草食系男子の旗色が悪い昨今，大きな顔をするのははばかられる雰囲気である。とはいえシマウマやキリンなどの草食動物は，戦いはへただけれども持久力ではライオンや虎が及びようもないほど優れている。だから菜食でなければなどと言う気は毛頭ないが，食が人の性格や行動に影響する可能性は排除できないというのが私の持論である。

「食原理主義」という言葉は私が勝手に言っているだけかもしれない。「原理主義」の前に「市場」とか「イスラム」とつく場合のように，それ以外の価値を認めようとしない自分勝手な主義主張であるとしてあまり肯定的に使われないことが多い気がする。

しかし「食」という行為は，空腹度合いや味覚，視覚，触覚，さらに体験や知識，そして感情によって大きく影響を受ける一方で，何を，いつ，どのように食べるかは人間の体と心をつくるうえで決定的に重要である。それほど重要で微妙な食であるにもかかわらず，いささか軽んじられすぎている気がしてならない。食のありようによって世の中が変わるとさえ思えるので「食原理主義」を言っているのだが，供給側からは食材の販売，需要側からは価格と嗜好の点からしか見られていないように感じるのは残念である。

特に子供については，楽しく，健康にいいものを食べることで，健やかな体と豊かな心を引き寄せられるはずだ。肉親の愛情がこもった食事を日々楽しめば，感謝とか道徳倫理といったことも身についていくのではないか。食事のマナーにしても，親から教わり，子に伝えたことは一生ついて回ることで，わが家でも機会を逸しないですんで何よりだったと感じる。

食と健康を過剰に意識するあまり「何々健康法」のたぐいがやたら流行するのはいかがかとは思うが(フードファディズムだとする非難もある)，かつてアメリカ国民の健康を守るための食のガイドラインを示したマクガバン報告のように，日本でも国のリーダーたちが国民の健康を増進するため食に関する議論を深め

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ていってほしいものである。

少なくとも高度成長期以降，これほど食が貧困な時代はないのではないか。良質の蛋白，微少ミネラル，一部のビタミンが不足して，子供の粗暴や落ち着きのなさを生んでいる可能性が高い。あるいは突然，怒り出す老人が増えているというが，不定愁訴の中年とともに，微少ミネラル不足を疑ったほうがよい。近年の日本人の骨や歯の質的低下は食と無関係ではありえない。

話題を転じて，日本の食を日本復権の手掛かりにしてはどうかという話を少々述べてみたい。今，世界は和食ブームである。健康に良いことも一因だが，食材，調理法，だし，調味料，盛り付けなど，多様さ，繊細さ，美的センス，あらゆる面での総合力が人気の原因だろう。

だからというべきか，世界で「もどき」の和食が広がっていて，和食の修行をしたとは思えない調理人によるおかしな味，盛り付けが横行している。人気が高まっている日本酒もまがいものが多い。折角の日本酒輸出のチャンスを逸し続けずにすむよう，早急に対策が講じられることを期待したい。

日本を訪れる旅行者に，気軽に和食を楽しめるようにすることも重要である。日本人がパリでフランス料理を気軽に楽しむのが難しいように，外国人には言葉も知識も障壁になる。日光の東照宮境内にある建造物の表示板がどれも日本語だけだったのには驚いたが，外国人観光客に和食を気楽に楽しんでもらうもてなしの気持ちが東照宮並みでは寂しい。和食についての主要言語でのガイドブックを(索引をたくさん入れて)作るとか，メニューをもっと親切にするなど，できることからやっていく必要がある。特に中級和食レストランでの外国人受け入れを積極的に進める努力は歓迎されるだろう。

和食人気が内外で高まることは一石二鳥にも三鳥にもなる。そのために和食検定制度をつくることを提唱したい。調理師に１～４級くらいの資格制度を設け，常時，挑戦する機会をつくる。あるいは和食に関する知識を問う本格的な検定制度を立ち上げて，誰でも和食を学び楽しめる場をつくる。アニメ，マンガ，音楽，ファッション，建築と並んで，世界が日本文化に親しむ主要な柱の一つとして和食を位置づけることが日本再興の突破口になるのではないか。

（社団法人経済倶楽部 理事長　浅野純次・あさのじゅんじ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

戸別所得補償モデル対策の現場からの課題

主事研究員　小針美和

〔要　　旨〕

1　民主党政権下での新しい農業政策として，2010年度に戸別所得補償モデル対策(以下「モデル対策」という)が導入された。本稿では，モデル対策の推進体制に関する課題，特に“地域”の位置づけの重要性に焦点をしぼり，これまでの生産調整との比較，現場での取組みや現場からの声を踏まえて検討する。

2　前対策との比較にみるモデル対策の最も大きな特徴は，政策の考え方として，これまで生産調整で進められてきた“地域”の取組みとして推進するという視点が希薄化していることにある。モデル対策には，前対策にみられた「地域が自らの課題を抽出し，計画を立て，それを施策の中に反映させていく」というプロセス，地域としての水田農業振興と国の施策とを一体として推進する仕組みは担保されていない。

3　しかし，地域の視点の希薄化には課題が多いとみられる。生産調整は①零細分散錯圃という条件のもとでの集団的，面的な取組み，②水田の高度利用を図るための地域単位での土地利用調整の高度化のための調整，といった地域としての取組みを土台として成立しており，政策の推進にあたっても，集落機能を活用する等，地域としての取組みが必要とされている。

4　これまで地域の取組みを推進する主体として位置づけられてきたのが地域の行政，農協等農業団体や農業者等により構成される地域水田農業推進協議会である。その役割は，これまでの政策の推移のなかで徐々に高められてきた。特に，近年，農業者団体主体の取組みとしての推進が強調されてきたことに加えて，市町村行政における農政の推進体制が弱まりをみせるなかで，地域水田協議会の事務局を農協が担う割合が急激に増加するなど，生産調整の推進において農協が担う役割が大きくなっている。

5　モデル対策の推進の現場からも，地域の視点の希薄化による懸念が指摘され，地域として取り組む仕組みや地域裁量の拡大を求める声が聞かれる。また，現場では，集落や地区等の自治能力を活かした取組みなど，地域の視点からの取組みを進める動きもみられる。

6　今後の戸別所得補償制度の本格実施にあたっては，もう一度地域の視点に着目し，制度の見直しが行われるべきであると考える。また，このように地域の取組みとして政策を推進していくことは，地域農業の振興にも通じていく。農協も，これまで以上に主体的，積極的に取組みを進めていくことが求められよう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　「モデル対策」の概要と特徴
　⑴　モデル対策の概要
　⑵　モデル対策の特徴
2　水田農業，水田農業政策における
　“地域”の取組み
3　生産調整における地域水田協議会の
　位置づけと役割
4　地域水田協議会における農協の役割
5　現場からの声，現場にみられる動き
　⑴　地域としての取組みの重要性，
　　地域裁量の拡大の必要性の指摘
　⑵　ブレのない水田農業政策を求める声
　⑶　現場にみる地域の視点からの取組み
おわりに

はじめに

周知の通り，民主党政権下での新しい農業政策として戸別所得補償モデル対策（以下「モデル対策」という）が導入され，大きな注目を集めている。一方で，同対策に関する課題も多くの論者から指摘されているが[(注1)]，本稿では，これまでの生産調整との比較，現場での取組みや現場からの声を踏まえて，同対策の推進体制の課題，特に農業政策における“地域”の位置づけの重要性に焦点をしぼり，検討していくこととしたい。

（注1）例えば，新規需要米の振興による流通の適正化の確保や，過剰米対策，備蓄管理のあり方等に関する課題が指摘されている。民主党政権下の農政に関して総括的にまとめているものとしては田代（2010）等がある。

1　「モデル対策」の概要と特徴

⑴　モデル対策の概要

まず，モデル対策の概要について，2010年３月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という）および「戸別所得補償モデル対策実施要綱」（以下「モデル対策実施要綱」という）をもとに，簡単に整理する。

基本計画において，政府はこれまでの農政について「農業・農村は，総じて農業所得の大幅な減少，担い手不足の深刻化，非効率な農地利用，農山漁村の活力の低下といった厳しい状況に直面しており，これまでの農政がこのような流れを変えることができなかった事実は重く受け止めなければならない」とし，生産調整については「過去40年余り続けてきた米の生産調整は，結果として農業者の間に不公平感を生み，麦や大豆等への生産転換も円滑に進まない状況をもたらしている」と総括している。その上で，「既存の思考や手法の問題点を強い決意で改善していく」として，そのための政策手段のひとつに戸別所得補償制度の導入を位置づけている。そして，11年度以降の同制度の本格実施に先立ち，水田農業を対象として「事業の効果や円滑な事業運

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

営を検証するために，平成22年度に戸別所得補償モデル対策として，国は予算の範囲内において交付金を交付することとする（モデル対策実施要綱）」として，10年度にモデル対策が実施されている。

モデル対策の基本的な枠組みは，①主食用米の生産調整は政策として継続しつつ，新たな事業として②「米戸別所得補償モデル事業」（以下「米のモデル事業」という）と③「水田利活用自給力向上事業」を組み合わせて講じるものである。

具体的には，まず①「主食用米の需要は，人口の減少や高齢化の進展等により今後も減少していくことが見込まれるため，引き続き需給調整を図ることが必要である（基本計画）」として，生産調整は必要であるという認識の下に，主食用米については年度ごとの需要実績等にもとづき生産数量目標を，引き続き策定・配分する。そして，②その「生産数量目標に即して生産した販売農家・集落営農に対して，標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分を交付する（基本計画）」米のモデル事業を講じる。さらに，③「米の生産数量目標の達成にかかわらず，麦，大豆，米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産に対して，主食用米並みの所得を確保し得る額を交付する（基本計画）」水田利活用自給力向上事業を講ずるものである(注2)。そして，「これらの助成については，農業関係団体を経由した間接的な手法によるのではなく，施策対象者である農業者に対して直接交付する手法で実施する（基本計画）」ことを強調している(注3，注4)。

（注２）モデル対策において，政府は「生産調整」という言葉を使わず，「需給調整」と表現している。本稿では，政府文書の引用を除いて「生産調整」を用いる。

（注３）基本計画では，「農業関係団体を経由又は活用した施策は，当該団体が地域一体となった取組の推進力として位置付けられる場合もあるなど，これまで施策の実施の円滑化に寄与してきた一方で，政策的なメッセージ性を低下させたり，当該団体とかかわりが薄い者に対する政策効果の発現を限定させる場面もあったことから，可能な限り施策対象に直接作用するものに改善する。」としている。

（注４）ただし，留意すべきなのは，これはあくまで「モデル」対策であるとしている点である。そのため，食糧法や米政策改革基本要綱といった，水田農業政策にかかる大きな枠組みについては，ほとんど変更していない。しかし，厳密に言えば，基本要綱等で位置づけられている政策の方向性とモデル対策の方針とには整合が取れない面もある。

⑵　モデル対策の特徴

モデル対策の特徴を09年度における生産調整に関連する施策との比較でみると，①生産調整の実効性確保のための手段・考え方として，ペナルティ的な措置は廃止し，生産調整参加のメリット措置を明確にすることで政策への参加を促す仕組みに転換していること，②政策の考え方として，これまで生産調整で進められてきた“地域”の取組みとして推進するという視点が希薄化し，“個”の視点が重視されていること，の２点があげられる。以下，両点を詳しくみていきたい。

ａ　メリット措置の明確化

まず，生産調整に関するメリット措置の明確化についてである。政府は「米穀の生産調整実施要領の一部改正に係るQ&A」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

において，「米の需給調整は，これまでのような強制感を与える仕組みではなく」するとし，「生産調整達成，未達成によるペナルティは廃止し，米の需給調整は米のメリット措置により実行を期す」としている。

具体的には，これまで生産調整を推進するなかでとられてきた，生産調整の未達成者に対する制度資金等の融資の制限，未達成地域に対する過度な生産数量目標の削減，市町村の生産調整目標の達成状況に応じて水田営農に関連する補助事業の採択・予算配分等に差をつける，といった措置は採らない（第１表）。その上で，生産調整達成者に対する財政的なメリット措置として，主食用米に対する助成である米のモデル事業を新たに措置することとしている。

これまでも98年度の稲作経営安定対策の導入以来，生産調整の達成者には主食用米に対する価格下落補てん対策が措置されていた。しかし，米価の傾向的な下落が続くなかでその基準価格も傾向的に引き下げられる結果となる等，必ずしも経営の下支えとして有効とは言い難いとの批判があった。また，07年度以降の施策では，水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営安定対策」という）に加入できない小規模農家にとって，生産調整参加者が未参加者と比較して参加メリットを明確に感じられる措置が施されていなかった。(注5)

これに対し，米のモデル事業では，補償水準が標準的な生産費にもとづいて定められるものとされている。さらに，定額部分は販売価格にかかわらず支払われることとされ，一定の所得を補てんするいわゆる

第1表　09年度の生産調整にかかる施策と戸別所得補償モデル対策の比較

				〈09年度の生産調整にかかる施策〉	〈戸別所得補償モデル対策〉
メリット措置	主食用米	生産調整達成の要否		交付対象者は生産数量目標の範囲内で主食用米の作付を行う農業者（=生産調整達成者）	同左
		交付の仕組み		販売価格の下落による収入減少の一部を補てん 概ね県単位で単価を設定	生産費と販売価格の差額を交付 全国一律で交付
		対象農家と予算総額		主として経営安定対策の加入者，85,223経営体 予算:約750億円（平成20年産ベース）	共済加入者（10a以上作付農家）， 約180万戸，予算:3,371億円
	主食用米以外	主な交付金・事業		産地づくり対策（交付金）	水田利活用自給力向上事業
		生産調整達成の要否		生産調整の達成を要件とする	生産調整達成を要件としない
		地域水田農業ビジョンの位置づけ		地域水田協議会への交付要件として， 地域水田農業ビジョンの策定が必要	交付金と地域水田農業ビジョンとの直接的なリンクはなし
		交付要件・単価の設定		ビジョンにもとづき，産地確立計画を策定 単価，交付対象等の交付要件はガイドラインの範囲内で地域の実情に応じて地域水田協議会で設定 団地化，担い手，農地流動化に対する助成もできる	原則として，生産・販売を行った作物を作付した水田の作付面積に応じて支払う 基本的に単価は全国一律（注1，2）
ペナルティ的な措置				生産調整未達成者に対する融資の制限等	なし
			地域として未達成の場合	助成金の減額	
				過剰作付面積以上の数量削減	
				他事業の採択の制限	

資料　農水省「基本計画」「各対策の実施要綱・要領」「Q&A」より作成
（注）1　その他作物の設定単価については，都道府県で定める。
　　2　激変緩和措置により，モデル対策における実際の交付要件・単価等は都道府県，地域水田協議会ごとに異なる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

「岩盤」の役割をもつことから，生産調整達成者に対するメリットがより明示的に示される仕組みになっている。同時に，同事業の導入は，水田農業政策において「市場支持」から「直接支払い」への傾斜，消費者負担から財政負担へのシフトを強めることを意味する。すなわち，農業者・組合員の経営・家計所得に占める助成金のウェイト，重要性も高まることになる。

また，生産調整の開始以来，他作物の生産に対する助成も主食用米の生産調整の達成がなされなければ交付を受けることができなかった。しかし，モデル対策では，生産調整の達成に対するメリットは主食用米に対する助成（米のモデル事業）として措置することとし，麦・大豆や新規需要米等の生産振興のための助成については「水田利活用自給力向上事業」として，主食用米の生産調整の達成の要否にかかわらず，作付面積に応じて交付することとした。

（注５）経営安定対策未加入者に対する米価下落への補てんとしては，稲作構造改革促進交付金が，措置されていた。しかし，この交付金は産地づくり交付金との融通が可能とされ，多くの地域では米価下落補てんよりも転作に対する助成として用いられていた。そのため，実質的には，米価に対する補てんとしての効果は薄かった。

b “地域”の視点の希薄化と“個”の視点の重視

次に，水田農業政策における“地域”の視点の希薄化と“個”の視点の重視についてである。

04年度からの米政策改革のもと，09年度までの施策においては，単に生産調整の達成のみを主目的とするのではなく，広く地域の水田農業のあり方を考えていくことを水田農業政策の第一義とし，そのための取組みとして生産調整や産地づくり対策（交付金）が位置づけられていた。具体的には，①事業実施主体として，主に市町村を区域として，市町村，農協等の生産出荷団体，農業共済組合，農業委員会，土地改良区，担い手農家，認定方針作成者，実需者，消費者団体等，地域の実情に応じて会員を定め，「地域水田農業推進協議会」（以下「地域水田協議会」という）を組織し，②地域水田協議会の構成員が協議して地域の水田農業の方向性を定める「地域水田農業ビジョン」を作成，③産地づくり交付金の交付要件や単価は，地域水田農業ビジョンにもとづいて産地づくり計画を策定することで，地域の実情に応じて決定することとされた。(注6) すなわち，地域としての水田農業振興計画と国の施策を一体として推進することが施策の仕組みとして担保されていたのである。

しかし，モデル対策では，政策の目的・手段が主食用米の標準的な生産費と販売価格との差額や，戦略作物に対する主食用米所得との差額の補てんのために“交付金を交付する”ことに限定され，その単価は全国一律とされている。また，モデル対策実施要綱やQ&Aにおいて地域水田農業ビジョンの策定やその進捗状況の点検を行うこととされてはいるものの，実際の推進において，“地域として自らの課題を抽出し，計画を立て，それを施策の中に反映させていく”というプロセスは位置づけられてい

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ない。

地域の視点が希薄化し個の視点が重視されていることは，モデル対策の推進体制における地域水田協議会の位置づけや事務フローにも大きく現れている。産地づくり対策およびモデル対策の事務フローをみると（第１図，第２図），産地づくり対策では，フローのなかに明確に地域水田農業ビジョンや産地づくり計画が位置づけられるが，モデル対策にはその姿がない。一方で，モデル対策では国の出先機関である農政局や農政事務所が交付金の交付，申請の受付を行う等，その位置づけが高まっている。そして，交付金の流れは国と農業者の直接的な関係を強めた形で示されている。しかし，その担当業務を詳細にみると，農家に対する申請書や営農計画書の配布，書類の準備，確認作業といった，農家と直接のかかわりをもつ，政策推進のために本来的に必要な事務については，市町村もしくは地域水田協議会が行うこととされている。

このように，モデル対策では，地域水田協議会の位置づけとして，地域の水田農業のあり方を協議する場という役割は狭められ，一方で事務作業はそのまま残されている。

（注６）米政策改革では，認定方針作成者(農業者，もしくは地域としての生産調整の取組方針を作成し，農林水産大臣からの認定を受けた農業者・農協等)が中心となってコメの生産調整を推進し，地域水田協議会の運営にも参画することとされている。地域水田協議会の業務としては，産地づくり計画等の策定のみでなく，その点検，見直し，主食用米の生産数量目標の配分ルールの策定等を行うこととされている。また，産地づくり交付金等は地域水田協議会を通じて農家に交付されており，それらの事務処理，会計処理を事務局となる組織(主に市町村もしくは農協)が担っていた。

第１図　産地づくり対策の事務フローのイメージ図

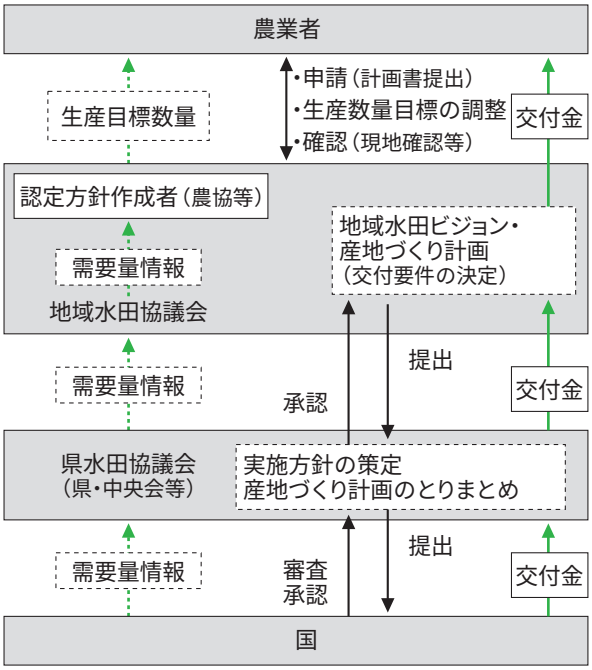

資料　農水省資料，通達等をもとに作成

第２図　戸別所得補償モデル対策の事務フローのイメージ図

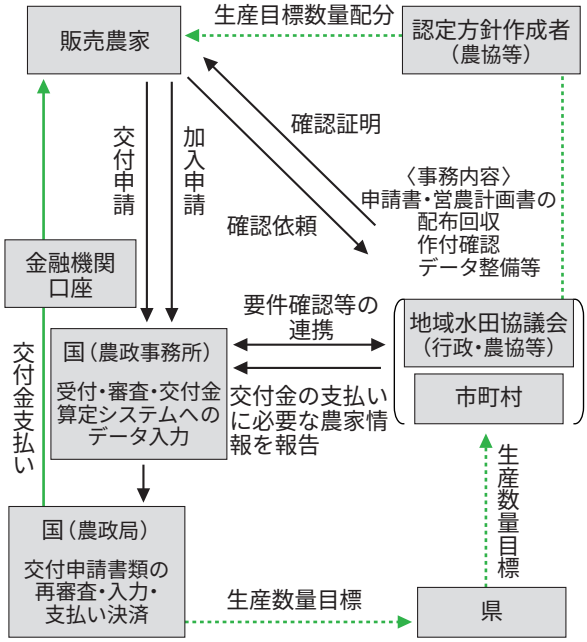

資料　第1図に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

2　水田農業，水田農業政策における“地域”の取組み

このように，基本計画やモデル対策においては，地域の視点が希薄化しているが，果たしてそれで政策効果が十分に発揮されるかどうかは，疑問が残るところである。なぜならば，水田農業は，以下にみるとおり地域としての取組みを土台として成立しており，政策の推進にも地域としての取組みが必要とされているからである。

まず，生産調整の有無にかかわらず，日本の水田農業の特徴として，零細分散錯圃でかつ，規模の小さい農業者が多数存在するため，地域としての取組みが不可欠となる。水田農業における営農行為は，水の分配や水路管理をはじめとして個人だけで完結することはできず，面的な利用調整・取組みが必要となるからである。

また，こうした水田農業としての必然性に加えて，政策目的のひとつである生産調整の実効性を確保するためにも，地域としての取組みが必要となる。(注7)

まず改めてこれまでの生産調整の推進手順をみてみる。生産調整の推進においては，地域水田協議会で定める配分ルールにもとづき，農協等の認定方針作成者から農家に対して生産数量目標の配分を通知する。このときの配分率は多くの場合地域内で一律である。しかし，農家の零細性から当初示された配分率どおりに作付できる者は実際にはごく少数であり，生産調整に参加する意思のある農家でも，当初配分された生産数量目標との間には過不足が生じるケースが多い。そのため，過不足を一定のまとまりとしてならすための面的，集団的な調整を行った上で，最終的な農業者ごとの配分数量を修正する。このような調整は農業者同士が相対で行う場合もあるが，集落内の農家間でやり取りし合う，もしくは取りまとめ役が仲介する等して集落で調整を行っているケースのほか，互助やとも補償を地域の制度として設定し，地域水田協議会や農協が事務を執る取組みも多い。

さらに，水田の高度利用を図るためにも，地域単位での土地利用調整の高度化が必要である。麦・大豆等の米以外の土地利用作物を効率的に生産するには，圃場の団地化，作業の集積，機械の保有・稼働状況に合わせた作業者とのマッチング，そのための利用権の移動といった，より高度な農業者同士の合意形成を要する。また，耕地利用率向上のために二毛作を促進していこうとする場合には，表作の水稲の品種を晩生に変えるといった営農体系の変更が生じるなど，さらに作付内容や作業者との調整を要する。このほか，畜産農家との連携といった新規需要米における実需者とのマッチングも個々の稲作農家が単独で行うことは難しく，需要量，条件に応じた集団的な取組みが必要とされる。

また，このような土地利用調整のみではなく，生産調整の推進においても集落や地区等の自治機能を活用している。多くの地域水田協議会は，集落内での生産調整の取

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

りまとめや事務を，集落から選出された農家に「推進員」として委嘱している。集落における末端の農家までの書類・資料等の配布や回収，情報の伝達や周知等はこの推進員を通じてなされている。その際，機械的な取りまとめのみではなく，推進員が回収した書類の記載事項の不備や捺印漏れ等をチェックし，修正したうえで事務局に提出していることも多い。また，生産調整の事務の要をなすものが，計画書の記載どおりに作付が行われていることを証明するための「確認」作業である。多くの地域では確認の主要な方法のひとつとして，実際に圃場に出向き目視や実測を行う「現地確認」を行っている。これにも推進員が同行するケースが多い。地域の農業者の案内なしに，圃場の場所を特定し，確認するのは非常に時間がかかり，担当者の職員のみでは困難なケースも少なくないからである。

このように，生産調整そのものがその地域の農業者，地域としての取組みに支えられている。そして，モデル対策においても，上記のような地域としての取組みをベースに政策の推進がなされているのが実態である。そうであるとすれば，政策のなかでも地域やその取組みの位置づけを明確にするべきではないかと考える。

（注７）政府は，メリット措置により個々の農家が生産調整に参加すれば過剰は発生しないと想定し，また米価下落に対しては米のモデル事業において所得補償を行うため，事後の過剰米対策は必要ないとしている。すなわち，政策の枠組みとしては，事前の生産調整により，過不足なく生産がなされることが必要となる。

３　生産調整における地域水田協議会の位置づけと役割

地域の位置づけを明確化するうえでは，モデル対策の推進体制，特に地域水田協議会の位置づけについて見直す必要があろう。これまでみてきたように，生産調整は地域としての取組みを前提として推進がなされており，その取組みを推進する主体として政策上位置づけられていたのが地域水田協議会である。そして，以下にみるとおり，生産調整の推進における地域水田協議会の役割は，これまでの水田農業政策の進展のなかで徐々に強められて今日に至ってきた。

第２表は，生産調整にかかる各対策における地域（市町村段階）の助成金（交付金）体系および推進体制の推移をみたもので，協議会が取り組むべき事項とされているものを網掛けで示している。

まず，推進主体として，協議会が位置づけられる嚆矢（こうし）となったのが，87年度の水田農業確立対策である。同対策の要綱に「対策推進の基本的な考え方」「指導推進体制」という新たな項が設けられ，「農業者・農業団体の主体的な取組み」および「地域の関係者が一体となった推進」として，生産調整を推進していくことが強調された。その地域が一体となった取組みの推進主体として，「地方公共団体と農業団体を基軸とし関係組織の積極的参加を得た協議会」を原則として農業団体において整備するもの

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　生産調整にかかる各対策における地域（市町村段階）の助成金（交付金）体系および推進体制の推移

<table>
<tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">対策名</th><th colspan="3">助成金（交付金）体系</th><th colspan="5">推進体制</th></tr>
<tr><th>生産調整達成要件</th><th>全国一律単価の交付金</th><th>地域裁量のある交付金</th><th>協議会の設置</th><th>計画ビジョン策定</th><th>配分ルール決定</th><th>確認</th><th>配分通知</th></tr>
<tr><td>78～86</td><td>水田利用再編対策</td><td rowspan="8">あり</td><td rowspan="5">あり</td><td>なし</td><td>なし</td><td rowspan="4">市町村</td><td>市町村</td><td rowspan="4">市町村</td><td>市町村</td></tr>
<tr><td>87～92</td><td>水田農業確立対策</td><td rowspan="3">あり</td><td rowspan="4">あり</td><td rowspan="3">市町村と農協が協議</td><td rowspan="4">市町村もしくは農協もしくは協議会</td></tr>
<tr><td>93～95</td><td>水田営農活性化対策</td></tr>
<tr><td>96～97</td><td>新生産調整推進対策</td></tr>
<tr><td>98～99</td><td>緊急生産調整推進対策</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>00～03</td><td>水田農業経営確立対策</td><td rowspan="3">あり</td><td rowspan="3">あり</td><td rowspan="3">協議会</td><td rowspan="3">認定方針作成者</td></tr>
<tr><td>04～06
07～08</td><td>水田農業構造改革対策（産地づくり対策）</td><td rowspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">09</td><td>水田農業構造改革対策</td><td rowspan="2">あり</td><td rowspan="2">協議会</td><td rowspan="2">協議会</td></tr>
<tr><td>水田等有効活用促進対策</td><td>あり</td><td>－</td></tr>
<tr><td>10</td><td>水田利活用自給力向上事業</td><td>なし</td><td>あり（注1）</td><td>一部あり（注1）</td><td>あり</td><td>協議会</td><td>協議会</td><td>市町村もしくは協議会</td><td></td></tr>
</table>

資料　各対策の通達集・Q&A集等より作成
（注）1　激変緩和措置については，都道府県・地域水田協議会の裁量がある。その他作物の設定は都道府県協議会が行う。
　　2　色網掛けは協議会に関連するもの，協議会が実施主体であるものを示す。

とされたのである。あわせて，協議会もしくは協議会を構成する農業団体の主体的な取組みを後押しするものとして，地域で使途や交付単価等を決定できる助成措置「地域営農加算」が設けられた。(注8)

その後，00～03年度の水田農業経営確立対策では，地域水田協議会を設置し，地域水田協議会として地域の水田農業振興計画の策定や米の作付に関するガイドライン（後の生産数量目標に相当）の配分等を行うことが要綱上に明示された。また，同対策の助成金のうち，生産者拠出を伴う「とも補償」に関しては，地域における農業者への交付単価を地域水田協議会が水田農業振興計画にもとづいて地域の実情にあった形で設定できることとされた。次対策である産地づくり対策の“地域の関係者が協議して地域自ら計画をたて，その計画にもとづいて助成金の使途・単価を決定する”という仕組みの原型は，同対策において政策として位置づけられたといえる。

そして，04年度からの米政策改革のもとでの水田農業構造改革対策（産地づくり対策）では，地域水田協議会を同対策の事業実施主体として位置づけ，生産調整実施者の確認についても地域水田協議会が行うこととされた。また前述のとおり，同対策の産地づくり交付金には全国一律の単価を設定せず，地域水田協議会が使途・単価を決定することとされた。(注9)

特に，同対策においては，地域水田協議会について，上述のような事業執行のための役割のみでなく，地域の水田農業を考える場としての位置づけを強めたことに大きな意味があると考えられる。米政策改革基本要綱では，地域水田協議会の協議には，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

地域の全ての認定方針作成者が参画することをうたっており，行政，農協等の農業団体に加えて，地域の大規模農業者等をメンバーに含め，生産数量目標等の配分のみならず，地域の水田農業振興のあり方について話し合う場とされたのである。(注10)

（注８）「地域営農加算」に相当する助成はその後の対策でも措置され，96～97年度では「地域調整推進事業」として拡大された。

（注９）その背景には，これまでの施策における全国一律の単価が適地適作を妨げており，地域に応じた仕組みとすべきという強い認識があった。実際に，同対策のもとでの取組みをみると，それぞれの地域において，地域に応じた取組みを進めようとする萌芽がみえていたと考えられる産地づくり対策の詳細や効果を上げている事例については小針（2009），その評価については佐伯（2009）等を参照されたい。

（注10）米政策改革基本要綱では，地域協議会の運営について「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムの下での円滑な取組に資するため，地域協議会の議論には，地域のすべての生産調整方針作成者が実質的に参画するものとする。」と位置づけている。

4　地域水田協議会における農協の役割

地域水田協議会において，行政，農協はいずれの地域水田協議会でも必ず会員となっており，協議会運営を中心的に担っている。しかし，近年では，市町村行政における農政の人員体制が財政悪化や合併により縮小しており，生産調整の推進や地域水田協議会の運営において農協が担っている役割がより大きくなってきた。

第３図は，地域水田協議会の事務局を担当する組織の割合をみたものである。従来から現場では，現地確認等の事務の補佐，

第3図　地域水田協議会の事務局を担当している組織

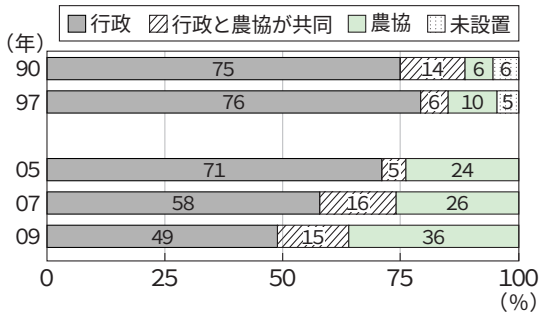

資料　農水省資料，（財）農村企画開発委員会「水田農業確立対策等総合調査」「新生産調整推進対策等総合調査」より作成

営農指導事業における提出書類の作成補助や，記載内容の確認等の組合員へのサポートを通じて，農協や農協職員も生産調整の推進に深くかかわっている。ただし，かつては生産調整を管理する水田台帳を主に行政で管理していたこと等もあり，生産調整の施策にかかる直接的な事務については行政が担うケースが多く，90年代では協議会の事務局も８割近くを行政が担当していた。

しかし，04年度の米政策改革のスタート以降，行政が生産調整の推進への関与を弱めており，生産調整の直接的な事務についても行政から農協へシフトする動きが急激に強まっている。05年においては行政の割合が71％と７割以上を占めていたが，07年では58％，09年では49％と半数を切るに至り，一方，農協を事務局としている割合は09年で36％と高まっているのである。

地域水田協議会の事務局が農協にシフトした背景としては，政策の方向性として農業者・農業者団体主体の生産調整の仕組みとしていくことが強調されたことと，市町村行政の農政担当職員数が近年急激に減少

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第４図　農林水産担当の市町村職員数および農協指導事業職員数の推移

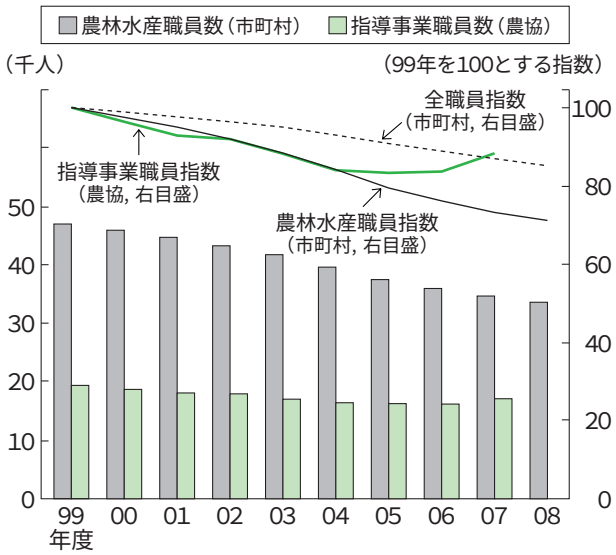

資料　農水省「総合農協統計表」，総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

しているという状況がある。第４図は市町村の農林水産担当職員数と農協の指導事業職員数の推移を示したものである。市町村の担当職員数はこの10年で46,888人から33,391人へと約３割減少している。特に，市町村合併が進んだ03年度以降，減少の度合いが強まっており，なかでも合併市町村での減少が顕著である。

また，市町村の全職員数の減少は１割程度であり，農林水産から他の部門へのシフトも進んでいる。行政の職員削減計画は数年単位で進められるのが一般的であり，職員数の減少傾向は，今後しばらくはより強まりつつ，続いていくものとみられる。(注11)

一方で，農協の指導事業職員数の動向をみると，農協合併や経営健全化の指導等のもとで，営農指導事業の職員の削減を進めてきた経緯があり，03年度までは市町村の農林水産職員数とほぼ同じ割合での減少が続いていた。しかし，05年度以降は下げ止まり，07年度にはやや増加している。(注12)このような状況は，農協における生産調整の推進体制の変化を反映するものと考えられる。

例えば，北陸地方のＡ農協では，07年度より管内全ての地域水田協議会の事務局を農協とし，関係書類の準備や送付などの事務の太宗が農協に移管された。そのため，地域水田協議会ごとに営農指導員一人を事務局の専任担当として年間の業務に着ける形となり，実質的に生産調整に投下する労働量が増加している。さらに，事務の増加に対応するため，営農指導事業の臨時・パート職員も増加させている。

（注11）東北地方にあるＣ協議会は05年４月に４市町村が合併し，06年度より，それまで旧市町村ごとに策定していた産地づくり計画等を統合，合わせて旧市町村（支所）ごとに一人ずつ，合計４人配置していた行政の生産調整担当者を本所２人に整理・統合した。また，北陸地方にあるＤ市の総合計画では，各支所にそれぞれ一人ずつ配置していた農業と商工業の担当者を，産業担当として統合して１人に削減するとともに，農政担当部署についても，農村整備と統合し，人数を削減することとしている。

（注12）農協の職員数の動向，特に営農指導員の変化の詳細については，福田（2009）を参照のこと。

５　現場からの声，現場にみられる動き

ここまで，モデル対策においては，地域の視点が希薄化していることを指摘した上で，これまでの生産調整における地域の取組みの重要性，推進主体としての地域水田協議会の位置づけとそのなかでの農協の役割について整理してきた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

一方で，目を現場に転じると，09年秋にモデル対策の導入が決定されて以降，非常にタイトなタイムスケジュールのなかで，同対策の推進が展開されている。そこで目をひくのは地域，農家，農協組合員のためにと主体的に取り組んでいる農業者，農業団体，行政の推進担当者（以下「担当者」という）の姿である。そして，こうしたモデル対策の推進の現場でも，地域の視点の希薄化による懸念が指摘されている。以下では，そのような現場での取組みや現場から聞かれる声を通して，来年度の本格実施に向けての課題を提起することとしたい。

⑴　地域としての取組みの重要性，地域裁量の拡大の必要性の指摘

まず，担当者からは「地域水田協議会として協議できる内容が狭められ，実質的な協議がしづらくなった」「産地としての計画と，全国一律の助成体系の整合がとりにくく，地域の農業振興と一体となった推進ができない」との声が多くあがっている。

例えば，ヒアリングした東北地方のＥ協議会では，「この地域では，以前から稲発酵粗飼料の取組みを積極的に行ってきている。協議会に出席した農業者から，稲発酵粗飼料への助成について『生産者による品質の差が大きい。品質の安定を図るために，助成要件を厳しくするか，単価に格差をつけてほしい。』ということが提案された。しかし，モデル対策の仕組みでは単価の変更はできず，そのような運用は認められないということで議論がとまってしまい，農業者の意欲を下げてしまった感があった。地域農業の振興に資する取組みには，地域による裁量を認めてほしい。」との声があった。

また，北陸地方のＦ協議会では，「生産調整を行い，かつ耕作放棄を防止していくためには，地域に応じた作付体系を構築していく必要がある。麦・大豆等の大型機械の導入を必要とする作目の場合には，自ずと担い手の確保問題にもつながっていく。これらの土地利用や担い手の問題は地域が抱える課題であり，その課題に対する施策は必ずしも全国一律で適用するものでもない。」という意見があった。その上で，「単に作付制限と自給率向上のための交付金だけでなく，水田農業を地域で考えていく枠組みが必要である」とし，地域の事情に応じた対策の継続の重要性を強調している。

⑵　ブレのない水田農業政策を求める声

次に，度重なる施策の変更が現場の推進に負担感をもたらしていること，既存の施策とモデル対策が必ずしもきちんと整理されていない問題も多くの担当者から指摘されている。

政策の変更に伴い，制度が大きく変更されたとしても，数年単位で作付計画を立てている場合には，それに応じてすぐに作付体系を切り替えることは難しいケースも多い。また，地域水田協議会には，旧来の事業にかかる事務整理は残る。特に，ここ数年において補正予算ごとに追加された施策によって，追加的な事務量の増加や諸施策

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

間の不整合がもたらす制度の歪みが更なる事務の煩雑さをもたらしている。その状況のもとでモデル対策が導入され，地域水田協議会の事務量がさらに増加している，というのが現場の実態である。

もちろん，新たな制度を導入するにあたり，イニシャルコストがかかることはやむをえないが，生産調整の特徴は，その対象者の範囲が非常に広く，人数も多いという点にある。モデル対策の対象者としては，営農計画書を配布する農家が約300万戸，交付対象者は約200万戸にのぼる(注13)。すなわち，ひとつひとつの事務が200万戸，300万戸に適用されることになるため，ひとつの事務作業の有無が現場の事務の増減に大きく影響することになるのである。

そのため，政策を策定するにあたり，「見た目や言葉面だけの事務の簡素化ではなく，実質的な事務の軽減をしてほしい」との声も多く聞かれる。

事務コストの軽減は，現場との意思疎通を図る時間の確保の上でも切実な問題である。東北地方のG農協の担当者からは「大規模に経営を営んでいる農業者からは，農協職員は机に座ってばかりで現場に足を運ばないと叱られることも多い。地域水田協議会での事務作業を減らし，できるだけ現場で農業者と直に話をする機会を作ることが，より効果的な政策の推進にもつながっていく。」との意見があった。

また，二毛作地帯である九州地方のH協議会の担当者からは，「経営安定対策の導入，集落営農の推進の過渡期にあり，農地の所有・貸借の関係が複雑になっているため，今回の二毛作助成で想定しているような助成金の帰属が現場の契約関係と一致するとは限らない」とし，「諸政策間の整合性を含めた制度設計や，現場の状況に応じて交付金の分配がスムーズに行える仕組みを担保してほしい」との意見があった(注14)。

このように，新たな施策の実効性を高める上でも，既存の施策との連続性や整合性に配慮した制度設計，ブレのない水田農業政策が求められよう。

(注13) 水田を有し，生産調整の対象となる農家数が，交付対象者数に比べて非常に大きいことは，助成金の交付を受けていなくとも，生産調整には参加している農家も多いということを意味する。これらの農家は零細規模であることがほとんどであるが，地域規範として，地域の生産調整に協力をしているというケースが多い。

(注14) 国からの農業者への直接支払いとすべきか，地域としてのプールが必要であるかは，地域・現場における土地利用や合意形成のあり方等の状況により異なる。国が想定する助成金体系と地域において望まれる分配の違い，また，地域における農地の受け手，出し手との関係によるところが大きいであろう。

⑶ 現場にみる地域の視点からの取組み

３点目として，各地において，集落や農家組合等の自治組織を活用したり，新たに農家を組織化し，農業者の合意形成機能を高めたり，行政側でも地域の農業関係機関をワンフロア化する等，地域の視点から政策をより効率的に推進するための取組みがみられていることを指摘しておきたい。

例えば，中部地方のＩ農協管内では，地区（おおむね200戸～700戸）ごとに全農地所有者が参画する任意組合を組織し，農地の利用調整等の農業者の合意形成を行って

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

おり，行政対応は任意組合ごとに行うことを基本としている。また，市町村ごとに，行政，農業委員会，農協，普及センター，農業共済，農業公社等の農業関係団体が一体となって参画し，地域振興，農業振興のための企画・立案機能をもつ協議会方式の組織を「営農センター」という名で組織化している。同地域では，地域水田協議会もこの営農センターを活用して運営している。現行の農業政策では，地域水田協議会をはじめとして，各々の施策・事業ごとに協議会の設立を必要とするケースが多い。しかし，実際には，その構成員となる組織や役員にはかなりの重複がある。そのため，施策ごとの協議会をそれぞれ単独に運営するのではなく，営農センターの機能を活用して運営していくことで，運営の効率化が図られるほか，関連する他の施策とも連携がとりやすくなり，地域としての取組みをより円滑に進めることができる。(注15)

このような動きは，必ずしも単に生産調整の推進のみへの対応としてみられるものではない。しかし，このような地域の取組みが充実することで，直接・間接的により有効な推進につながっている。

また，行政や農協の広域合併が進み，これら組織の担当者が全ての農家に個々に対応するのには限界がある。施策の推進体制は，単に行政の関与・取組みを強化するのみではなく(注16)，現場での取組みに合わせ，集落や地区等の自治能力を活かした取組みを通じ，合意形成力を強化していくことでより実効のあるものになると考えられる。そして，そのためのコーディネートや仕組みづくりは，農協が地域農業振興を図る上で本来的に果たすべき役割といえるのではないだろうか。

（注15）さらに，Ｉ農協では，コメ事業については農協全体でとも補償を組み，産地としての有利販売につなげいている。農協の地域農業振興計画は地区としての取組み，市町村の取組み，農協としての取組みの三層構造となっている。

（注16）モデル対策では国の役割を強化するとされているが，一方で，国の出先機関については，地方分権推進委員会等からも見直しが迫られており，実際に，10年10月には整理統合が行われる。また，市町村行政における更なる人員削減が予定されているなかでは，行政として担える範囲には限界があるのが実態である。ＪＡ全中が４月に公表したモデル対策に関する推進状況に関する調査結果からも，生産調整の事務は地域水田協議会が担うとする地域が８割を超えると見込まれる。

おわりに

日本の水田農業は地域としての取組みがあってはじめて成り立っており，水田農業政策についても，地域としての取組みがその土台となっている。また，その政策は，単に生産調整や自給率向上のみを目的とするのでなく，地域の水田農業のあり方を考える取組み，地域農業振興にも資する施策として推進されることも必要であろう。

地域農業振興の方向性，現場の課題は地域ごとに異なり，必ずしも全国一律に施策を適用したからといって解決しうるものではない。国の政策として，一定の守るべき統一ルールは必要であるが，画一的なルールを押し付けるのではなく，最低限のルールは措置しつつも，地域の営農振興計画に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

あわせた形で推進できる仕組みが必要であると考える。

基本計画においても「大規模効率化を目指す農業者も，規模が小さくても加工や販売に取り組むこと等により特色ある経営を展開する農業者も，それぞれが創意工夫を活かしながら営農を継続・発展させることができるよう，現場の主体的判断を尊重した多様な努力・取組みを支援する施策を展開していくことにする」としている。ここで，「現場の主体的判断を尊重」するとは，地域の自主性の重視と解することもできる。現場で懸念されている現行モデル対策の地域の視点の希薄化がもたらしている状況を考慮すると，基本計画にある「現場の主体的判断を尊重」するうえでも，地域の視点にたってモデル対策の見直しを進めていく必要があろう。

これまでみてきたように，水田農業政策において地域の取組みを促進していくにあたっては，行政単体ではなく地域水田協議会が重要なポジションを占めており，なかでも農協の果たす役割が高まっている。また今後は，戸別所得補償制度の導入により，農協組合員の農業経営，農家家計に対する政策の影響が強まると見込まれる。(注17)

農協組合員に向けた政策対応へのサポートもさらに重要なものとなるとみられ，農協が政策の変化に対し，より迅速かつ的確に対応していくことが必要となろう。

もちろん，政策がどのように変わろうとも，現場で解決すべき課題が変わるわけではない。農業政策における地域水田協議会や農協の位置づけにかかわらず，農協がこれまで以上に主体的，積極的に地域農業振興のための取組みを進めていくことも求められよう。

（注17）民主党は水田農業を対象としてモデル対策を導入し，本格実施に向けた検討を行うこととしている。しかし，その施策のしくみや生産構造は作目によって大きく異なり，水田農業でのケースをそのまま他の作目に当てはめることには慎重になるべきと考えられる。水田農業において協議会方式が機能するのは，これまで述べてきたとおり，水田農業の特徴，生産調整の経緯があるためである。それ故，単純に他の作目に適用することは難しく，それぞれの作目に応じた仕組みの構築が必要となろう。

＜参考文献＞

・小池恒男（2010）「なぜ農政に地方分権が必要か」『農業と経済』４月号
・小針美和（2008）「米政策改革の動向」『農林金融』７月号
・小針美和（2009）「現場にみる米政策改革の動向」『農林金融』８月号
・後藤康夫（2006）『現代農政の証言』農林統計協会
・佐伯尚美（2005）『米政策改革Ⅰ・Ⅱ』農林統計協会
・佐伯尚美（2009）『米政策の終焉』農林統計出版
・清水徹朗（2002）「地方分権と農業政策」『農林金融』３月号
・生源寺眞一（2003）「変わる米政策－生産調整を中心に」『農業と経済』第69巻第３号
・田代洋一（2010）『政権交代と農業政策 ― 民主党農政』筑波書房
・日本経済新聞社編（1988）『ルポルタージュ　農業改革ー過剰との戦い』日本経済新聞社
・原弘平（2010）「農業情勢の展望―新たな農業政策の展開と系統組織の役割―」『農林金融』１月号
・福田竜一（2009）「2007年度農協経営の動向」『農林金融』10月号

（こばり　みわ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

川下産業から見た国産材および森林組合系統

専任研究員　秋山孝臣

〔要　　旨〕

1　近年，経済発展の目覚ましい中国の木材需要の高まり等から，中・長期的な外材調達の安定性が懸念される状況となってきており，住宅産業や木材産業のいわゆる川下の木材ユーザーのなかで国産材への需要が徐々に高まりつつある。木材自給率は08年には24％と，最低だった02年と対比し5.8ポイント上昇している。

2　本稿は，このような状況下，住宅産業や木材産業の現時点での国産材の利用状況，国産材を利用するに当たっての課題，将来にわたる国産材側への期待等を数社の住宅メーカー，木材加工業者からヒアリングし，その概要紹介を中心に，川下産業から見た国内林業（国産材・林業・森林組合系統）について論じたものである。

3　ヒアリングの結果，住宅産業，木材産業ともに，国産材への関心が高まりつつあることが確認された。その背景となっているのは主に以下の２点である。第一は，外材の将来的な安定調達に対する懸念であり，量的な問題と同時に，為替相場の変動を含めた価格変動リスクに対する懸念も影響している。第二の背景は，国産材を利用することによるＣＳＲ効果であり，特に大手住宅メーカーではそうした意識が強い。また中堅住宅メーカーにおいては従来から国産材の取扱いが一定程度あったこともあり，動きが活発である。

4　しかし，国産材利用のさらなる拡大に向けては多くの問題点も指摘されている。第一に，その品質，価格が，依然外材に比較して競争力に劣る点である。品質面では，杉の横からの耐性の弱さといった構造的な問題に加え，国産材が客観的な基準を取得していることが少ないといった指摘も聞かれた。問題点の第二は，安定的な供給体制に関する問題で，森林組合系統に対しては効率的事業体質へ向けての自己変革の動きが十分ではないとの厳しい評価も聞かれた。

5　これらのヒアリング結果をふまえ，今後のわが国林業活性化に向けての課題をあげると以下のとおりである。第一に，新生産システム等，生産・流通の合理化に向けて，関係者の一層の努力が必要である点である。第二に，国産材利用のわが国森林資源維持に果たす役割について国民の理解を得ること，横耐性の弱さといった特性の克服に向けての研究促進等，国産材利用拡大に向けて一層の努力を行うことである。第三に，森林組合系統が新たな国産材時代への対応のため，近代的・効率的な組織として自己改革を遂げる必要があるという点である。森林所有者に最も近い森林組合系統に，国産材時代のリーダー的な存在を期待する声も多い。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　住宅産業の現状と国産材への期待
⑴　住宅産業の現状
⑵　住宅産業からみた国産材および森林組合系統
2　木材産業の現状と国産材への期待
⑴　木材産業の現状
⑵　木材産業からみた国産材および森林組合系統
3　川下産業における国産材への期待と今後の課題
⑴　川下産業から見た国産材の現状
⑵　今後の課題

はじめに

わが国林業は，長期にわたる国産材価格の低迷，後継者の不在等により衰退を続けており，2008年における杉の山元立木価格は3,164円／m^3と，ピークだった1980年（22,707円／m^3）の７分の１にまで低下している。また，07年における中・大規模林家（所有山林20ha以上）の年間平均林業所得は291千円にとどまっており，これらの事実は，わが国において，林業を「産業」として成り立たせることが極めて難しくなっていることを改めて物語るものといえよう。

一方，世界的な木材需給を見ると，近年，経済発展の目覚ましい中国等の木材需要の高まりにより，外材の入手困難が問題となってきており，一時的にはユーロ高等による欧州材の値上がりにより国産材が相対的に安価になるといった状況も生じた。そうしたなかで，住宅産業や木材産業といった，いわゆる川下の木材ユーザーのなかで国産材への需要が徐々に高まるといった動きも見られる。08年のわが国の木材自給率は24.0％と，過去最低を記録した02年と対比すると5.8ポイントの上昇となった。国産材生産者の側でも，「新生産システム」(注１)の推進等，生産体制の強化に向けての努力が行われている。

このような状況下，現在の国産材の利用状況，国産材を利用する際の課題，今後の供給体制への期待等について，数社の住宅メーカー，木材加工業者に対してヒアリングを実施した。以下では，それぞれの業界の現状を紹介するとともに，それら「川下産業」から見た国産材および森林組合系統が現在どのように位置づけられているか，また，今後の利用拡大に向けてどのような課題が認識されているかといった点を検討してみることとしたい。

（注１）新生産システムとは，要約すれば以下のような取組みであり，林野庁主導でその推進が図られている。「10万ha以上の森林面積を有するモデル地域において，川上から川下に至る一連の事業者（森林所有者，森林組合，林業事業体，木材流通・加工業者等）が，経営コンサルタントの支援の下に林業採算性の改善と地域材需要の拡大に向けた合意形成を図り，地域材を対象とする木材取引協定の締結により年間概ね５万

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

m^3（原木換算）以上の木材供給体制の構築・施業コストの削減・森林整備の推進等を図る取組」（林野庁ホームページ）

1　住宅産業の現状と国産材への期待

(1)　住宅産業の現状

a　低迷する住宅着工戸数

住宅着工戸数は，1960年代の高度成長期に100万戸を超え，73年に190万戸を超えてピークを付けた後，2000年までは，150万戸を中心に120万戸から170万戸で上下する動きであった。しかし，01年以降はさらに減少傾向が強まり，09年にはついに79万戸となった。80万戸を下回ったのは64年の75万戸以来，実に45年ぶりのことである。高齢化の進展に加え，長期にわたるデフレ下での賃金の伸び悩み，雇用不安，特に住宅の一次取得層である30歳代の所得の伸び悩みが大きく影響しているものといえよう。

しかし，一方において09年の木造住宅比率は55％と，前年比７ポイント上昇となっており，中堅メーカーの比較的低価格の住宅に注目が集まったことなどもあって，木造住宅の減少幅は，マンション等の非木造に比べて小幅であったことを示している。このような状況に対し，住宅メーカーは良質で安価な住宅の開発にしのぎを削っており，性能と価格のバランスが極めて重要な要素となっている。国産材住宅もそうした状況のなかで，新たな可能性を秘めた商品として注目を集めるようになったものといえよう。

b　変化した木造軸組工法

近年の木造軸組工法(注2)には「真壁工法」から「大壁工法」へという大きな変化が生じている。かつての主流であった真壁工法は，柱がむき出しであり，その間に壁を作るという構造であった。したがって，柱や造作材（鴨居，敷居等）の化粧性が重視され，役物(注3)と呼ばれる高価な材が珍重され，それが木材価格の下支えとして機能していた。しかし，住宅の洋風化傾向もあり，現在は大壁工法といわれる方式がほとんどで，柱などは，壁のなかに隠れ，表面はすべてクロスで覆うこととなった。その結果，かつての高価な役物の材は不要となり，ほとんどが安価な並材となって，木造住宅に使われる木材の価格を大幅に引き下げる一因ともなっている。

木造住宅の価値は，かつての和風住宅のような化粧性重視から，構造耐力や省エネといった客観的な機能性重視に移っている。その結果，木材の見た目などを意識する必要性は低下し，一方において木材の乾燥率やヤング率(注4)といった客観的な数値が重視されることとなった。そうした木材に対するニーズの変化が，市場や木材問屋を中心とする，多段階で複雑といわれた従来の流通構造を，山元から製材への直送に代表される，低コストで効率的な流通へ移行することを促進しているものといえよう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

c　木造軸組住宅における国産材使用比率

日本木造住宅産業協会が05年度に続き08年度に行った，「木造軸組住宅における国産材利用の実態調査」によると，住宅供給会社146社(注5)において，木造軸組戸建て住宅に使われている木材の国産材使用比率は27%で，05年度の26%からはわずか１%の上昇にとどまっている。木造軸組住宅の国産材化は，この間，機運としてはかなりの盛り上がりをみせたものの，実需としてはあまり伸びていないことを示す結果となった。柱での国産材利用率は上昇しているが，横架材(注6)の分野で国産材利用が進んでいないためである。柱の国産材使用比率は05年度の約５割から08年度は６割と上昇しているものの，横架材は11%から6.3%に逆に低下している。杉のヤング率が低く，横からの圧力に弱いという弱点が顕著に出ているためと思われる。

同調査によれば「国産材を使う理由」は「地産地消」がトップで，次に「イメージがよい」，「他の住宅会社との差別化」が上位となっている。一方「国産材を使わない理由」は，「価格が高い」が断然トップで，「量的確保の不安定」，「乾燥材の入手難」等が続いている。

（注２）09年の住宅着工数788千戸のうち，木造住宅は430千戸であり，木造の内訳は木造軸組工法325千戸（75.5%），ツーバイフォー91千戸（21.2%），木質プレハブ14千戸（3.3%）である。国産材の大半が使われるのは木造軸組工法であるので，以下ではこの工法を中心に取り上げる。

（注３）目が詰まっている，節が少ない，独特の木目があるといった，化粧性に優れた木材。

（注４）曲げ剛性と呼ばれ，簡単には圧力がかかったときの強さの指標。Ｅで示される。

（注５）これら146社の年間完工戸数は合計37,567戸で，全木造軸組（戸建て）着工戸数の約12%に相当する。1,000戸以上を供給する７社が約６割（23,727戸）を占め大手が中心となっており，全体の回答割合に大きく影響している。

（注６）梁の一種。梁とは，木造住宅部材一つで，上方からの荷重を受けるための横架材の総称。

⑵　住宅産業からみた国産材および森林組合系統

筆者は，こうした状況にある住宅メーカー数社を訪問し，国産材に対するスタンス，森林組合系統に対する要望等につきヒアリングを行った。以下ではその概要を紹介する。

a　A社

Ａ社は年間１万棟以上を建築する大手メーカーであり，数年前から従来製品より低価格の木造軸組住宅に参入している。同社の木造軸組住宅は，現状その戸数は限られているものの近年急速に増加しており，08年の300棟から09年には600棟へと倍増した。同社はその技術力を活かし，比較的安価な製品の開発に注力している。

同社の基本的な方針は，外材，国産材を問わず，相対的にいいものを使うということである。また，同社はCSR（企業の社会的責任）に力を入れている。日本の森林は非常に大きな資源であり，また環境財であることから，大切にして行く必要性を痛感しているが，市場での価格競争は非常に厳しい。現状，国産材というだけでは顧客への訴求力に乏しい。

同社が使用する材は集成材が中心である。集成材は性能がはっきりしているが，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ムク材(注7)は性能が明確でないものが多く，まして乾燥していないものなど「論外」である。国産材はJAS規格の取得でさえ１割程度にとどまり，同社が利用するうえでは，性能の数値に不安が大きすぎる。

また，取引の相手は大ロットを集められることが条件となる。かつて，ある森林組合との間で材の供給をしてもらう話を進めたが，途中で組合に補助金で工場ができることになり，材がその工場で必要となったため駄目になった。森林組合の場合，補助金が市場経済をゆがめている面もあり，国産材にはそのリスクがつきまとう。

b　B社

Ｂ社は年間２万７千棟以上を建築する大手トップメーカーである。近年木造住宅でも有力商品を展開しており，同商品で海外進出も果たした。木造軸組工法の住宅は年間3,000棟程度建設している。年間木材消費量38万立米のうち２～３万立米が国産材であり，合板での利用が中心。国産材を使うことにはCSR上の意味はあり，施主に対して一定の訴求力はあるものと認識している。「国産材住宅」と銘打って商品化するアイデアもある。

しかし実際それにどの程度需要があるのかが判断できない。やはり，国産材のコストパフォーマンスが問題となり，高くても使うということではない。品質的にも均質で，強度のあるものが安定的に欲しい。社内の木材調達基準(注8)にあえば，国産材・外材の区別なく使っていく。ムク材より集成材がいい。

森林組合からのアプローチもあるが，使う側の身になって考えていないとの印象がぬぐえない。森林組合は，依然，木が山にあれば買いにくるものだ，という認識ではないであろうか。

c　C社

Ｃ社は低価格の木造住宅路線で急成長した新興大手メーカーである。09年５月期の受注・引渡しは１万棟であり，木造住宅建築棟数ではわが国最多である。平均価格は40坪程度の家で15～16百万円，坪単価は35～40万円程度である。

構造材は国産材が増えてきた。すべて乾燥材あるいは集成材でプレカット(注9)材である。外材の調達については，同社の場合は商社を通して米材，カナダ材，欧州材を購入している。総合商社が調達の責任を負い，買入契約も長期契約にしていることから，輸入材の調達に関する不安はない。30か所のプレカット工場と提携しており，調達は安定している。

国産材の最大の問題は価格が見えにくいことである。市場の丸太の価格は同社では意味がなく，すぐに住宅部材として使える最終製品の価格のみが重要。同社においても集成材がほぼ100％であり，ムク材はほとんどない。

d　D社およびE社

Ｄ社は住宅会社，Ｅ社はプレカット会社であるが，強い提携関係にあり一体として

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

活動している。

（a）D社

D社は年間250棟の国産材住宅を建築する中堅ハウスメーカーで，地産地消の国産材住宅を展開する地域有力メーカーである。

同社は，木材産地との一貫体制が必要という基本理念を有しており，それが地域として山側と住宅メーカー側が共存していける基本的条件であると考えている。同社の住宅は，E社配下（子会社の「Eホーム」）の大工が基本構造を構築し，その後を地元の大工，左官，屋根職人で対応する。木材の供給から基本構造の構築までの一貫した利益を山に還元できる体制となっている。そうしたD社とE社との関係は15年ほど前，お互いにメリットがあると判断したことから始まった。

現在使用している材は国産材が中心である。以前，外材の乾燥ムク材を使ったことがあったが，木があばれて（狂って），大きな損失を出した。国産材でも外材でも，ムク材はだめであり，集成材であることが必要。同社が国産材を使うのは，国産材がいいものだから使うという考え方である。「氏素性のはっきりしている材」だから使う。輸入材にはどういう由来の物かわからないという不安感がある。きちんと乾燥して集成材にすれば，国産材が外材に負けるということはありえない。

森林組合が国産材を販売する場合は，例えば森林組合内に国産材住宅を建設して，施主に見てもらうといった努力が必要であろう。自分たち住宅メーカーは，正直，森林組合から顧客とは認識されていないように感じる。しかし，お互いを否定することからは何も生まれない。協力していける道を開いていきたい。

（b）E社

E社の年間生産量は２万８千m³程度であり，うち７千m³程度をD社に供給している。

時代は大きく変化しており，現在は乾燥材，集成材の時代である。それに対応してこなかった製材所は取り残された。地場産業として，D社は皆が安い外材に向かっていた時期から国産材を使っており，長い研究の歴史がある。地元の山にお金を返す，山を守るということを実現してきた。これをハウスメーカーが考えているところがすばらしい。今は国産材時代だというが，大方は安く買い叩けばいいという考え方だ。大事なのは山で汗をかいているひとを大切にする，という考え方である。

森林組合も，より変革すべきであろう。現状の森林組合は我々にとっては，満足できる状況には無く，森林組合系統との付き合いはあまり多くない。それにひきかえ，５，６社ある素材生産業者はよくやっている。森林組合からの出材は，集める材の10%弱である。90%以上は素材生産業者から出材される。

素材業者からは並材を平均１万円／m³で買っている。素材業者は平均で，伐採・搬出・工場までの運搬で4,300円／m³の費用で

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

やっている。50年生杉で山元に2,500円～5,000円／m³残っている。国産材は，山から出てきた材はすべて使っているので，５等級くらいある。ラミナ(注10)もいろいろな質のものがある。これに対して，外材は質のいいものがそろっているということは確かにある。しかし，外材は長期的には安定して入らないと思っている。だから国産材を使っている。中国の需要が伸びており，カナダなどは完全に中国市場を向いている。

（注７）材料をつなぎ合わせたりせず素材そのままの状態で用いられている木材のこと。しばしば集成材に対する語として用いられる。

（注８）違法伐採された木材を買わない，環境に配慮した木材を使う，省エネでエコロジカルな配慮を行う，等々。

（注９）建築部材（柱，桁，梁等）の加工（仕口，継手等）をあらかじめ工場で行うこと。建築現場ではプレカット部材の組み立てだけで住宅が完成する。

（注10）集成材を構成する板材のこと。

２　木材産業の現状と国産材への期待

(1)　木材産業の現状(注11)

a　木材流通の近代化

大工不足や住宅工法の合理化を背景に1980年代半ばに登場したプレカットは，90年代に入ると急速にシェアを伸ばし，08年には工場数830，建築部材のプレカット率は84％に達している。その結果，加工能力の高いプレカット工場が製材工場や輸入商社から大量の木材を直接仕入れるようになり，市場や問屋，材木店といった既存の流通業者がまったく関与せずに木材が流通するケースも珍しくなくなった。多段階で複雑，高コストといわれた木材流通の近代化が進んだものといえよう。プレカット工場が住宅メーカーと山側をつなぐ一大情報拠点となりつつあり，新生産システムにおける直送などとあいまって，森林組合系統等の市場なども，現状のままでは，その存在価値をどこに求めていくかが大きく問われてきていると言えよう。

b　グリーン材から乾燥材，ムク材から集成材へ

プレカットの普及は，もうひとつの革命的変化を木材産業にもたらした。プレカットは，木材をあらかじめ工場で寸法・形状どおりにカットしておき，建築現場では組み立てるだけである。そのためには寸法精度や乾燥が高いレベルで求められる。結果としてグリーン材から乾燥材への変化が起こった。さらに，ムク材は乾燥していても狂う場合があるので，ムク材よりも狂いの少ない集成材がシェアを伸ばした。またこの動きは95年の阪神・淡路大震災と，これをうけた2000年の「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」施行によって加速されたのである。その結果，常に一定の施行レベルが期待できる集成材のニーズがさらに高まることとなった。

（注11）ここでは08年で国産材需要の63％を占める製材用材にかかる産業（製材，集成材製造，プレカット）のみを取り上げ，25％を占めるチップ産業，12％を占める合板産業は除外した。ただし，国産材合板産業の生産量は00年の138千立米から08年の2,137千立米へと急増し，住宅建築用の厚物合板がその８割を占めている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

⑵　木材産業からみた国産材および森林組合系統

以下は，木材産業に対して実施したヒアリング結果の概要である。

a　F社

F社は製材のほか集成材製造，プレカット工業を営み，年商700億円超，従業員1,600名を擁するわが国木材産業のトップメーカーである。同社によれば，依然ムード的な面はあるものの，環境への貢献といった配慮から国産材を使いたいという住宅メーカーの需要は強まっており，今後の安定供給が必要と強調する。

構造材(注12)は強度の問題から国産材がなかなか増やせないが，強度があまり必要ない羽柄(注13)材は国産材をもっと使っていこうと考えている。梁(はり)，桁(けた)(注14)はヤング率の小さい杉は使いにくく（例えばホワイトウッドはヤング率がE95だが杉はE65），住宅メーカーからは価格的に同等の評価を受けにくい。ただ，柱であれば圧力がかかるのは縦方向であり，横からの圧力に若干弱い杉でも使える。

価格面をみると，国産材は，山土場１万円／m^3程度，運賃を入れて工場着が１万２千円／m^3程度，ラミナにすると２万４千円／m^3，集成材で５万７～８千円／m^3程度になる。現在，集成材は外材，国産材を問わず，５万４千円／m^3前後の売価であり，赤字となる。柱にした場合，３メートル，3.5寸角の柱のコストが１本1,890円となり，外材を利用した場合の1,550円～1,600円程度と対比すると，国産材はかなり割高となる。しかし，ユーロ高，原油高で輸入集成材やラミナが高騰したときには，柱１本2,400～2,500円くらいしていた時期もあり，外材輸入の為替リスク，将来的な供給の不安定性といったことを勘案すると，国産材は現段階では赤字覚悟でやっている。外材と国産材の張り合わせ集成材といったことにも取り組んでいる。

現在，同社全体で米マツを180万m^3／年くらい挽いている。それに対して今のところ国産材は年間９万～10万m^3でしかない。仕入れについては，新生産システムの関係で国産材の市場と少し取引があるが，原則は直送である。伝票だけ便宜的に市場を通して，少しだけマージンを払う場合もある。

国産材の最大の問題は，安定供給の体制ができていないことである。ある程度の量を確保しに出ると価格がぐっとあがる。安定供給ができると価格の問題も解決すると思われる。国産材側の供給者（林家，森林組合等）は，すべてが小規模なので，とりまとめる中間業者が必要なのかという気がする。大規模化の必要性があり，山も製材業者も大規模化してコストダウンすることが必要であろう。また，山からユーザーまでの中間業者が多すぎ，商流が非効率のように見受けられる。山から川下への荷動きが一方通行でしかなく，コスト高，情報の一方通行の原因であると見られる。

b　G社

G社は集成材柱や梁・桁などの集成材住宅用構造材では全国トップシェアであり，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

あわせて大規模な杉・ひのきの国産材製材部門を持つとともに木質ペレットのバイオマスエネルギー部門を持つ，年商 132億円，従業員 220名のわが国の木材加工トップメーカーである。

同社は国産材の製材からはじまった会社であり，製材製品は現在，年間６～７万m³挽いている。集成材は年間22万m³／年製造しており，原料ラミナはヨーロッパ材が中心である。大断面集成材（大型木造住宅用等）の取扱いはわずかであるが，公共工事関連の比率が高いこともあり，地元の材が指定されることが多い。中断面（梁等）は14万m³／年の生産だが，現状では国産材はない。小断面（柱等）は８万m³／年で杉が20％くらいある。国産材が欲しいと言うのは年に数百棟建設する，中堅ビルダー（ハウスメーカー）に多い。かなり眼を向けてきている。ムード的だった国産材ブームが本物になりつつある。そうなったとき同社は国産材についてもしっかりとした提案が出来る存在でありたいと思っている。新生産システムでは，一部の工場でラミナを挽いている。

国際的な木材需給を中長期的に見ると，新興国・途上国の経済規模拡大を背景にして需給がタイトになる可能性がある。それまでに国産材をきちんと使いこなす力をつけることが大事である。集成材でも国産材を使っていくことが重要である。国産材を使える仕組みを作っていくことが必要である。年々日本は外材を買う力は衰退している。中国，中東，アフリカなどが強くなっている。ロシア材ではあきらかに中国に負けている。

40年前ドイツと日本の製材工場の生産性は同じくらいだった。今は残念ながら生産性，品質，供給安定性などで大きく水をあけられている。日本の製材業界は今一度生産性の向上と品質の確保に向き合う必要がある。

一方，山の人々は材価が安いというかも知れないが，厳しい市場価格を相手に同社もギリギリの努力で国産材を集めている。製材工場も生産性をあげなければならないが，山側の課題も多く，真の国産材時代を迎えるには越えなければならない壁が幾多もある。しかしいつまでも，国産材が使われないことの責任をお互いに相手に転嫁していたのでは，新生産システムも話が進まない。現況は苦しいが，メーカーとして自信を持って国産材製品を供給する体制に向けて，一歩一歩階段を上がっていきたい。

c　H社

H社はわが国屈指の国産材（ひのき）製材所であり，さらに集成材工場，プレカット工場を持ち，従業員は260名を擁する木材加工業のリーダー的存在である。

同社は，地域製材における新生産システムの中核的工場である。製材部門の原木消費量は目標で年間７万m³，すべて国産材である。同社を含む13社でＴ木材加工協同組合を設立，昨年は，原木消費量５万６千m³，一昨年は６万m³であった。柱，梁，土台等の構造材が全体の８割で，100％乾燥材，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

構造材以外は２割ですべてグリーン材（乾燥していない材）である。

丸太の仕入れについては，原木市場を通さない直送を増やしてきている。２，３年前は直送ゼロだったが，今は２割が直送であり，８割が原木市売りで買っている。仕入価格は，直送の場合，ひのき工場渡しで，原木市場の価格を参考に，手数料分を差し引いた価格としている。直送のメリットとしては，市場での積み込み料が発生しないことであり，また長期契約で安定供給ができることである。一方で，同社は原木市場の株主でもあり，また県森林組合連合会にも加盟している。県森林組合連合会の市売りに対しては，間接的ながら協力体制にある。その関係を度外視して直送スタイルを貫くと市場の死活問題にもなりかねず，前述のように徐々に直送を増やしている。

また，同社は森林組合の組合員でもある。森林組合は新生産システムに参加しており，製材加工場への原木供給契約は年間５千m^3である。しかし，なかなかこれだけの材は集められない。全国的に新生産システムは直送があまりできておらず，中間マージン，積み込み料等をコストカットできていない場合が多い。新生産システムは全国的にはあまりうまくいっておらず，一部地域ではダメになりつつあると言っていいほどだと思う。これだけ住宅が建たないと，木材の需要が少ないので計画が狂う。

森林組合の販売姿勢は組合長のスタンスで決まるような気がする。組合長が権限を握っていればいるほどその傾向がはっきり出てくる。非常に優れた組合もあるが，一般に競争原理にさらされていないので，若干厳しさに欠ける場合が多いような気がする。しかし，一方で，山主から見た場合，組織がしっかりしており，信頼性がある。例えば，素材生産業者等に比べて，事務能力も優れているので，補助金の申請等にはなくてはならない。いろいろな場面で，森林組合系統がないと山主は困る。山主に一番近いところにいるからである。しかし，山主・組合員のために効率的な機能を果たすためには，森林組合は，他の事業主体と機能分担することも必要なのではないか。つまり，森林組合は統括的な役割を果たして，実際の作業は民間に委託するというようなことである。森林組合が機能を十分発揮できるようなしくみをつくる必要がある。例えば今の森林組合には山の手入れを山主に強制する力はないが，強制する力をつけることも大切である。組織・機能両面から組合系統の仕組みの改革や組合の自己改革の機運が期待される。

このあたりは大山林所有者がいない。中小の所有者が多く，所有が細分化しているので森林組合の役割が特に大きい。山主は，いま材価が低く，経営が不可能となり，泣いている。こんな時こそ，組合の力が期待される。例えば，低コスト育林が緊急に必要だと思う。いまの育林費250万円／haの費用を半分から４分の１にする必要がある。それを，体系的に大規模にできるのは森林組合だけだと思う。

加工業者にとっては，立地と材料が命で

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

あり，原料の峻別が必要である。つまり，加工業者が立地していくためには，地域に立派な原料があることが必要である。手入れの行き届いてない山の材を扱うことは加工業者にとって絶対的に不利である。だから，自分たちのような国産材専門の製材所が重要な資源である国産材を使い，また山側も手入れをよくして共存共栄していくことが必要である。良材を良材としてムク材の製材品として使っていくことが必要である。ラミナとして集成材の原料として使っていったのでは良材の価値を実現できないのである。

山元手取りは３千円／m³が平均であるが，５千円／m³の地域もある。それなら林業はやっていける。平均３千円／m³を，直送による中間マージン合理化や，素材生産コストの節減で５千円／m³にしていくことが重要である。また育林費も安くしていく。両方で山元手取りを多くしていって林業が営めるようにすることが大切である。外材が安定的にこれからも入るかどうかについては，非常に危惧している。必ずより国産材を使っていく方向に進んでいくと確信している。

（注12）柱，梁，土台等建物の構造部となる部材。
（注13）建物の部材のうち構造材以外のもの。根太，間柱，筋かい，たる木等。
（注14）柱や壁などの上端と上端を連結する横架材のこと。

３　川下産業における国産材への期待と今後の課題

以上，住宅産業・木材産業からのヒアリング結果を紹介した。もとより限られたヒアリングではあるが，そこで述べられた見解には，多くの共通点も見られる。以下では，両業界へのヒアリングで得られた結果を総括するとともに，今後の課題について考えてみることとしたい。

⑴　川下産業から見た国産材の現状

ａ　強まる国産材へのニーズ

住宅産業界，木材産業界ともに，国産材の安定的な供給に関するニーズは相当強いものであったといえる。その背景となっている第一の要因は，外材に対する供給不安である。新興国における需要の増大，生産地における伐採規制等から，中長期的にみた調達の安定性に対する不安感は強い。また，外材の場合為替リスクが存在し，それによって調達コストが大きく変動することも不安の一因となっている。外材の品質に関する不安は多くはなかったものの，一部に「素性のはっきりしている」国産材に安心感があるとの意見も聞かれた。

国産材ニーズが拡大している第二の要因は，「国産材」住宅の顧客に対する訴求力，企業にとってのCSR効果といった側面である。「依然ムード的なものにとどまる」といった意見も聞かれたが，徐々にそうした動きが広がりつつあるものといえよう。特

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

に，大手住宅メーカーにおいてはそうしたCSR的側面を重視する傾向が強いが，一方において使用量が多いことから，安定供給に対する不安感をぬぐいきれていない。中堅住宅メーカーにおいては，従来から地元の材を利用するケースも多く，地元の材，建築業者を利用し「住宅の地産・地消」により地域振興を図るといった取組みも見られた。

b　依然大きい障害

そうした国産材へのニーズの高まりの一方で，その利用の拡大に関しては依然多くの課題も指摘された。第一に，国産材の品質と価格に関する問題である。「クレーム産業」ともいえる住宅産業は，プレカットの普及などもあり「狂わない材」を求めており，乾燥材であることが必要最小限の条件である。さらに，ムク材は乾燥材でも狂うことがあることから集成材が求められるなど，需要の構造は大きく変化しており，供給サイドもそうした変化への対応が求められている。また，特に杉の場合の横方向への耐性の弱さが横架材等への利用を制約している。そうした品質面を考慮すると，依然国産材は価格的に割高な水準にあり，より一層の合理化が必要との見方が多い。

第二に，多くの企業が指摘していたのが安定的な供給体制の確立という問題である。特に，国産材供給者としての森林組合系統に対しては厳しい意見も多く聞かれた。「森林組合系統は，補助金体質から抜けられず，住宅産業のような川下の顧客のほうを向いていない」「山に木があれば，顧客の方から買いに来るという昔ながらの考え方をもっており，厳しい市場経済にむけて自己変革ができていない」といった厳しい指摘も多い。

⑵　今後の課題

a　生産・流通システム合理化への取組み

こうした川下産業からの指摘に対し，林業サイドでも新生産システムの推進等その合理化に取り組んでいる。新生産システムとは，均質な国産材を大ロットで大量に出材し，低コスト林業の実現を図るもので（注１参照），既に06年度から全国11か所でモデル事業が始まっており，今回のヒアリングにおいても，何社かにおいて取組みへの参画が行われていた。出材は原則として，「木材取引協定の締結」により，市場を通さないモデル工場への直送となっており，流通の効率化もその狙いとなっている。

新生産システムがスタートした06年度は，違法伐採問題や中国，インド，中東諸国といった新興木材消費国の木材輸入量が急増したことなどから外材の安定的供給を不安視する動きが顕著となり，国産材への期待が急上昇した。しかし，２年目以降は，木材需要が減少したこともあり，国産材の価格も伸びず，また，出材量の伸び悩みから，地域の中核的大規模工場への大ロットでの安定供給が難しい事例も出てきている。

わが国の急峻な地形，機械化や路網建設が不十分な林業システムでは，その困難性を克服することが一朝一夕では難しいこと

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

が次第に明白になったものといえよう。国産材の大ロット，安定的な供給に向けては，路網の一層の整備等，国による支援を含め，関係者のさらなる努力が必要であるものといえよう。

b　更なる需要の開拓

住宅における国産材へのニーズは高まりつつあるものの，それを実需に結びつけ，さらに拡大していくためには依然課題も多い。「国産材住宅」の訴求力を高めていくためには，森林組合系統を含め，関係者が，広く国民に向けて理解を浸透させていく努力も必要であろう。「地産・地消住宅」による地域の振興といった取組みも大いに参考になるものと思われる。

また，住宅建築において，国産材の利用拡大を図るためには，外材と国産材の何らかのすみ分けが必要ではないかと思われる。品質的には，梁は米松，欧州赤松集成材が優れているが，柱や土台は国産材で対抗できる。価格，強度で国産材で代替できる部材は積極的に国産材を使っていくという考え方が必要であろう。また，そうした利用可能範囲をさらに拡大していくためには，研究機関による国産材集成材のさらなる耐性強化といった取組みも期待される。

c　改革が要請される森林組合系統

今回のヒアリングにおいて，今後の国産材利用拡大に向けては様々な課題があり，林業，木材産業，住宅産業，それぞれの並々ならぬ努力が必要であることが認識された。特に，林業界はユーザーである川下産業のニーズに，これまでに倍する努力で応えていくことが必要と思われた。本稿には，それらの産業の林業界，さらには森林組合系統に対する厳しい批判も書いたが，それは森林組合系統の自己改革に資するためと考えたからである。

わが国の森林蓄積量は増大し，森林の持続的な維持・管理の必要性がますます高まっている。それは，国産材を有効に利用しながら実現していくことが重要な要件である。森林組合系統は，国産材のユーザーの意見を尊重しながら，新生産システムや提案型集約化施業を実施すること等を通して，近代的・効率的な組織として自己改革を遂げる必要があるものと考える。わが国林業システムになくてはならない存在として，重要な役割を果たしていくという覚悟が必要であろう。住宅産業や木材産業の国産材や森林組合系統への期待は大きく，さらには森林を守る存在として，森林組合系統への国民の期待も大きい。

＜参考文献＞

・赤堀楠雄（2010）『変わる住宅建築と国産材流通』（社）全国林業改良普及協会
・秋山孝臣（2007）「世界市場における木材需給の構造変化と国産材時代および新生産システムについて」『調査と情報』３月号
・荻大陸（2009）『国産材はなぜ売れなかったのか』（株）日本林業調査会

（あきやま　たかおみ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

本棚

明田　作　著

『農業協同組合法』

農業協同組合法(以下農協法と略)は組織法と業法が一体となった特別の法律である。組織法としては民法，商法，会社法等と関連し，業法としては銀行業法，保険業法等と関連している。なので，こんな間口の広い法律の解説書を書こうとする専門家はまず出てこないであろう。

農協法はまた，日本の協同組合法制がそうであるように，業種別の個別法であって，いわば法律を規整する方も，法律で規整される方も，一つの閉じられた系の中にいる。なので，その閉じられた複雑系に飛び込んで解説書を書こうとする専門家もまず出てこないであろう。

しかし，今般，そうした広範で複雑な農協法をものにした専門書が世に現れた。それが本書である。

著者の用意した文献リストによれば，協同組合法の専門書としては1981年の大塚喜一郎『判例協同組法』以来，また農協法の専門書としては，それ自体稀有であるが，1974年の本橋悌吉『農業協同組合法』以来である。

もちろん，解説書としてみた場合，JA教科書等など類書がまったくないわけではない。そうした解説書と比較すると，条文を所与として解説する教科書に対して，本書は，条文が来たりし所以や，そのもつ法律的意味など，背景や関連をじっくり説明している点に大きな特徴がある。注をふんだんに使い，自説のさりげない紹介も含めて，問題の掘り下げが徹底している。

なので，JAグループの役職員はもとより，研究者，さらには行政担当者も，本書を座右の書とすることをお勧めしたい。

農協法を勉強して感じることであるが，問題意識なく平板に読んでわかったと納得することはほとんどない。自分なりに何か関心があって，その関心に沿って関連する条文を読み込むうちに，そうだったのかと納得することの方がはるかに多い。

本書は，ていねいに読めば読むほど，農協ならびに農協法の諸問題を漏れなく取り込み，それに法律的な解説を加えていることがわかる。

たとえば，評者が読み取ったところをいえば，協同組合の自由・自主(ないし自助・自治)と行政庁関与の矛盾，行政庁の監督強化の背景，農協の公共的・公益的性格の由来，協同組合・農協に対する独禁法適用除外の範囲，信用事業分離にかかる子会社化と事業譲渡，農協監査制度の由来，出資金は資本か負債かの問題，准組合員と員外制度の二重性の問題など多々ある。

なかでも制度としての農協のルーツをさぐるという意味で，産業組合法の立案に遡って言及している点は高く評価できる。

評者の理解では，いまや「協同組合制度と農協法」は農協研究のフロンティアを形成している。制度間競争が激しくなるという見地からであるが，本書はその場合の基本的な研究視座を提供している。

――経済法令研究会　2010年２月

4,500円(税別) 634頁――

(三重大学大学院生物資源学研究科
教授　石田正昭・いしだまさあき**)**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

薄井　寛　著
JA総研 研究叢書１

『２つの「油」が世界を変える
―新たなステージに突入した世界穀物市場』

世界に大きな変化が生じつつあるとき，その方向を見定めるためには，時間的，空間的に十分な広がりをもった座標軸の中にその動きを位置づける必要があろう。今日，世界の食料・農業問題において生じつつある変化は，まさにそうした評価が必要な問題であるといえる。ただし，そうした広がりの中で観察する場合，あらゆる事象が視野に入ってしまい，かえってその動きの正しい評価が難しくなることもあり得る。複雑な事象を切り分け，何が重要な要素であるかを見極め，その動向を指し示す見識をもったガイドが不可欠であり，本書はまさにそうした役割を担うものであるといえる。

第１章および第２章は，それぞれ主要穀物および大豆について，第二次大戦後までの世界的な需給の変遷をみたものである。各国の戦略的な政策と戦争とのかかわりの中で，米国，欧州における農業生産，農産物需給が劇的な変化を遂げた様が描かれている。第３章においては，世界の２大勢力となった米国と欧州がそれぞれの戦後処理の過程で対立し，ガット，そしてWTOがその調整の場として形成されていく過程が述べられている。第４章では，それまで国家の陰に隠れ，静かに大きな力を蓄積していた「穀物メジャー」が，南米を舞台に新たな主役として登場する。アーサー・シュレジンジャーが警鐘を鳴らした「世界政府なき世界経済」の展開ともいえよう。第５章では，表題である「２つの油」(大豆油とバイオ燃料)をめぐる各国政府，多国籍企業それぞれの思惑，世界経済への影響力が急速に拡大してきた中国の動向等が交錯する中で，世界の農産物市場が新たなステージに入ったこと，そのことのもつリスクへの警告が発せられている。

こうして，第１章から第５章においては国家と市場(巨大な多国籍企業)という大きな力がグローバリズムという流れの中で，世界の農産物市場を形成していく過程が描かれているが，第６章では，こうした巨大な流れに対抗していく力としての「市民の力」が中心的なテーマとなる。ここでは２つの提言がなされており，その一つが，ファーマーズマーケットのような，農家と市民を直接結ぶ地域における取組みであり，もう一つが，持続可能性，自然との調和といった価値観に立ち，「90億人の食料確保」のための研究・提言を行う国際的なシンクタンク（「新ローマクラブ」）の設置である。

地域における農家・市民の交流と世界的な研究機関の設置，という２つの提言は，一見かなりの距離があるかに見える。しかし，地域におけるほんの小さな取組みが，グローバル化に対抗する「ローカル化」の運動・価値観として，広がり，連帯し，国際的な「市民の力」として結集していくことが，国家と市場という巨大な力に対抗しうる力として期待されているものであろう。我々自身がそうした流れの形成に少しでも役立つ努力をしていくことが極めて重要であることをあらためて感じさせる１冊であった。

――農山漁村文化協会　2010年２月
2,600円(税別) 634頁――

(取締役基礎研究部長　原　弘平・
はらこうへい)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

クロマグロの資源問題と
わが国マグロ養殖をめぐる動向

専任研究員　出村雅晴

〔要　　旨〕

1　マグロについては，世界的な漁獲規制強化の動きが加速しており，今年３月のワシントン条約締約国会議では大西洋クロマグロの附属書掲載問題が注目を浴びた。同条約は，野生動植物の保護を目的に，絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制するものであり，食用種を対象とする場合は，信頼できる資源評価と「自然資源で暮らす人々の視点」が不可欠である。一度附属書に掲載されると，取消やダウンリストが難しいだけになおさらである。

2　わが国のクロマグロ供給は，太平洋海域からの供給と大西洋海域からの供給がほぼ拮抗（きっこう）し，前者の主体がわが国漁船による漁獲，後者の主体が輸入という状況である。今回問題となった大西洋資源に限らず，クロマグロに関する漁獲規制は強化される方向にあり，今後は供給量の減少が見込まれる。その一方で，クロマグロはミナミマグロとともにトロ商材として人気が高く，近年のトロ嗜好ともあいまって年々その割合を高めており，こうした事情を背景にわが国でのマグロ養殖が拡大している。

3　しかし，養殖場の拡大余地，種苗の確保，エサ(生餌，魚粉)の需給見通し，いずれも制約要因として作用する可能性が大きい。また，高級寿司店から回転寿司等への外食需要の変化や量販店での販売増加を背景に，近時は養殖マグロの価格の低下(＝収益性の低下)も見られ，こうした点を考慮すれば当面わが国のマグロ養殖の展望は限定的なものとなろう。

4　クロマグロに限らないが，水産資源は適切に管理すれば無限に再生産可能な天然資源であり，そこに食料としての貴重性がある。マグロ養殖に過大に期待するよりも，資源管理の徹底と資源の有効利用が優先されるべき課題であろう。

　輸入消費のために地中海でのマグロ蓄養事業を主導し，それが主因となって資源水準が悪化した大西洋マグロのみならず，わが国が大半を漁獲，消費する太平洋マグロについても，その資源管理に果たすわが国の役割は重大である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　クロマグロの資源管理をめぐる動向
2　マグロとワシントン条約
　⑴　ワシントン条約
　⑵　大西洋クロマグロをめぐる動き
3　わが国へのクロマグロ供給
4　マグロ養殖をめぐる動向
　⑴　拡大するマグロ養殖
　⑵　マグロ養殖の歴史
　⑶　マグロ養殖の実際
5　マグロ養殖の課題
　⑴　養殖場に関する課題
　⑵　種苗確保に関する課題
　⑶　エサに関する課題
　⑷　収益性をめぐる課題
おわりに

はじめに

マグロについては，世界的な漁獲規制強化の動きが加速しているが，とりわけ大西洋クロマグロの資源管理をめぐる状況に大きな変化があった。昨秋，モナコがクロマグロをワシントン条約「附属書Ⅰ(注1)」の対象とし，国際取引を禁止すべきだとの取引規制を提案したのを契機に，「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）」が漁獲枠の４割削減(注2)を決定するなどの動きが相次いだのである。

モナコ提案については，ワシントン条約事務局によるクロマグロ取引禁止勧告，欧州連合（EU）の支持決定など，これを支持する動きが急速に広がり，３月のワシントン条約締約国会議で採択されるとの見通しが相次いで報道された。しかし，条約締約国会議の委員会での採決の結果は，賛成20，反対68で否決され，猶予期限付きのEUの禁輸案も賛成43，反対72で否決され，全体会合でもこの結果が承認された。とくに，モナコ提案については，賛成票がEU加盟国数を下回るなど少なからぬ国が棄権に回ったことを示しており，EU内での足並みの乱れをうかがわせる結果となったが，クロマグロに関して初めて採決に至った点が特記される。

（注１）絶滅のおそれのある種であり，学術研究目的以外の国際取引は全面禁止となる。このため，海外から日本への輸出が出来なくなり，日本市場で流通するのは日本船が漁獲した魚に限定される。

（注２）東大西洋クロマグロ資源の保存管理措置として，2009年の総漁獲可能量（TAC）22,000トンが2010年は13,500トンに（わが国の漁獲枠は1,871トンから1,148トンに）削減される。

1　クロマグロの資源管理をめぐる動向

マグロ資源の状況は第１表のとおりであり，刺身向け商材とされる４魚種（ビンナガを除く）の資源状況は中位ないし低位にあり，しかもその動向は横ばいないし減少傾向とされている。とくに，高級トロ商材となるクロマグロ，ミナミマグロ両魚種の資源動向は極めて厳しい状況にあり，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1表　マグロ類の海域別資源状況

海域・地域漁業管理機関	大西洋 ICCAT	インド洋 IOTC	東部太平洋 IATTC	中西部太平洋 WCPFC	全水域 CCSBT
クロマグロ	東大西洋: 低位／減少 西大西洋: 低位／横ばい	—	—	太平洋: 中位／横ばい	—
ミナミマグロ	—	—	—	—	低位／横ばい
メバチ	低位／横ばい	中位／減少	低位／横ばい	中位／減少	—
キハダ	中位／横ばい	中位／減少	中位／横ばい	中位／横ばい	—
ビンナガ	北大西洋: 低位／増加 南大西洋: 中位／減少	中位／横ばい	—	北太平洋: 高位／横ばい 南太平洋: 高位／減少	—

資料　(独)水産総合研究センターHP「平成20年度国際漁業資源の現況」より作成
(注)　資源水準／資源動向で表記。

ICCATや「みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)」などの漁獲枠削減の動きは，こうした状況を反映したものである。

クロマグロの漁場は，大きく大西洋と太平洋に分けられるが，前者における漁獲量は3万5千トン（うち地中海2万6千トン)，後者が2万トン(うち西太平洋1万6千トン）であり，大西洋資源への依存度が高い(注3)。この大西洋資源，なかでも地中海を中心とする東大西洋のクロマグロ資源の危機的な状況については，かねて世界自然保護基金(WWF）等から，その背景にあるマグロ養殖業やそれを支えるまき網漁業の問題性とともに指摘されていた(注4)。

これについて，ICCATでも06年の漁獲実績を約5万トンと推計，計画枠（約3万3千トン）の超過を認め，こうした過剰漁獲防止のためにはマグロ養殖業における小型マグロの導入量（＝天然マグロの漁獲量）の把握が課題とした。これを受けて，漁獲枠の削減に加え，正規許可蓄養場やクロマグロ漁船のリスト化（ポジティブリスト)，定期的な漁獲報告の義務化，VMS（漁船監視システム）による位置報告等，養殖管理の強化に向けた対応を進めてきた。さらに近年は，保存管理措置に反したクロマグロの輸出入の禁止，はえ縄漁船の洋上転載監視制度（運搬船へのオブザーバー乗船）やクロマグロに対する漁獲証明制度（CDS）の導入等一層対策を強化している。

こうしたなかで，今回のワシントン条約締約国会議でのモナコ提案が注目された背景としては，ICCATによるこうした資源保全措置が十分機能しておらず，このままでは十分な資源回復が期待できないとの認識がある(注5)。とりわけ，まき網漁船による漁獲，曳航(えいこう)用イケスでの搬送，養殖イケスへの導入といった一連の工程を経るマグロ養殖業向けの漁獲量の把握が十分ではないとするものである。

また，資源減少が深刻なミナミマグロについても，漁獲枠の削減に加え，違法操業による捕獲でないことを証明する「漁獲証明制度」や人工衛星を用いた漁船の位置監視制度の導入などの資源管理措置が，CCSBTによって講じられている。しかし，資源回復ははかばかしくなく，次回のワシントン条約締約国会議では附属書掲載問題

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

が浮上することも懸念される状況にある。

一方，資源水準が中位にあるとされる太平洋クロマグロについても，わが国近海でのまき網による漁獲増や養殖用稚魚ヨコワの急増など資源負荷が過剰であり問題，との指摘も多い。太平洋クロマグロについては，わが国が主要な漁業国かつ消費国ということもあり，早急な対応が求められる。(注６)

（注３）07年実績（水産庁のHP「まぐろに関する情報」）。なお，大西洋クロマグロと太平洋クロマグロは，現在では別種とする見解が多く，国際機関等では前者をPacific bluefin tuna，後者をAtlantic bluefin tuna と区分している。

（注４）世界自然保護基金（2004）「地中海におけるマグロ蓄養業－危機に瀕するクロマグロ資源」。

（注５）ICCATの第21回通常会合（09年11月）において，「加盟各国が漁獲してよいクロマグロの漁獲量を年間8,000トンに設定したとしても，2023年までに東部大西洋クロマグロの資源が回復する可能性は50％しかない」との報告があった（世界自然保護基金のHP）にもかかわらず，大幅削減とはいえ2010年の漁獲枠が13,500トンに設定されたこと等。

（注６）まき網漁による小型マグロの漁獲規制が導入される（「水産庁，来年から上限ー小型マグロ近海の漁獲規制」2009.12.4付日本経済新聞）が，限定的な内容にとどまっている。

２　マグロとワシントン条約

⑴　ワシントン条約

ワシントン条約の正式名称は，「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」であり，野生動植物の保護を目的に，絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制するものである。条約が採択（1973年）された都市の名称からワシントン条約，あるいは英文表記の頭文字からCITESとも呼ばれる。

絶滅のおそれがあり保護が必要と考えられる野生動植物は，規制の必要性に応じて３分類（附属書Ⅰ，Ⅱ，Ⅲに掲載）され，条約締結国（09年４月現在で175か国・地域）はそれに応じた国際取引規制を遵守することとなっている。附属書Ⅰには，「絶滅のおそれのある種であって取引による影響を受けており，または受けることのあるものを掲げる」（条約第２条）とあり，生物学上および取引上の基準を満たさなければならない。生物学上の基準としては，①個体数，②分布面積，③資源量の減少が掲げられている（決議9.24付記１）。クロマグロが附属書Ⅰに記載された場合，海外からわが国への輸出は禁止され，公海からの持ち込みも禁止されるので，わが国の漁船による漁獲もできなくなる。(注7)

なお，条約加盟国が「留保」した場合においては，その種に関して締約国でない国として取り扱われることになる（条約23条）。現在わが国は，クジラ７種，サメ３種，タツノオトシゴ属全種について留保している。

⑵　大西洋クロマグロをめぐる動き

食用魚種である大西洋クロマグロの附属書掲載が最初に提案されたのは，京都で開催された1992年のCITES締約国会議である。西部大西洋系群を附属書Ⅰに，東部系群を附属書Ⅱに掲載するというもので，スウェーデンが提案したが会期中に撤回されている。その次の会議（94年）でも，ケニアがクロマグロとミナミマグロの掲載を提

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

案したが，会議前に撤回している。こうした提案の背景には，WWFなど動物保護団体や環境団体など自然保護団体の働きかけがあるとされるが，ICCATの科学委員会によれば「５歳以上で産卵が可能な親魚は８万トン（約100万尾）程度[注8]」であり，絶滅危惧種としての指定を疑問視する声もある。資源評価についての科学的な議論の徹底が必要であろう。

また，食用種を対象とする場合は，「自然資源で暮らす人々の視点」（ワシントン条約元事務局長ユージン・ラポワント氏）を欠くことがあってはならないであろう[注9]。締約国会議での「希少動物保護ではなく，漁業資源管理の観点で協議すべき」とする日本の主張も，こうした視点からのものである。一度附属書に掲載されると，取消やダウンリストが難しいだけになおさらである。すなわち，「附属書Ⅰに記載された種は，まず附属書Ⅱに移し，（２年に１回開催される）会議間の間隔最低２期間分にわたり，取引がその種に及ぼす影響をモニターしない限り，附属書から削除してはならない」（決議9.24付記４）との規定もあり，結果として相当期間こうした状況が続く。マグロとクジラの違いはあるが，わが国が提案を続けているミンククジラなどのダウンリストの例を見るまでもなく，削除までの道のりは困難なものとなろう。

しかし，地中海でのマグロ蓄養事業への原魚導入量の把握など，現在のICCATの管理に問題があることは事実であり，ワシントン条約の附属書掲載を避けるためにもこうした点の抜本的な改善策を急ぐ必要がある。地中海でのマグロ蓄養事業を主導したわが国の責任は重い。

（注７）「『取引』とは，輸出，再輸出，輸入または海からの持込みをいう」（条約第１条）。わが国の漁船は，東大西洋で33隻，西大西洋で５隻操業しており，2010年の漁獲枠は1,148トン（前年1,871トン）である。

（注８）「強まるマグロ規制―関係者に聞く㊦」（2010.3.16付日本経済新聞），「クローズアップ現代」（2010.3.16放送）での東京大学大学院八木信行特任准教授の発言。

（注９）「環境団体の欺瞞を指摘―クロマグロ保護“寄付金集めの象徴”」（2010.3.17付産経新聞）

３　わが国へのクロマグロ供給

クロマグロは，国内での漁獲量２万１千トンと輸入量２万２千トン（製品重量）であり，統計のない養殖マグロの生産量（推計４千５百トン）と合わせても５万トン足らずの供給量であり，わが国の刺身マグロ消費量38万トンの１割強に過ぎない（08年）。しかし，本マグロとも呼ばれるようにマグロの代表的な存在とされ，ミナミマグロとともにトロ商材として人気は高く，近年のトロ嗜好ともあいまって年々その割合を高めている（第２表）。

わが国へのクロマグロ供給は，太平洋海域と大西洋海域がほぼ半々であり，前者の大半がわが国漁船による漁獲，後者の大半が輸入となっている。供給量の約半分（47%）を占める輸入は，スペイン，トルコ，クロアチア，イタリアなど地中海諸国への依存度が高く，これら地中海諸国への輸入依存度は81%ときわめて高い（第３

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　マグロ類の供給量（推計）の推移

（単位　千トン，%）

年	生産量					輸入量					供給量				
	クロマグロ	ミナミマグロ	メバチ	キハダ	合計	クロマグロ	ミナミマグロ	メバチ	キハダ	合計	トロ商材	構成比	赤身商材	構成比	合計
1990	14	-	122	98	234	7	0	89	134	230	21	4.5	443	95.5	464
91	16	-	125	108	248	7	0	110	115	232	23	4.7	457	95.3	480
92	17	-	144	123	283	5	0	99	134	237	22	4.1	499	95.9	520
93	17	-	140	127	283	7	3	92	176	278	26	4.7	535	95.3	561
94	19	-	126	106	251	10	4	115	144	273	33	6.3	490	93.7	524
95	11	6	116	112	246	13	5	127	132	277	35	6.8	487	93.2	523
96	11	6	102	80	199	11	6	124	136	276	34	7.2	441	92.8	476
97	11	6	108	112	238	14	8	120	110	252	39	8.1	450	91.9	490
98	8	7	99	94	208	12	10	149	115	286	37	7.5	457	92.5	494
99	16	7	99	97	219	13	11	133	105	261	47	9.8	433	90.2	480
00	17	6	87	99	209	14	10	135	136	296	48	9.4	457	90.6	505
01	11	6	90	102	209	16	11	141	120	288	44	8.8	453	91.2	497
02	12	6	90	73	181	17	11	163	141	331	45	8.8	467	91.2	512
03	11	5	83	79	178	22	8	146	130	306	46	9.5	438	90.5	484
04	14	5	80	77	175	26	11	135	133	306	56	11.6	425	88.4	481
05	19	6	72	83	180	25	10	119	145	298	60	12.6	418	87.4	478
06	15	6	71	74	165	13	10	102	109	234	43	10.8	356	89.2	399
07	15	3	78	81	178	25	10	101	96	232	53	12.9	357	87.1	410
08	21	2	66	77	165	22	9	93	83	206	53	14.2	319	85.8	371

資料　農林水産省『漁業・養殖業生産統計』（生産量），財務省「貿易統計」（輸入量）
（注）1　マグロ類は，クロマグロ，ミナミマグロ，メバチ，キハダの4種類を合計。なお，07年から統計品目コード0304・29・910として分類されている冷凍フィレ（クロマグロ，ミナミマグロ以外）は，便宜上「キハダ」として計上している。
2　生産量には養殖による生産を含まない。
3　94年までの「クロマグロ」国内生産量には，「ミナミマグロ」が含まれる。
4　トロ商材は（クロマグロ＋ミナミマグロ），赤身商材は（メバチ＋キハダ）で算出。

第3表　クロマグロの輸入状況（2009年）

（単位　トン，%）

		生鮮・冷蔵	冷凍	フィレほか		合計
				生鮮・冷蔵	冷凍	
地中海沿岸国	ポルトガル	18	-	-	-	18
	スペイン	780	335	0	962	2,077
	フランス	152	-	-	133	285
	イタリア	299	103	3	581	985
	クロアチア	16	1,875	-	1,797	3,688
	アルバニア	24	-	-	-	24
	ギリシア	9	21	-	377	407
	マルタ	146	86	2	2,802	3,035
	トルコ	430	219	-	2,856	3,506
	キプロス	1	34	-	725	760
	モロッコ	154	49	-	1,328	1,531
	アルジェリア	61	-	-	86	147
	チュニジア	263	323	-	1,693	2,279
	リビア	56	-	-	-	56
	計	2,409	3,045	5	13,340	18,799
その他地域	メキシコ	1,913	844	-	-	2,757
	韓国	917	10	-	70	997
	その他	586	93	-	-	678
輸入合計		5,825	3,991	5	13,410	23,231
地中海沿岸国シェア		41	76	100	99	81

資料　財務省「貿易統計」
（注）　輸入量は製品重量。

表）。大西洋資源の74%（07年実績）の漁獲が地中海で行われていることから，ある意味では当然ともいえるが，今回焦点となった大西洋・地中海産クロマグロ（本マグロ）の禁輸案（附属書Ⅰ記載）の影響は，それだけ大きいといえる。

4　マグロ養殖をめぐる動向

(1)　拡大するマグロ養殖

このようなクロマグロ資源の管理強化を背景に，わが国でのマグロ養殖の拡大が進み，各業種からのマグロ養殖への新規参入も相次いでいる（第4表）。資金負担は大きいものの比較的採算がとりやすいため，魚価の低迷や餌飼料価格の高騰で採算的に厳しい他の養殖魚種からの転換も相次い

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第4表　マグロ養殖への新規参入･規模拡大状況

	対象企業	概　　要	掲載紙等
新規参入	極洋	子会社キョクヨーマリンファームを設立し，マグロ養殖に参入。09年からの出荷を計画	07.7.25付日本経済新聞
	日本ハム	子会社マリンフーズを通じてマグロ養殖に参入。地元業者との共同出資で宇和海マリンファームを設立	08.7.27付日本経済新聞
	ブリミー	近畿大学水産研究所と提携し，「完全養殖マグロ」量産に向け牛深沖で飼育開始	07.12.19付熊本日日新聞
	金子産業	県内の水産大手がマグロ養殖立ち上げ（「転機の魚養殖―走る企業･揺れる産地（上）」）	08.8.12付日本産業新聞
	双日	双日ツナファーム鷹島（株）が新松浦漁協の組合員として事業開始。2010年出荷開始を予定	08.9.1付水産経済新聞
	東洋冷蔵	子会社みつしま水産を設立し，新規参入（対馬･美津島漁協）	08.9.29付日経流通新聞
	ヨンキュウ	有限責任事業組合（LLP）「日振島アクアマリン」を設立してマグロ養殖に参入。2010年秋の出荷を目指す	08.11.3付水産経済新聞
	道水	石川県が区画漁業権を免許（短期蓄養型で養殖に参入）	（社）マリノフォーラム21運営のHP（09.2.24付読売新聞）
	兵殖	長崎県大島漁場と大分県津久見漁場で参入。08年秋に稚魚導入，09年12月からの出荷を予定	09.1.26付日経流通新聞
	日本配合飼料	人工ふ化させたクロマグロの稚魚販売を計画（今年11月をめど）	09.6.1付日本産業新聞
	日本水産	和歌山県串本の陸上水槽で種苗生産へ	（社）マリノフォーラム21運営のHP（09.6.10付紀伊民報）
漁場拡大	拓洋	天草でクロマグロ養殖（2年後の2万尾出荷を目指す）	08.5.13付水産経済新聞
	中谷水産	サウスシーフーズ撤退漁場（大分）に参入	09.1.26付日経流通新聞
		長崎県でマグロ養殖が加速，34経営体に増加	（社）マリノフォーラム21運営のHP（09.1.13付水産経済新聞）
	マルハニチロ水産 南紀串本水産	和歌山海区漁業調整委員会が県の和歌山東漁協への漁業権免許交付を承認	10.2.17付紀伊民報
	極洋	子会社キョクヨーマリンファームの養殖関連設備を増強（イケスを3基増設）	09.6.16付日刊工業新聞

資料　新聞各紙およびマリノフォーラム21運営のHP「養殖生産構造改革推進事業」を基に作成

だ。また，長崎県では「長崎県マグロ養殖振興プラン」（08年）を発表，同年の漁業権の一斉切替えを機にマグロ養殖場の新規設定や拡大する方針を打ち出し，マグロ流通最大手の東洋冷蔵や双日の子会社設立による進出も実現している。

こうした状況は，09年に実施された水産庁調査でも裏付けられており，ちなみに，08年度の活け込み量(注10)は，06年度までの20万尾前半から急激に増加し，ほぼ50万尾に達している。

養殖生産量に関する公式な統計数値がないため，業界等の推定生産量によるしかない。それによれば，1997年から2000年にかけては500トン前後で推移していたが，その後とくに02～03年に急増し，06年３千トン，08年４千５百トンと急速に拡大した。

第5表　クロマグロ養殖生産量（推定）

（単位　トン）

	08年度生産量
和歌山	200
三重	650
長崎	800
鹿児島	2,300
その他	550
合計	4,500

資料　水産庁ホームページ「マグロに関する情報」（2010.3.31現在）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

この時点での各県域の生産量は第５表のとおり推測されている。しかし，08年以降新規参入が相次ぎ，現在では８千トンとも１万トン近いともいわれる状況である。

⑵　マグロ養殖の歴史

現在のクロマグロを中心とするマグロの養殖形態は，地中海沿岸諸国やオーストラリア，メキシコ等海外で行われている養殖形態，すなわち主にまき網で漁獲した20～100kgサイズの原魚を数か月から半年程度の短期間飼養するいわゆる「蓄養」と呼ばれる養殖形態と，わが国で一般に行われている天然の幼魚（ヨコワ）から２～３年程度かけて長期間飼養する養殖形態に大きく区分される(注11)。

海外における短期養殖は，92年に曳航用イケスを利用した原魚の採捕技術がオーストラリアで開発されて以降本格化し，95年のスペインを皮切りに，クロアチア，スペイン，イタリア，トルコ等に急速に拡大した。

わが国におけるマグロ養殖は，長崎県におけるマグロ幼魚の採捕による飼育試験（69年）に始まり，翌年開始された水産庁の委託事業「有用魚類大規模養殖事業」によって増養殖研究が本格化した。同事業のプロジェクト研究「マグロ類養殖技術開発試験」に参加した近畿大学はその後も研究を続け，74年にはヨコワからの親魚育成を開始し，79年には自然産卵を確認した。それから23年を要して，02年ようやく卵から育てた成魚を親魚としてさらに産卵，ふ化させるという循環型の養殖（いわゆる「完全養殖」）の実現にこぎつけたものである。さらに，04年９月には二世代目となるマグロを初めて市場に出荷するなど，こうした研究は着実に進展している。

完全養殖は，養殖によって資源の再生産を行うことから天然資源への負荷もなく，養殖の理想型ともいえるものであるが，実用化までの課題も残る。その第一が安定的な産卵の実現，第二が稚魚の大量安定供給の確保とされる。前者は，年によって大きく変動する産卵の原因究明とその克服であり，後者は仔稚魚の生残率向上を保証する飼育技術の開発である。こうした課題も徐々にクリアーされつつあるとはいえ，完全養殖の実用化までにはあと10年程度必要とする関係者の話もあり，当面はヨコワの導入による養殖が主体とならざるを得ない状況といえる。

なお，参考までに種苗生産の現状を簡記すれば次のとおりである(注12)。近年３年魚の産卵事例も報告されているが，一般には産卵親魚の育成期間は５年以上とされている。こうした親魚は，魚体が150～600kgにも達し，このため広い養成場所が必要となる。奄美栽培漁業センター（水産総合研究センター）では，入り江を網で仕切る方法で育成場を確保しており，その規模は14haとのことである。産卵は海水温に大きく依存し，24℃となる５月中旬ごろから始まり，海水温がそれを下回り始める秋口まで続く。水面を走り回るような産卵行動を観察し，産卵確認後その周辺の水面を網（プランクト

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ンネット）で掬い，漂っている受精卵（１mm）を採集する。ふ化水槽に収容後約24時間でふ化（３mm）するが，このふ化仔魚を陸上水槽で１か月程度飼育し，体長３～４cmの頃に海のイケスに移す（「沖出し」という）。この沖出しまでの生残率は，ふ化後10日までの初期減耗が大きく，その後の共食いや衝突死等も加わり，近年でも１％を下回る低い状況にある。

⑶　マグロ養殖の実際

わが国のマグロ養殖は，前述のように，ある程度大きな天然マグロを短期間養殖する方法や人工種苗からの養殖（近畿大学，熊本のブリミーなど）も行われているが，天然種苗であるヨコワを採捕して行う方法が一般的である。

天然種苗であるヨコワ（体長20～30cm，体重100～500ｇ程度）は，夏場長崎県の壱岐・対馬や山陰沖，あるいは四国や紀伊半島沖等の漁場で，「引き縄釣り」という漁法で捕獲される(注13)。国内の養殖場では，これを円形ないし方形の大型のイケスで，一般的には２年半から３年程度飼養し，30～70kg程度のサイズで出荷している。出荷までの歩留まりは約５割程度とされ，マダイやブリなど他の養殖魚と比べて著しく低い(注14)。光や音にも敏感で，雷等による狂奔死があるほか，濁流水による斃死，擦れに対する脆弱性など，マグロ特有の要因も歩留まりの低さに影響している。エサは基本的には生エサであり，冷凍物を解凍して丸のまま与えるが，マグロの成長に合わせてエサとなる魚種を変える方法が一般に行われている。

（注10）購入した種苗のうち，実際にイケスに投入した尾数。

（注11）近年は，京都府伊根町での中谷水産，石川県珠洲市での道水など，わが国でも「蓄養型」の養殖形態が登場し，また地中海でもクロアチアで長期間の養殖も行われるなど，例外的な事案もある。

（注12）（独）水産総合研究センター発行の「FRAニュース」（VOL.8）を基礎資料とした。

（注13）前述の水産庁の調査では，ヨコワの漁獲量は，高知県12万５千尾，島根県11万２千尾，長崎県６万２千尾などとなっている。また，鳥取県や長崎県で行われているまき網漁船による漁獲では，平均サイズは30～40kg程度となっている。

（注14）歩留まりは，養殖業者あるいはその年の気象等の状況によって，40～80％台とばらつきがある。

5　マグロ養殖の課題

前述したように，大手水産会社を筆頭に国内でのマグロ養殖が拡大している。この背景には，90年代半ば以降，とりわけ90年代後半に進展したスーパー等量販店におけるトロ商材の定番商品化の動きや回転寿司等外食産業における取扱い拡大がある。地中海を中心とした養殖マグロの拡大によってもたらされた供給量の増大と価格の低下は，消費者のトロ嗜好とも相まって，トロ商材を格好の集客商材と位置づけるに至り，そうした業態においてはこの商材の安定確保が販売戦略上重要となっている。こうした状況の下では，スーパーを始めとする量販店等への商材供給を担う水産会社等にとって，この商材を供給できるかどうかが他の商材も含めた取引の拡大，あるいは

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

価格交渉力の向上に重要な役割を果たすものと見られる。クロマグロやミナミマグロなどトロ商材の先行きの供給に関する懸念材料が多いなかではなおさらであろう。

とはいえ，今後のマグロ養殖の将来性を展望した場合，大きく分けて養殖場，種苗，エサに関していくつか課題があり，近時はこれに加えて採算性も課題となりつつある。

⑴　養殖場に関する課題

養殖場に関しては，沖合での養殖や陸上養殖の研究も行われているが，当面は現状の沿岸域での養殖に限定される見込みであり，①水温（最低水温12℃以上）と水深，②河川の影響を受けない，③波浪の影響が小さい等の条件が養殖場拡大にとっての制約となる(注15)。

現在養殖の行われている地域は，鹿児島県（とくに奄美大島），長崎県（対馬，五島）等であるが，こうした条件を満たす海域が優先的に利用されてきた経緯もあり，残されている養殖適地は，他の養殖魚種から転換する場合を除き，そう多くはないだろう。まき網漁船が漁獲した小型マグロを養殖する短期養殖型が近年増加している背景には，こうした事情も要因の一つと考えられる。

⑵　種苗確保に関する課題

天然種苗（ヨコワ）にほぼ全面依存する現状から，これに起因する種苗確保上の問題もある。養殖事業経営にとっては，安定的な種苗の確保が大前提となるが，好・不漁によって活け込み量が左右されるという問題に加え，近年の養殖熱の高まりで「ヨコワ争奪戦」も激化している。水産庁も，まき網漁による小型マグロの漁獲量に上限を設定するなど資源保護に乗り出しており，今後の資源動向によっては養殖種苗となるヨコワの漁獲制限が実施される可能性も否定できない。

この点，人工的な種苗生産に期待するところが大きい。09年現在の人工種苗供給能力は，近畿大学の約４万尾（現時点での所要尾数の１割弱）程度にとどまっているとはいえ，他の民間企業等の研究実績も着実に積み重ねられており，数年のうちには一定程度の供給が見込める状況となっている。

また，長期間かつ広い養殖場を必要とする親魚養成の課題についても，小型魚を利用した借り腹技術の開発が進んでいる。既に，ヤマメにニジマスを産ませる実験に成功しているが，クロマグロの場合はサバを利用する。クロマグロの精巣から「精原幹細胞」を取り出し，サバの稚魚（オス，メス）の腹に移植するという技術で，もともとの目的は違うようであるが，小型の水槽を使った稚魚の生産や親魚のエサ節減が可能となり，結果として低コストでの稚魚供給が実現する。しかし，この実用化はまだ当分先の話ということになろう。

⑶　エサに関する課題

エサに関しては，現在はほぼ生エサ100％という状況であり，エサとなるサバ，アジ，イワシ等の資源動向や従来エサ向け

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

とされてきた小型魚の中国などへの輸出も今後影響してこよう。魚粉を主たる原料とする配合飼料の開発も進められているが，こちらも最大の魚粉供給国ペルーの供給減少と急激に消費量を拡大している中国等での需要増大を受けて世界的に魚粉需給が逼迫し，価格も高騰している。

魚類養殖向けの配合飼料における魚粉配合率は，比較的低い配合でも可能なニジマス用など対象魚種によっても差があるが，概ね50～55%程度とされてきた。しかし，魚粉価格の高騰を契機に魚粉代替タンパクを使った飼料の開発・普及も急展開を見せ，06年末ごろから育成用を中心に配合率を下げた飼料の供給が始まっている。この場合に使用される魚粉代替タンパク質原料の多くは，リン含有量の低い植物由来のものであり，これを利用することで養殖環境の改善も図れるなど，他の利点もある。魚粉代替タンパクの利用において有用とされる合成タウリン(注16)の飼料添加物認可（09年）を契機に，こうした方向での開発も加速するものと考えられる。

マグロに関しては，１kg増重させるのに必要なエサの量（いわゆる「増肉係数」）は15～16kg（生エサ換算）とされ，７～８kg（同）のブリの２倍近い。仮に60kgのマグロに育てるのに１トン近いエサが必要になることになり，持続的な漁業という視点でとらえても大きな負担となる。魚粉代替タンパクの利用は，この面での貢献も期待できる。

(4)　収益性をめぐる課題

養殖マグロは，江戸前寿司や回転寿司などの寿司店，あるいは量販店等に向けて販売されるが，その仕向ける割合はどこで養殖されたかによって差がある（第６表）。こうした差は，需要先の求める品質によるものであるが，当然価格面にも反映する。かつては，スペイン産と国産が同程度の価格帯（3,000～3,500円/kg），メキシコ産とオーストラリア産ミナミマグロ（2,000～2,500円/kg）がそれを下回る水準でほぼ同一の価格帯を形成していた。

しかし，海外からの養殖マグロの輸入増加，国内産の生産増といった供給要因や高級料亭や高級寿司店から回転寿司等への外食需要の変化，あるいは量販店での販売増加といったトロ商材の大衆化を背景に，国産の養殖マグロについても販売価格の低下が進み，直近時では2,500円/kg台の価格で推移している。いったん大衆化の進んだ商材については，価格上昇が他の商材への代替等から消費の減少に直結し，仮に供給量の減少があっても価格の上昇は限定的なも

第６表　養殖マグロの需要（2004年）

（単位　%）

		高級外食需要		寿司店外食店	回転寿司	量販店	計
		料亭・料理店	江戸前寿司				
地中海	トルコ	－	－	20	30	50	100
	スペインほか	5	45	15	－	35	100
メキシコ		－	－	50		50	100
オーストラリア		－	－	15	50	35	100
日本		5	45	20	－	30	100

出典　近畿大学21世紀COEプログラム（2008）『養殖マグロの流通・経済－フードシステム論による接近－』8頁
原資料　山本尚俊「養殖マグロ流通・取引の現段階の特質」『漁業経済研究』49－3（2005），表7を一部改変
原注　大阪本場の卸売2社・中卸業者での聞き取り調査に基づく

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

のとなろう。生産原価は種苗費，餌料費，それにも増して成魚の歩留まりに大きく左右されるものの，一般的には2,000～2,500円/kgと推定され，その意味では徐々に採算面でも厳しさが増しつつある状況となっている。

結論的に言えば，養殖場の拡大余地，種苗の確保，エサ（生餌，魚粉）の需給見通し，いずれも制約要因として作用する可能性が大きく，また収益性の低下も加味すれば，当面わが国のマグロ養殖の展望は限定的なものとなろう。

（注15）東海大学と民間企業WHAによる陸上養殖が静岡県で行われているが，コスト面の課題が大きく，実用化は不透明といわざるを得ない状況にある。また，沖合養殖に関しても，マルハグループや日本水産などが沖合沈下式養殖法を中心に研究を進めているが，コスト面も含め実用化にはまだ時間がかかる状況である。

（注16）エチレンから化学合成される合成タウリンは，ブリ類やタイなどの飼料に植物性タンパクを利用する場合には必要不可欠とされている。従来から，リポビタンDやチオビタドリンクなど，医薬部外品を含むドリンク剤の主成分として使われていたが，09年に飼料添加物として認可された。

おわりに

クロマグロに限らないが，水産資源は適切に管理すれば無限に再生産可能な天然資源であり，そこに食料としての貴重性がある。やはり，資源管理の徹底と資源の有効利用が優先されるべき課題であろう。

今回クローズアップされた大西洋マグロに関しては，過剰漁獲の要因となっている地中海でのマグロ養殖事業を主導し，それを輸入・消費してきたわが国の責任は重く，ICCATを通じた資源管理においてより一層主体的な役割の発揮が求められる。

また，かねてから未成魚への強い漁獲圧が指摘されている（「平成20年度国際資源の現況」04－６図11参照）太平洋クロマグロについても，その多くを漁獲(注17)しているわが国の果たす役割が大きい。台湾や韓国漁船による漁獲も多くは日本で消費されている。日本近海での漁獲については，行政サイドからも，１歳以下での漁獲が全体の9割を占めるなど，ほとんど未成熟の状態で漁獲していることを問題視する発言も出てきた(注18)。今年４月，(独)水産総合研究センターが実施した組織改変（遠洋水産研究所内に「くろまぐろ資源部」設置等）の目的の一つに，太平洋クロマグロの資源評価と管理に関する研究体制の強化などが挙げられている点も，こうした課題に対応するものとして今後に期待したいものである。

（注17）遠洋水産研究所の推定によれば，07年で65%（(独)水産総合研究センターHP「平成20年度国際資源の現況」04－２表１から算出）。

（注18）日本水産学会での水産庁宮原審議官の講演（2010.4.5付水産経済新聞「太平洋クロマグロ資源管理計画準備へ」）

<参考資料>

・経済産業省ホームページ「ワシントン条約（CITES）」
・水産庁ホームページ「まぐろに関する情報」
・小野征一郎編著（2008）『養殖マグロの流通・経済－フードシステム論による接近－』近畿大学21世紀COEプログラム

（でむら　まさはる）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

情勢

森林組合の事業・経営動向

――第22回森林組合アンケート調査結果から――

（財）農村金融研究会 調査研究部長　室　孝明

はじめに

森林組合の事業・経営の動向，当面する諸課題などを適時・的確に把握し，森林組合系統の今後の事業展開に資するため，（財）農村金融研究会は（株）農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫と連携して，毎年森林組合へのアンケート調査を実施している。

以下，2009年度に104組合を対象に実施した「第22回森林組合アンケート調査」の概要を紹介する。

1　調査対象組合の概況

調査対象104組合の平均像（概数）は，管内森林面積４万８千ha（うち組合員所有林２万３千ha），組合員3,400名，常勤理事１名，常勤職員18名，作業班員47名，などとなっている。これらの指標は，全国組合の平均のおおむね1.2～２倍程度であるが，変動係数にみられるとおり，対象104組合間でもかなりの格差がある（第１表）。

09年度の決算は，前期まで改善傾向にあった収支が，一転して悪化に向かった。これは加工部門と森林整備部門の取扱高減少・収益性低下によるものである（第２表）。

加工部門の不振は，景気後退に伴う製品価格の下落の影響とみられる。販売部門も

第1表　対象組合の概況

（単位　ha，人）

	対象組合		全国組合	(a／b)
	平均(a)	変動係数	平均(b)	
管内森林面積	48,277.1	0.68	33,550.2	1.4
うち組合員所有林	23,453.2	0.70	15,106.6	1.6
組合員数	3,412.3	0.80	2,172.1	1.6
常勤理事数	1.0	0.60	0.6	1.5
常勤職員数	18.3	1.06	9.8	1.9
作業班員数	47.0	0.89	38.1	1.2

資料　全国組合は『平成19年度森林組合統計』（林野庁）
（注）1　全国組合の「作業班員数」欄は，組合雇用労働者数（事務員を除く）。
2　変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

第2表　経営収支

（単位　千円，%）

		08年度	前年度比増減率	
			07	08
取扱高	指導	4,237	△1.1	△5.0
	販売	160,124	△2.9	0.6
	加工	207,671	△1.9	△2.8
	森林整備	379,122	6.9	△2.4
収支	事業総利益	140,918	1.0	△4.0
	うち指導	△194	△32.5	△58.8
	販売	26,186	△4.9	5.5
	加工	14,928	15.9	△28.1
	森林整備	102,404	0.4	△3.2
	事業管理費	130,420	△0.1	△0.5
	事業利益	10,498	11.8	△33.6
	事業外損益	1,255	－	－
	経常利益	11,753	13.7	△27.6
	特別損益	△191	－	－
	税引前当期利益	11,562	12.2	△24.5

（注）　集計組合数は97。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

影響を被っているが，ヒアリングでは，国公有林の伐出請負，特用林産物販売などが一定の下支えをしている様子がうかがわれた。

森林整備部門は公共事業の抑制，入札等による競争激化，等が背景と考えられる。また，材価低迷から利用間伐ができず切捨て間伐が増加したため，搬出に際しての利用料収入の減少を減収要因にあげる組合もあった。

また，本アンケートでは「組合が今後最も力を入れたい事業」を継続的に質問しているが，今回調査では，これまで最も多かった「林産事業」を挙げる組合が減少し，「森林整備事業」の回答が増加して，順位が逆転した（第１図）。地域的には，中国地方，九州地方などで，この傾向が顕著にみられた。林産事業から森林整備事業に変更した数組合にヒアリングしたところ，変更理由として多くの組合が間伐への注力を挙げ，その中には，材価の低迷を反映して，林家は伐出意欲が後退，組合は利用間伐から切捨て間伐にシフトする動きもみられた。また，環境税の創設などにより，間伐に対する補助制度が行き届いていることも背景として指摘された。

第１図　「最も力を入れたい事業」の変化

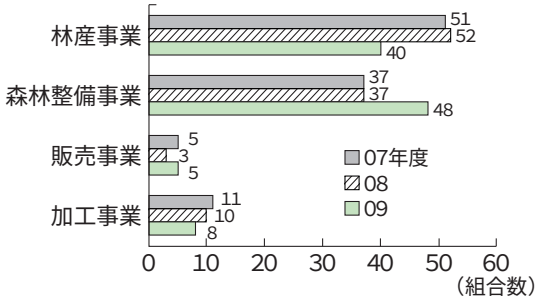

（注）　回答組合数は07年度104, 08年度102, 09年度103。

２　森林管理のための方針とその執行状況

森林の管理については，市町村策定方針を組合も準用しているケースが多いものの，森林認証取得などを契機に，組合独自の「森林管理方針」等を定める例もみられるようになってきたことから，森林組合における森林管理の方針等の現状，森林認証への見方などを調査した。

⑴　「森林管理のための方針」は過半の組合で市町村方針を準用

「森林管理のための方針」は，半分強の56組合が「市町村の方針を準用」しており，独自に管理方針を定めている組合は約３割である（第２図）。そのうち約半分が森林認証ないし準備中の組合であるが，なかにはISOの承認をとるにあたり，独自の管理方針を策定したという事例もみられた。なお，「その他」のうち２組合は「FSC」と回答しており，実際には認証に伴って独自

第２図　森林管理のための方針等の策定状況

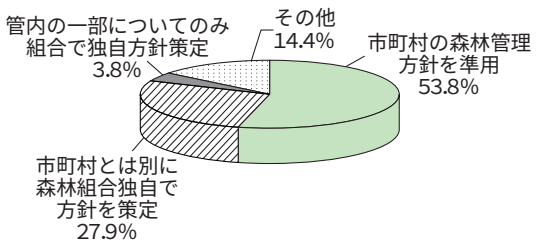

（注）　回答組合数は104。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3図　独自管理方針策定の必要性に対する見方

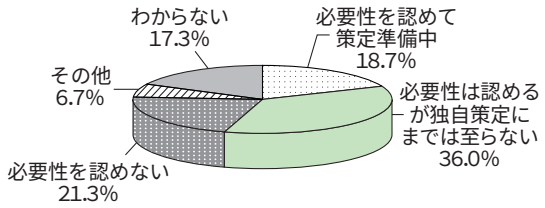

（注）　回答組合数は75。

方針を策定しているとみられる。また９組合（8.7%）は「策定していない」と回答しており，市町村の方針との連携が乏しい可能性もうかがわせる。

方針に盛り込まれた内容としては，組合の経営方針，施業受託推進，目標とする森林のあり方などが多い。

また，組合独自の管理方針を策定していない組合に対し，独自方針策定の必要性を尋ねたところ，必要性は認めるが策定に至らないとする組合が約３分の１を占めた。策定に至らない理由は，体制不十分を挙げる組合が多かった（第３図）。

⑵　肯定面・否定面の混在する森林認証への見方

調査対象組合中，認証取得済組合は11，準備中が５組合であり，合わせて15%程度であった。未取得の組合のうち，39組合は「取得検討中」ながら，半分近い48組合は「申請の意向はない」としている。

認証に対する組合の見方としては，肯定的な面では「材の販売に有利」「イメージ向上」「森林健全化」などが中心であり，否定的な面では「事務的負荷」「経済的負荷」を懸念するものが多い（第４図）。

第4図　森林認証に対する見方
（3項目以内）

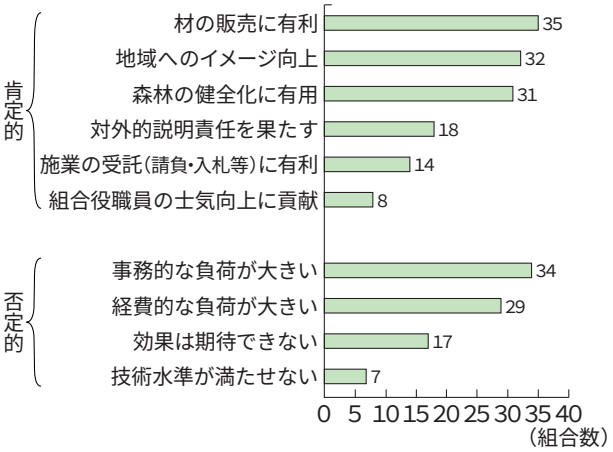

（注）　回答組合数は104。

認証についての見方を，認証取得の有無によって分けてみたところ，「材の販売に有利」「森林健全化」については，認証取得組合あるいは検討中・準備中の組合の方が，申請の意向がない組合に比べ，高く評価している。他方，「経費的負荷」に対しては，認証取得組合でも申請の意向がない組合と同程度の割合で問題視されている。ヒアリングでは，認証取得組合から，中間段階の製材所や工務店が認証を取らなければ，認証材として消費者に渡らない，あるいは消費者が認証材を使うメリットが見いだせない，などの理由で，組合に対する負荷の割には必ずしも有利販売につながっていない，との見方が複数聞かれた。

3　森林境界明確化のための取組み

森林境界明確化の問題は，林業経営の承継，あるいは施業実施の面から重視されて

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

いる。しかし，関係者の高齢化等により思うように進展できないとの指摘もあることから，森林組合の取組み状況を調査した。なお，本稿で「森林境界」は「所有界」を指す。

⑴　施業受託とセットで進められる境界明確化への取組み

境界明確化への取組みは，全体の４割が「森林組合が中心に実施」，２割が「行政の取組み（地籍調査の実施等も含め）に組合が参画する」としているが，取組みがない地域も４分の１程度は存在する（第５図）。

組合が取り進める際の方法は，施業受託ないし施業団地の組成とセットして進めるケースが多い（第６図）が，大規模林家の多い組合では，その割合は相対的に低い傾向にある。

明確化にあたっての地元との連携としては，事情のわかった地元の人（個人）との連携を図るケースが半分近くで最多であり，次いで行政との連携が多い。地域組織との連携は１割程度にとどまる。地元の事情通は高齢化傾向にあるだけに，取組みは早急に進める必要があるとの意見も，多くみられた。

第5図　境界明確化への組合の取組み状況

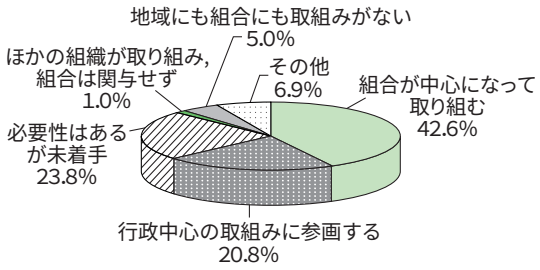

（注）　回答組合数は101。

第6図　組合における境界明確化の取り進め方法（2項目以内）

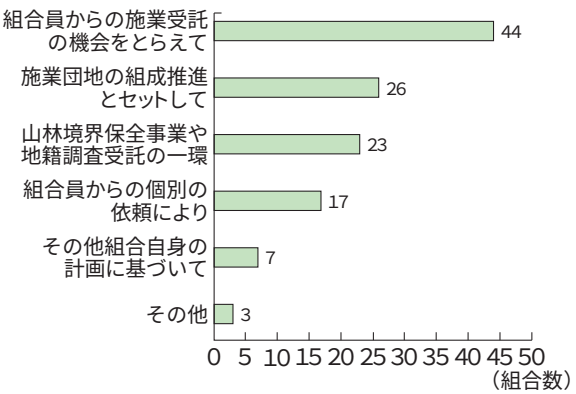

（注）　回答組合数は69。

⑵　ばらつきが大きい補助金による費用負担割合

境界明確化の費用負担を質問したところ，概ね補助金・公金が６割で，残りは森林所有者と組合で折半されている。ヒアリングによれば，所有者負担は実際には施業受託費用の一部として見積もられ，新たに費用を追加徴収することがないように仕組んでいるとのことである。地域的には，近畿，四国，北海道の補助金の対応が手厚く，

第7図　費用負担のうち「補助金・公金」による割合ランク別の組合数

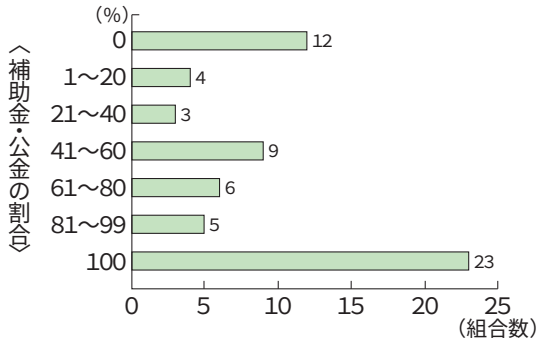

（注）　回答組合数は62。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

北陸は少ない。

補助金・公金で賄われている割合別に組合数をみると，補助金・公金100%で行っている組合が２割以上ある一方で全くゼロの組合も１割あり，各組合間のばらつきが大きい（第７図）。

(3)　過半の組合で明確化困難な面積の拡大を懸念

第８図のとおり，半分以上の組合で，明確化の困難な面積の拡大を懸念しているが，縮小ないしゼロになることを見込んでいる組合も３分の１は存在する。

森林境界明確化への組合の取組み状況別にみると，組合が中心になって明確化に取組んでいるところでは，拡大懸念と縮小見込みが拮抗しているが，行政が中心のところでは，拡大見込みも縮小見込みも相対的に少なく，「変わらない」ないし「わからない」とする割合がやや多くなる。取組み未着手の地域では，拡大懸念の割合が高いが，それでも３割では縮小を見込んでいる。

第8図　明確化の困難な森林面積の見通し

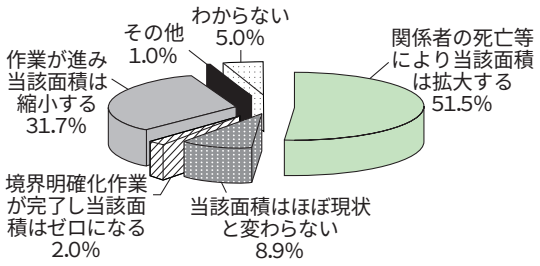

（注）　回答組合数は101。

(4)　境界明確化を進めるために必要なこと

「森林境界の明確化を進めるために，最も必要と思われること」について自由記入により回答を求めたところ，全体の３分の２近い66組合から回答があり，この問題への関心の高さをうかがわせた。内容は多岐に渡るが，多くは，補助事業の拡充，施業受託の推進，地域・行政等との連携強化，GPS・GISの活用，地籍調査の進捗，などが挙げられている。

なお，地籍調査の進捗は，全く未実施の組合が２割，組合員山林面積の20%以下の組合も２割程度ある一方で，100%完了も１割以上あるなど，組合間でのばらつきが大きい。地域的には，関東・東山，北陸，近畿の遅れが目立つ。

4　組合職員の採用・育成等の状況及び職場の活性化

３までの内容を含む諸課題への対応に向け，組合の実務を担う職員の体制強化が求められることから，組合における職員（内務）の採用・育成，および職場活性化等について調査した。

(1)　林業以外の分野からの転籍者が多い職員の新規採用

05年度以降，調査対象組合中84組合において253名が職員として新規採用された。１組合当たりとしては，１～３人の採用を行ったところが全体の６割を占めることに

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

なる。また，職員総数に対する対象期間の新規採用割合をみると，10～20%相当を新規採用した組合が約３分の１を占めている。

新規採用職員の前職をみると（第９図），約４分の１が新規学卒（林業系・非林業系を含め）であり，また非現業系の会社員も約４分の１を占める。外部の現業系（「林業以外の会社員（現業・その他）」および「建設・土木作業員」）は概ね２割程度である。また自組合作業班員から事務職への変更も一部みられる。職員と同一待遇の現業職制度を設けているある組合では，原則としてまず現業職を体験させて，その後に事務職にローテーションさせているというケースもみられた。

新規採用者の出身地・直前居住地は，地元市町村が７割前後と高い。Ｕターン・Ｉターン等は，合わせて新規採用者の１割以下とみられる。しかし，採用にあたって組合が重視しているのは，「積極的・能動的な性格」や「年齢的に若いこと」であり，地元出身を重視するという組合は２割弱にとどまる。

人員についての組合の方針は，人数規模については「現状維持」が３分の２，人員構成では，「若手を拡充」が約半数を占めた。

第９図　新規採用職員の前職

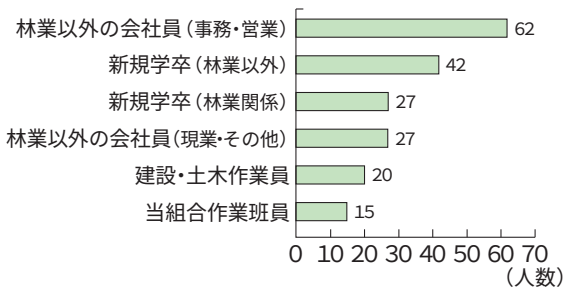

（注）１　回答組合数は84。
　　２　新規採用総数は253人。

⑵　「林家への経営指導力」「管理職のリーダーシップ」の向上が求められる職員の資質

職員に一層の向上が求められる資質としては，「管理職のリーダーシップ」が最も多く，「林家への経営指導力」「市場開拓等マーケティング能力」がそれに続いた。

この質問項目は，05年度の第18回調査でも，同一の選択肢を用意して実施したが，その結果と対比すると，５年前トップだった「幹部マネジメント能力」は後退し，「林家への経営指導力」が上昇したことが著しい特徴である（第10図）。ただし，前回調査は選択項目が４項目以内，今回は３項目以内，と異なるので，絶対水準の厳密な比較はできない。

ヒアリングによれば，「林家への経営指導力」とは，必要な施業の診断・提案だけ

第１０図　職員に一層の向上が求められる資質（05年度調査との比較）

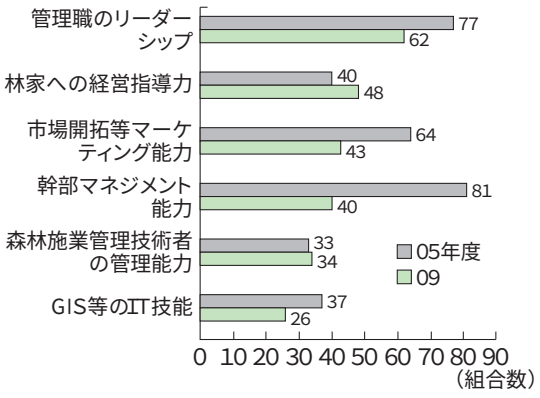

（注）１　回答組合数は05年度100，09年度104。
　　２　05年度は4項目以内，09年度は3項目以内。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

でなく，林家が所有山林を将来誰に承継し，誰に管理させるのかという相談に乗ることであり，その必要性が高まっているという指摘があった。また，合併，広域化した組合では，新たに管内になった地区の林家とのコミュニケーションに注力しているとともに，内部的には，職員相互の一体感を醸成する点から「管理職のリーダーシップ」も求められているとのことであった。

⑶ 「先進組合・事業体との交流」が予定される職員の資質向上施策

職員資質向上のための施策については，現在実施中の施策としては，「外部研修」が最も高く，「職場での指導・訓練」がそれに次ぐ。組合規模別には，「職場での訓練指導」は大規模組合に，「先進組合・事業体との交流」は小規模組合に，相対的に多くみられた。

今後予定している施策としては，「先進組合・事業体との交流」が最も多く，「内部研修」「外部研修」などもみられる（第11図）。

第11図　資質向上のための施策（該当項目すべて）

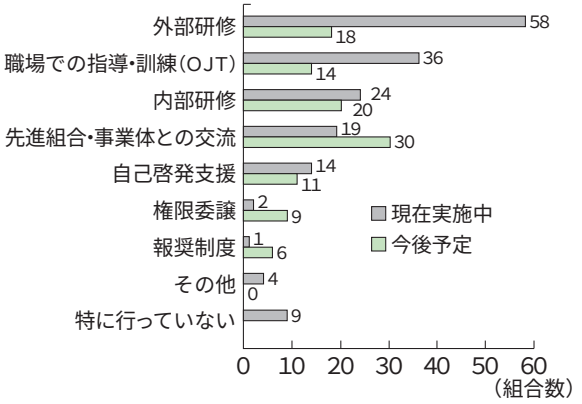

（注）　回答組合数は「現在実施中」96，「今後予定」69。

⑷ 必要性は認めるも未実施の多い外部コンサルタンティングの受入れ

森林組合におけるコンサルティング等の受入れ状況を質問したところ，何らかの指導を受けている組合は全体の３分の１程度にとどまった。他方，「必要性は感じるが未実施」の組合が，全体の半分を占めている（第12図）。指導を受けた先は，県森連が最も多く，次いで行政機関が挙げられる。「その他」は，職業能力開発センター，中小企業大学校，大学教授，会計事務所，農林中央金庫などの名前が挙がっている。

第12図　コンサルタント・指導機関等の指導の受入れ状況

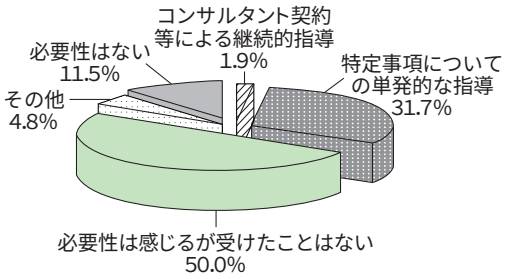

（注）　回答組合数は104。

⑸ 定例打合せ・朝礼等が多い職場内意思疎通のための施策

組合の幹部層と一般層との間の意思疎通の場としては，「定例的な打合せ・朝礼等」が際立って多い（第13図）。そのうち３分の２は週１回以上開催されており，また大規模な組合の方が，相対的に実施されていることが多い。

「組合の基本方針の説明会」の実施は全体の４分の１にとどまり，特に中規模クラスの組合での実施が少ない。しかし，ヒアリング先の組合では，改めて「説明会」は

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第13図　幹部役職員と一般職員との意思疎通のための施策（該当項目すべて）

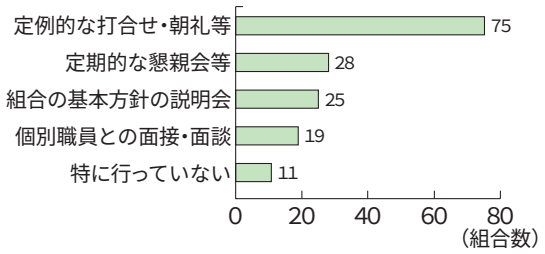

（注）　回答組合数は104。

行わないものの，組合長と全事務職員による月例の収支状況検討会議を開くなどして，意思疎通が重層的に図られるような工夫がなされていた。

おわりに

森林組合，林業の諸課題についての意見等に関する，自由記入欄を設けたところ，32組合から意見・要望等が寄せられている。材価低落の悪影響，組合員の林業への関心の薄れなどの指摘，行政支援の拡充への希望は多いなかにあって，他方，「組合の使命は，組合員への継続的な利益還元と地域森林の持続的管理である」とし，あるいは，行政依存から脱却して組合員のための組合のあり方を追究しようとする意見，また，組合員の経営意欲減退に対し，組合が主導して積極的に対処しようとする意見もみられた。こうした動きは，4―(2) でみた「林家への経営指導力」が組合職員に求められる資質として浮上してきた状況とも符号するものといえる。

3でみた「森林境界」の問題をはじめ，林家・組合員の抱える課題は引続き重いものがあるが，森林組合においては，組合員との関係を密にして，森林資源の維持拡大と地域社会の発展に寄与していくことが期待されよう。

（むろ　たかあき）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

情勢

漁協経済事業の現状と今後の事業展開

――第28回漁協系統事業アンケート調査結果から――

（財）農村金融研究会 主任研究員　尾中謙治

はじめに

本稿は，当（財）農村金融研究会が農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫JFマリンバンク部の協力のもと，2009年８月に実施した「第28回漁協系統事業アンケート調査」結果の概要である。

今回調査は，信用事業を実施している85組合（以下「実施組合」という）と，94信漁連支所（支所のほか，支店，営業店，代理店，取次店も以下「支所」という）の計179組合・支所を対象に実施した。なお，支所へのアンケートは，信用事業を譲渡した組合（以下「譲渡組合」という）経由で管内の信用事業を担っている支所に記入をお願いした。

1　調査対象組合・支所の概況

アンケート対象組合の09年度１組合平均は，組合員数892.5人（全国組合平均(注)の2.6倍），うち正組合員485.8人（同2.5倍），水揚金額（属地）2,636.7百万円（同2.1倍）である。対象組合および全国平均の組合員数は，組合の合併の影響でここ数年増加傾向にある。

経営収支においては，事業総利益295.1百万円（同3.1倍），事業利益3.0百万円（全国組合赤字），経常利益12.8百万円（同1.6倍）であり，全国平均を上回っている。信用事業関連では，１組合・支所あたり貯金残高52.4億円（同1.0倍），貸出金残高12.3億円（同1.3倍）である。

なお，対象組合には１県１組合などの大規模組合も含まれており，平均値の扱いには留意する必要がある。

（注） 水産庁『水産業協同組合統計表（平成19年度）』

2　漁協経営

ここ２～３年の事業利益の動向をみると，「赤字傾向」（45.5%）が最も多く，次に「黒字傾向」（30.3%），「収支トントン」（18.5%）である。地域別にみると，「北海道」は半数以上が「黒字傾向」（66.7%）であるが，その他の地域では半数以上が「赤字傾向」である。主な漁業種類別にみると，「魚類養殖」と「定置網」の半数以上が「赤字傾向」である。正組合員数別にみると，「100名未満」の組合では26組合中21組合（80.8%）が「赤字傾向」である。

ここ２～３年の経常利益の動向は，「黒字傾向」（39.9%）が最も多く，次に「赤字傾向」（32.0%），「収支トントン」（24.7%）である（第１表）。主な漁業種類別にみる

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1表　ここ2～3年の事業利益および経常利益の動向

（単位　%）

		合　計	ここ2～3年の経常利益			
			黒字傾向	収支トントン	赤字傾向	その他
合計		100.0 (178)	39.9 (71)	24.7 (44)	32.0 (57)	3.4 (6)
ここ2～3年の事業利益	黒字傾向	100.0 (54)	87.0 (47)	7.4 (4)	3.7 (2)	1.9 (1)
	収支トントン	100.0 (33)	24.2 (8)	66.7 (22)	9.1 (3)	- -
	赤字傾向	100.0 (81)	14.8 (12)	21.0 (17)	64.2 (52)	- -
	その他	100.0 (10)	40.0 (4)	10.0 (1)	- -	50.0 (5)

（注）（　）は回答組合数。

と，「魚類養殖」では半数以上が「赤字傾向」である。ここ２～３年の経営収支の減少に影響を与えた要因としては，漁獲量の減少（資源の減少によるものと漁業者の高齢化による生産力の低下によるもの），漁獲時期や魚種の変動，魚価の低迷，燃油や資材の高騰，等が挙げられている。

ヒアリングをしたある組合では，「組合の利益を黒字にする（販売手数料の引上げ等）と組合員の負担が増すので，最終利益が収支トントンであれば良い」と述べられた。また，その他としては，経常利益が職員の減少によって赤字から黒字に転じる組合や，魚の病気の発生や餌代の高騰等による組合員の購買未収金の貸倒引当および償却によって大幅な赤字をここ数年計上している養殖を主とする組合があった。

3　経済事業の現状と展開

(1)　今後の販売事業の取組方針・方向性

今後の販売事業の取組方針・方向性としては，「消費者への直接販売」（35.2%）が最も多く，次に「消費地市場への出荷」（29.1%），「仲買人の誘致」（27.4%）であるが，「現状のまま」も約３割を占めている（第１図）。「その他」としては，「ブランド化」「市場統合」「インターネット販売」「直販店開業の計画」「漁協での加工事業」が挙げられている。

「消費者への直接販売」には，61組合中21組合（34.4%）が「新規取組」，40組合（65.6%）が「拡充」と回答している。「新規取組」としては，「消費者への直接販売」（21組合）が最も多く，次に「消費地市場への出荷」（18組合），「小売業者との取引」（13組合）である。「拡大」としては，「消費者への直接販売」（40組合）が最も多く，次に「他港船の誘致」（39組合），「消費地市場への出荷」（33組合）である。

仲買人の現状については，後継者不足や経営悪化の点から減少しているということと，仲買人同士が激しく競争しあい生き残りを図っていること，買い手の価格形成力

第1図　今後の販売事業の取組方針・方向性（複数回答）

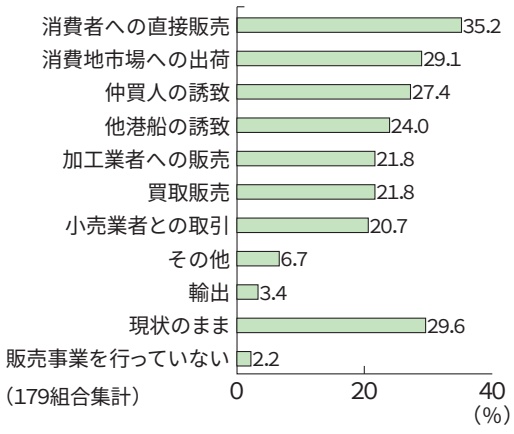

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

が強く魚価がつかない・低位であるという話が複数組合から聞かれた。ある市場では，全量セリ取引を基本としたり，小売業者の場内への立ち入り行為を制限したりして，仲買人の適正な業務の実現，結果として魚価の向上を図っている。このような取組みの背景には，小売業者は仲買人の販売先であり，小売業者が場内に入ると仲買人の仕入値がわかって取引がしづらかったり（利幅の縮小），小売業者が仲買人に値段を指定して取引を行わせたりして，魚価の低下を生じていたことがある。

ヒアリングをしたいくつかの組合では，地元の学校給食に魚を卸しているというところもあったが，魚をそのままではなく，てんぷらやから揚げとして，あるいは調理しやすいように加工したりして，工夫して販売している。

⑵　加工事業の実施状況と今後の方針

加工事業は，179組合中72組合（40.2%）が実施している。正組合員数別にみると，組合員数が多いほど加工事業を実施している。

加工事業のここ２～３年の収支動向は，「収支トントン」（34.7%）が最も多く，次に「黒字傾向」（31.9%），「赤字傾向」（30.6%）である。地域別にみると，「北海道」は半数以上（52.9%），その他の地域では約１／４（25.5%），が「黒字傾向」である。

今後の加工事業の方針としては，「拡大」（47.2%）が最も多く，次に「現状のまま」（44.4%），「縮小」（5.6%）である。

「拡大」と回答した理由として，「現在の販売事業では先が見えている。消費者ニーズからして加工と一体となった販売が必要である」「水産物の消費動向からすると，加工品を拡大しない限り消費が伸びない」「漁協経営の新たな柱にしたいと考えている」等が挙げられている。

なお，「廃止」と回答した１組合の理由は「磯焼けによる原料（ウニ・ひじき）の減少」，加工事業を実施したいができない組合は「加工並びに販売のノウハウがない」である。

⑶　消費者への直接販売への取組みと現状

消費者への直接販売への取組みとしては，「組合が設置主体の直売所で販売」（35.2%）が最も多く，次に「組合が主体となってインターネットで販売」（20.1%），「行政・第３セクターが設置主体の直売所で販売」（11.7%）である（第２図）。

地域別にみると，「北海道」では半数（50.0%）の組合が「組合が主体となってインターネットで販売」を行っている。

第２図　消費者への直接販売への取組み
（複数回答）

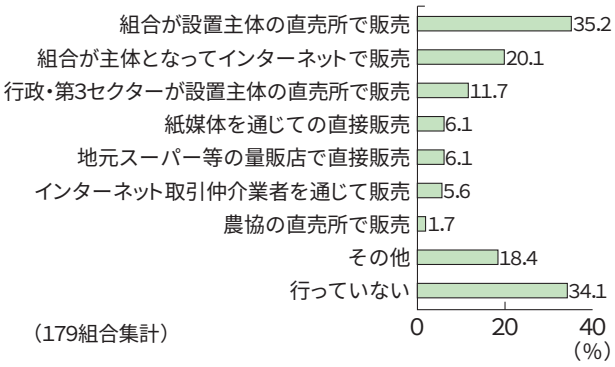

（179組合集計）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

そのうち，施設・店舗を利用して直接販売（組合や行政・第３セクター・農協の直売所，もしくは地元スーパー等での直接販売，以下「店舗販売」という）をしている組合は，179組合中78組合（43.6%）である。

店舗販売で扱っている商品（65組合集計）は，「鮮魚」（83.1%）が最も多く，次に「冷凍加工品」（64.6%），「その他の水産加工品」（63.1%）である。店舗販売の開始年別にみると，「03年以降」ではそれ以前に開始したケースと比較すると，「鮮魚」と「女性部の水産加工品」が少なく，「農産品」と「その他」が多いのが特徴である。「その他」としては，「活魚」「土産類」「惣菜」「地域の特産品」等が挙げられている。

店舗販売に参加・協力している関係団体等としては，「女性部」21.6%，「青壮年部」8.1%であり，約６割の組合では「団体等の参加はない」である。

08年度の店舗販売の売上高は，回答のあった73組合の１組合平均で118.7百万円であり，うち22組合（30.1%）は１億円以上である。地域別にみると，「北海道」では半数の組合が，その他の地域では約１／４が，売上高１億円以上である。

ここ２～３年の販売金額の動向は，「ほぼ横ばい」（50.0%）が最も多く，次に「減少傾向」（27.6%），「増加傾向」（17.1%）である。来店者数もほぼ同様の結果であり，「ほぼ横ばい」（47.4%）が最も多く，次に「減少傾向」（31.6%），「増加傾向」（15.8%）である。

4　今後の事業展開

(1)　組合が重点的に取り組もうとしている事項

現在，組合が重点的に取り組もうとしている事項（上位３つ回答）は，「健全経営」（54.5%）が最も多く，次に「業務改善（経費削減）」（43.8%），「魚価対策」（35.4%）である（第３図）。

第20回調査（上位２つ回答）と比較してもほぼ同様の結果となっている。「資材等の廉価な安定供給」については，昨年までの資材や燃油の高騰の影響から，今回調査での回答が多くなっていることがうかがえる。

また，「職員のレベルアップ」と回答し

第３図　組合が重点的に取り組もうとしている事項（上位3つ回答）

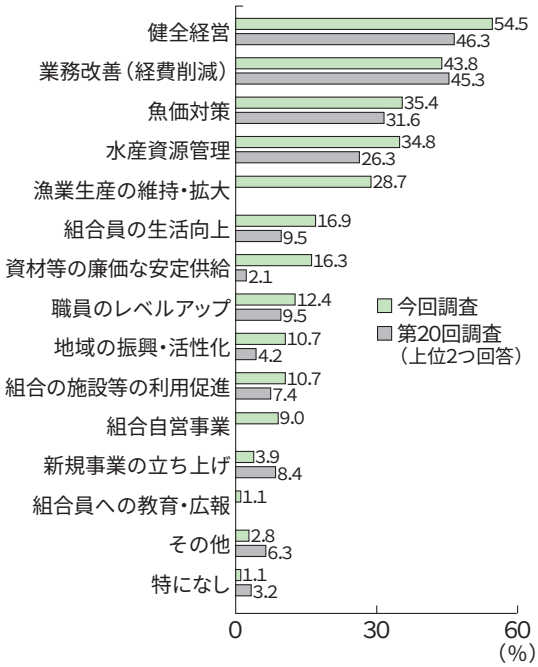

（注）1　集計組合数は今回調査178，第20回調査95。
2　「漁業生産の維持・拡大」には，「新規就漁者の確保等」を含んでいる。
3　「組合員への教育・広報」とは，組合員が協同の心をもって漁協の運営に参加するために行うもの。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

た組合でのヒアリングでは，「専門的知識だけではなく，『組合員のため』という心構え・考え方の研修が必要であり，また職員一律の評価という人事考課の見直しが必要である」という意見があった。また他の組合では，職員採用方法（縁故中心）の見直しや職員間の「和」の醸成，魅力ある研修の実施等の必要性が聞かれた。

⑵　他組合との事業の連携について

現時点で近隣の漁協と連携していることとして（177組合集計），最も回答が多かったのが「水産物の販売」（5.1%）であり，大部分の組合は「特になし」（91.0%）である。

近隣の漁協と連携を検討していることとしては（177組合集計），「水産物の販売」（5.6%）と「市場運営」（5.1%）の回答が５%を超えており，こちらも大部分の組合は「特になし」（85.9%）である。

ヒアリングでは，近隣の漁協と燃油タンクの共同利用（集約）や加工事業の共同化をしたいということが挙げられたが，一方で組合における当該事業の運営の変更や既得事業・利益喪失の怖れ，組合員の地元意識などがあり，実現は難しいのではないかと述べられた。

次に，農協と連携したい事業については（177組合集計），「経済事業」（26.6%）が最も多く，次に「共済事業」（8.5%），「信用事業」（7.9%）であるが，半数の組合は「連携したいと思わない」と回答している。

「すでに連携している」（4.5%）と回答した組合への電話によるヒアリングでは，販売面での提携・連携が多く，農協の直売所での水産物の販売，漁協の直売所での農産物の販売，デパートや物産館への共同出店という内容であった。その他として，魚の加工で発生する残さなどを魚粉に加工して肥料にし，それを農協に販売している組合や，農協から米粉を購入して，それを地魚のてんぷらに使用し，かつそれを農協の直売所でも販売している組合もあった。

5　組合員および職員の組合・協同組合運動に対する意識

組合員の組合に対する意識を，自分たちの組合「である＝５」から「ではない＝１」までを５段階で評価（組合が組合員の立場から回答，178組合集計）したところ，「３」（41.6%）が最も多く，次に「４」（32.0%），「５」（20.8%）である。

アンケートの自由記入欄には「役職員が組合のために行動している事を組合員がもっと理解し，協同の理念を浸透させなければならない」という意見もあった。また，ヒアリングでは，組合員の協同組合運動に対する実践として，組合員で行う海浜の清掃やイベント参加，海難時の助け合い等が挙げられた。

次に，職員の組合員に対する意識を，組合員の身になって「いる＝５」から「いない＝１」までを５段階で評価したところ（178組合集計），「４」（47.8%）が最も多く，次に「３」（25.8%），「５」（24.2%）である。ヒアリングしたある組合では，ここ数年昇

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

給もなく，職員のモチベーションは下がっており，仕事に対する意欲が薄れていると述べられた。また，信用事業を譲渡した組合では，信用事業に対する意識が薄れ，組合員への全体的な支援ができなくなっていると言う。

おわりに

５年後の組合の事業全般については(176組合集計)，「事業の縮小・見直し等の改革が必要である」（44.9%）が最も多く，次に「現状の水準を維持」(39.2%)，「発展」(8.0%）である。厳しい漁業環境のなか，組合は先に見たように消費者への直接販売や消費地市場への出荷，加工事業などの取組みによって組合員の手取りの向上と組合経営の安定を図ろうとしている。

一方で，自由記入欄には，「組合員・職員ともに若返り，協同組合運動・意識が薄れてきている様に思う」「職員の意識改革も必要だが，組合員の組合事業に対する考え方を変える必要があると思う」等の記述があり，協同組合としての土台が揺らいできている面もある。

このような実状において，組合は組合員の目を組合に向かせ，基盤を固めて，組合員の協力のもと組合の事業推進・改革を進めていく必要があろう。

信用事業について，ある組合では「漁協信用事業がこれから発展していくためには漁協が持つ特性を活かした事業展開を目指すべきであり，この特性とは，漁協と漁協の顧客の大部分を占める組合員とが，総合事業体である漁協の営む各種事業を通して密接な関係で結び付いていることであると考える。これは他金融機関とその金融機関が抱える一般顧客との関係よりも深いつながりであり，この特性を活かした信用事業推進こそ他が真似ることのできない強みである。従って組合員に対する『営漁指導と生活設計支援』に立ち位置をおいた信用事業推進を今後の大きなテーマとし，このテーマに沿って貯蓄運動をどう進めるか，資金需要の掘り起こしをどうやるか，サービス機能をどう高めるかなど具体的な目標設定や方法導入を図っていくべきではないかと考える。これまでのように右肩上がりを目標とした量的拡大や広く浅く断片的な推進ではなく，真に組合員に有益となるような個別の深く継続性を持った推進が必要であり，漁協金融として他金融機関との差別化により自ずと漁協信用事業の果たすべき役割が見えてくるように思う。当組合も信用事業に関する問題・課題が山積みのなか，先進的な手法でなくても地道に取り組み，推進する者として目標だけは見失わないようにと自戒しているところである」と記入している。

各組合は，何のために自分たちの組合があるのかを再認識し，そうした原点に立ち返った取組みが必要な時期にあるのではないだろうか。

（おなか　けんじ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(77)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(77)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(77)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(78)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(78)
6．農業協同組合　主要勘定……(78)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(80)
8．漁業協同組合　主要勘定……(80)
9．金融機関別預貯金残高……(81)
10．金融機関別貸出金残高……(82)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2005. 3	**39,600,643**	**4,704,414**	**16,291,656**	**1,469,342**	**37,382,703**	**15,436,450**	**6,308,218**	**60,596,713**
2006. 3	**39,508,924**	**4,787,716**	**25,336,959**	**723,299**	**45,562,031**	**11,626,746**	**11,721,523**	**69,633,599**
2007. 3	**40,365,101**	**4,471,357**	**22,647,264**	**384,733**	**43,714,073**	**12,484,489**	**10,900,427**	**67,483,722**
2008. 3	**38,326,642**	**4,822,176**	**16,439,895**	**508,168**	**36,226,816**	**9,471,438**	**13,382,291**	**59,588,713**
2009. 3	**37,327,269**	**5,255,031**	**18,640,726**	**1,851,473**	**39,534,480**	**10,677,799**	**9,159,274**	**61,223,026**
2009. 10	38,548,341	5,474,811	23,218,242	1,688,095	44,606,785	11,941,346	9,005,168	67,241,394
11	38,565,312	5,503,856	21,904,191	1,329,660	43,097,192	12,051,042	9,495,465	65,973,359
12	39,148,992	5,530,290	23,126,522	1,167,264	45,880,590	11,793,266	8,964,684	67,805,804
2010. 1	38,609,195	5,554,523	22,886,442	1,142,581	45,240,153	11,804,206	8,863,220	67,050,160
2	38,550,843	5,584,046	22,349,572	1,232,367	44,836,889	12,000,502	8,414,703	66,484,461
3	38,885,629	5,611,743	23,457,306	1,932,159	43,991,315	12,844,462	9,186,742	67,954,678

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2010年3月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,425,343	−	604,053	53	103,737	−	32,133,186
水産団体	1,143,752	−	70,284	2	3,199	−	1,217,237
森林団体	1,498	10	17,871	4	7	−	19,390
その他会員	217	−	3,007	3	−	−	3,228
会員計	32,570,810	10	695,215	63	106,943	−	33,373,041
会員以外の者計	866,567	39,158	310,528	127,106	4,162,695	6,535	5,512,589
合計	**33,437,377**	**39,169**	**1,005,742**	**127,168**	**4,269,638**	**6,535**	**38,885,630**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計 223,115百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2010年3月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	58,484	4,757	163,710	0	226,951
	開拓団体	182	18	−	−	200
	水産団体	12,252	3,158	9,541	37	24,989
	森林団体	2,468	8,974	4,196	71	15,710
	その他会員	678	25	120	−	823
	会員小計	74,064	16,933	177,566	109	268,672
	その他系統団体等小計	129,120	26,298	50,119	24	205,562
	計	203,184	43,231	227,685	133	474,234
関連産業		2,054,444	38,338	1,177,290	6,642	3,276,714
その他		8,909,790	7,227	176,449	50	9,093,514
合計		**11,167,418**	**88,796**	**1,581,424**	**6,825**	**12,844,462**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2009. 10	5,583,802	32,964,539	38,548,341	0	5,474,811
11	5,759,047	32,806,265	38,565,312	0	5,503,856
12	5,836,448	33,312,544	39,148,992	14,000	5,530,290
2010. 1	5,279,383	33,329,812	38,609,195	0	5,554,523
2	5,054,662	33,496,181	38,550,843	500	5,584,046
3	5,442,439	33,443,190	38,885,629	0	5,611,743
2009. 3	5,660,408	31,666,861	37,327,269	0	5,255,031

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2009. 10	66,662	1,621,433	44,606,785	15,050,615	2,030	0	92,375
11	103,034	1,226,625	43,097,192	14,786,452	1,040	0	94,732
12	57,803	1,109,461	45,880,590	15,664,071	2,051	0	95,189
2010. 1	60,586	1,081,995	45,240,153	15,633,661	2,038	0	92,479
2	81,543	1,150,823	44,836,889	15,316,171	34	0	92,673
3	153,643	1,778,516	43,991,315	14,117,244	78	0	88,795
2009. 3	94,010	1,757,463	39,534,480	14,115,853	10,651	0	100,651

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2009. 9	51,213,402	49,617,295	651,201	613,996	1,535,316
10	51,424,762	49,695,394	694,905	613,994	1,535,896
11	51,271,710	49,610,623	691,682	613,991	1,536,997
12	52,005,030	50,006,374	676,273	615,194	1,537,275
2010. 1	51,543,363	49,847,394	721,839	615,193	1,537,915
2	51,709,139	49,852,773	762,153	640,194	1,538,356
2009. 2	51,538,775	49,662,361	470,665	413,288	1,398,610

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。
3 2010年３月末値は，７月号にて掲載予定。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2009. 9	24,925,739	59,200,596	84,126,335	544,268	374,294
10	25,612,368	58,961,758	84,574,126	545,032	373,248
11	25,192,711	59,244,801	84,437,512	528,769	357,871
12	25,564,702	59,740,982	85,305,684	512,139	342,493
2010. 1	25,106,983	59,666,507	84,773,490	534,261	364,280
2	25,625,521	59,379,248	85,004,769	526,531	355,694
2009. 2	25,187,959	58,528,209	83,716,168	547,105	381,548

（注） 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
761,000	4,643,527	3,425,909	14,387,806	67,241,394
856,700	4,658,322	3,425,909	12,963,260	65,973,359
510,602	5,299,317	3,425,909	13,876,694	67,805,804
608,694	4,725,958	3,425,909	14,125,881	67,050,160
672,000	4,871,171	3,425,909	13,379,992	66,484,461
935,900	4,277,171	3,425,909	14,818,326	67,954,678
510,000	4,077,454	3,421,370	10,631,902	61,223,026

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
10,169,266	1,671,325	8,379	11,941,346	1,618,571	7,384,567	67,241,394
10,264,030	1,685,364	6,914	12,051,042	1,545,875	7,948,551	65,973,359
10,006,930	1,682,872	8,274	11,793,266	1,616,594	7,346,039	67,805,804
10,050,666	1,652,818	8,242	11,804,206	1,154,900	7,706,282	67,050,160
10,285,511	1,614,688	7,629	12,000,502	1,236,448	7,178,222	66,484,461
11,167,417	1,581,423	6,824	12,844,462	1,302,550	7,884,114	67,954,678
8,572,340	1,994,497	10,309	10,677,799	1,155,692	7,992,931	61,223,026

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
62,875	28,736,594	28,619,029	0	409,504	16,743,417	7,041,607	1,523,598
59,371	28,637,188	28,541,887	10,000	399,003	17,028,504	7,255,510	1,520,144
61,072	28,512,284	28,409,250	0	392,399	16,960,679	7,207,815	1,530,466
101,878	29,504,686	29,410,053	0	396,900	16,706,027	7,194,015	1,522,571
62,958	29,063,742	28,970,252	0	385,744	16,808,429	7,230,771	1,530,389
57,876	29,219,464	29,128,381	0	381,091	16,940,698	7,175,073	1,531,406
77,161	29,723,098	29,599,011	0	406,244	16,706,720	6,938,923	1,266,582

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
387,601	56,606,144	56,364,402	4,838,732	1,521,051	23,875,097	269,175	740
372,881	56,834,627	56,607,389	4,944,754	1,619,044	23,852,066	268,945	736
392,189	56,661,769	56,445,095	4,926,166	1,594,103	23,846,095	258,728	736
435,461	57,615,928	57,393,065	4,868,974	1,551,636	23,761,759	256,889	736
375,014	56,955,772	56,755,969	4,959,200	1,627,779	23,739,217	256,339	733
357,462	57,220,898	57,015,898	4,990,689	1,644,639	23,766,166	254,169	733
363,936	57,023,868	56,770,570	4,868,320	1,518,568	22,903,072	269,667	757

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2009．12	2,041,115	1,384,706	3,436	56,446	12,866	1,293,685	1,265,349	161,803	594,035
2010．1	2,013,328	1,377,071	3,436	56,446	13,841	1,271,282	1,246,148	162,618	585,589
2	2,007,879	1,368,960	3,435	56,448	12,676	1,269,151	1,245,403	164,185	581,816
3	2,019,722	1,356,890	3,376	56,458	14,539	1,278,801	1,250,672	165,573	588,024
2009．3	2,025,547	1,353,206	3,483	55,193	14,808	1,272,230	1,239,884	168,359	596,985

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2009．10	931,396	530,688	159,335	117,425	118,349	7,934	877,584	866,227	4,800	226,760	9,034	163
11	910,325	510,460	151,799	111,526	118,402	8,152	862,851	850,703	4,800	219,838	7,783	163
12	908,600	511,636	144,087	107,575	117,923	8,158	859,582	848,753	4,800	216,932	8,548	162
2010．1	887,939	506,913	144,179	107,652	118,510	7,529	841,485	831,600	4,800	216,069	7,482	162
2009．1	893,330	513,760	158,667	120,414	117,027	7,867	857,565	845,410	6,726	225,894	7,599	170

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金（2009年4月より共済借入金を含まない）。
4 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金（2009年4月より共済貸付金を含まない）。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2006. 3	788,653	486,640	2,507,624	1,888,910	541,266	1,092,212	159,430
	2007. 3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673
	2008. 3	820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300
	2009. 3	833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634
	4	837,248	511,674	2,557,908	2,013,275	564,239	1,167,756	164,878
	5	837,769	510,649	2,543,925	2,018,537	564,363	1,165,220	164,563
	6	848,090	520,533	2,571,576	2,036,327	569,483	1,175,838	165,939
	7	844,810	519,657	2,538,504	2,011,138	565,325	1,169,018	165,248
	8	847,338	520,176	2,523,539	2,016,436	567,263	1,175,029	165,932
	9	841,264	512,134	2,536,077	2,016,367	568,845	1,173,981	166,372
	10	845,741	514,248	2,496,707	2,016,193	568,561	1,175,306	166,267
	11	844,375	512,717	2,545,976	2,023,462	568,507	1,173,422	166,063
	12	853,057	520,050	2,534,595	2,043,112	577,352	1,185,688	168,005
	2010. 1	847,735	515,434	2,541,101	2,028,975	572,000	1,177,279	167,212
	2	850,048	517,091	2,550,103	2,043,890	574,687	1,183,145	168,014
	3	P 844,774	P 511,856	P 2,614,943	P 2,073,947	P 567,675	P 1,173,643	P 167,335
前年同月比増減率	2006. 3	1.5	0.6	1.5	0.5	0.3	1.7	2.1
	2007. 3	1.7	1.9	△0.8	2.5	0.9	2.0	0.8
	2008. 3	2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6
	2009. 3	1.5	△0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2
	4	1.7	△0.2	1.6	2.3	1.3	1.7	0.4
	5	1.7	0.2	1.2	2.8	1.6	1.8	0.5
	6	1.7	0.6	1.9	2.2	1.4	1.8	0.6
	7	1.8	0.8	1.8	2.4	1.7	1.7	0.6
	8	1.7	0.5	2.3	2.2	1.7	1.6	0.6
	9	1.6	0.4	1.7	2.9	2.3	1.7	0.7
	10	1.7	0.5	0.7	3.8	3.2	2.3	1.3
	11	1.5	0.2	1.2	3.1	2.5	2.0	1.4
	12	1.7	0.7	1.8	2.8	2.7	1.8	1.6
	2010. 1	1.7	0.5	1.8	3.1	2.7	2.0	1.8
	2	1.5	0.3	1.6	2.9	2.6	1.8	2.1
	3	P 1.4	P 0.6	P 1.5	P 3.6	P 1.2	P 1.7	P 2.3

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，信用金庫は信金中央金庫調べ，信用組合は全国信用組合中央協会，その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は，月次数値の公表が行われなくなったため，掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2006. 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,095	626,706	93,078
	2007. 3	212,166	51,529	1,808,753	1,442,604	416,504	634,955	93,670
	2008. 3	215,985	52,468	1,804,791	1,480,672	426,428	635,433	93,828
	2009. 3	223,750	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073
	4	223,133	55,600	1,885,907	1,530,286	430,019	643,668	93,554
	5	226,069	55,659	1,877,806	1,530,795	430,952	644,816	93,601
	6	226,169	55,065	1,859,204	1,524,155	429,716	642,435	93,278
	7	226,784	55,105	1,846,961	1,524,611	430,665	642,594	93,484
	8	226,785	55,230	1,825,420	1,522,732	429,783	641,254	93,400
	9	226,294	55,180	1,820,787	1,531,553	434,298	644,596	93,802
	10	226,083	57,354	1,813,169	1,528,779	432,084	642,985	93,764
	11	226,101	56,773	1,811,129	1,523,166	430,611	640,200	93,733
	12	225,262	56,714	1,819,008	1,537,588	436,304	646,571	94,401
	2010. 1	225,009	57,004	1,806,900	1,533,707	434,297	641,725	94,100
	2	225,042	56,437	1,803,743	1,532,833	434,000	640,894	94,186
	3	P 227,148	P 55,969	P 1,849,372	P 1,549,902	P 435,430	P 642,765	P 94,573
前年同月比増減率	2006. 3	△0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4
	2007. 3	2.3	3.0	△3.0	3.0	1.6	1.3	0.6
	2008. 3	1.8	1.8	△0.2	2.6	2.4	0.1	0.2
	2009. 3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3
	4	3.8	7.6	5.0	4.1	1.6	2.3	0.3
	5	3.8	6.7	4.6	3.8	1.5	2.1	0.2
	6	3.8	7.0	2.8	3.3	1.5	1.9	0.2
	7	3.6	6.4	2.1	3.0	1.6	1.7	0.3
	8	3.6	4.9	1.0	2.5	1.2	1.2	0.1
	9	3.0	4.1	1.1	2.6	1.6	1.0	0.1
	10	2.9	5.0	△1.2	2.2	1.5	1.1	0.4
	11	2.8	3.1	△2.6	0.9	0.7	0.2	0.1
	12	2.7	1.1	△4.5	0.0	0.6	△0.4	△0.1
	2010. 1	2.6	0.3	△4.2	0.1	0.6	△0.7	△0.4
	2	2.5	△0.5	△4.8	△0.0	0.6	△0.9	0.1
	3	P 1.5	P △0.8	P △2.6	P 0.3	P 0.6	P △0.9	P 0.5

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は，月次数値の公表が行われなくなったため，掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。